

～響かせようトットリズム～

# 鳥取県男女共同参画白書

～平成 27 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

鳥 取 県

鳥取県では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成12年12月に鳥取県男女共同参画推進条例を制定し、平成13年6月に鳥取県男女共同参画計画、平成19年3月に第2次鳥取県男女共同参画計画を策定して、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。

その結果、審議会委員や自治体管理職における女性割合は増加し、県内全市町村で男女共同参画計画が策定されるなどの成果があった一方で、固定的な性別による役割分担意識は根強く、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画はいまだに低い状況であるなど、様々な課題があり、それらの解決に向けて取組を進める必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、更に男女共同参画を推進するため、平成24年3月に「第3次鳥取県男女共同参画計画」を策定しました。

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例第9条に基づく年次報告書として、「第3次鳥取県男女共同参画計画」の体系に沿って、各部局の取組や進捗状況を示すなど、本県における男女共同参画の推進状況を県民の皆様に明らかにするためのものです。

## <鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿>

鳥取県が目指す男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、

家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

## 第3次鳥取県男女共同参画計画の体系

I	平成27年度の主な事業、取り組み	1
II	男女共同参画施策の実施状況	9
	第3次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況	
	テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	9
	テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現	18
	テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	25
III	男女共同参画施策の実施効果	38
	第3次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況	38
IV	データで見る男女共同参画の現状	43
	鳥取県の人口と世帯	43
	(1) 人口	人口の推移／年齢3区分別人口の推移
	(2) 世帯	一般世帯数、1世帯当たり人員の推移／一般世帯の家族類型別世帯数の推移
	(3) 人口動態	「合計特殊出生率」全国との比較／「出生・死亡」全国との比較／「婚姻・離婚」全国との比較／年齢階級別未婚率
	テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	47
	議会議員における女性割合の推移／審議会委員における女性割合の推移／自治体管理職における女性割合の推移／教員・教頭及び副校長・校長における女性割合／男女の役割分担意識／社会通念・慣習などにおける男女平等感／子ども会役員における男性の割合／男女有業者の週平均生活時間／消防団員における女性割合／自治会役員における女性割合	
	テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現	52
	〔鳥取県男女共同参画推進企業〕認定状況の推移／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕業種別の認定状況／職場における男女平等感／年齢階級別労働力率／男女別就業率の推移／夫婦とも就業者である世帯の推移／雇用形態別雇用者数の推移／一般労働者の月間所定給与内給与／短時間（パートタイム）労働者数、時間所定内給与／「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度／仕事と生活の調和に関する希望と現実／産業大分類別就業者数／従業上の地位別就業者数の推移／選任委員に占める女性農業委員の割合／農業協同組合における女性割合の推移／家族経営協定の締結状況／女性起業組織の推移	
	テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	60
	一般民間企業における障がい者雇用率の推移／65歳以上の要介護等認定者数／ひとり親世帯の就業状況／ひとり親世帯の年間収入／ひとり親世帯の世帯構成／ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験／DV相談件数、一時保護数の推移／「デートDV」という言葉の認知度／ストーカーの被害経験／性犯罪の認知件数（被害者の性別）／男女共同参画センターにおける男性相談の推移／母子保健関係指標の推移／人工妊娠中絶件数の推移／保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移／死亡原因の内訳／がん検診受診率の推移	

### 第3次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

#### A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点目標		施策の基本的方向
1	自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画	(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 (2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進 (3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進
2	男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実	(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進 (4) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成 (5) 国際的視野を持った男女共同参画の推進
3	男性や子どもにとっての男女共同参画	(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進 (2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進 (3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 (4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備
4	地域の様々な分野における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進 (2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進 (3) 自治会やPTAなど地域社会での男女共同参画の推進

#### B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標		施策の基本的方向
5	男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり	(1) 女性の能力発揮を進めるための支援 (2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての理解の促進 (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援 (3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援
7	農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進	(1) 物事を決める場面への女性の参画の推進 (2) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

#### C 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標		施策の基本的方向
8	男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり	(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (2) 障がい者の自立した生活に対する支援 (3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応
9	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制の充実 (3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進 (4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
10	生涯を通じた男女の健康の支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産などに対する健康支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

## 〔1〕 広がるイクボスの輪

### 【イクボスとっとり共同宣言】

「イクボス」とは自ら仕事と家庭を大切に、ワーク・ライフ・バランスを実践することで仕事の充実を図り、組織の業績、結果を出しつつ、部下の仕事と家庭の両立も応援する経営者・管理職のことです。

平成27年6月3日、平井知事の呼びかけにより、県内の経済団体、労働組合、行政のトップ11人が「イクボスとっとり共同宣言」を実施しました。



#### イクボスとっとり共同宣言

- 私は、長時間労働の削減、柔軟な働き方の推進などの働き方改革を通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス」となります。
- また、自らも鳥取の豊かな自然に親しみ、家庭や地域を大切にするワーク・ライフ・バランスの実践者として、人生を思いっきり楽しみます。
- 県内各地の企業や団体に「イクボス」を増やし、その取組を広げ、男女がともに働きやすい鳥取県を目指し、全力で取り組みます。

平成27年6月3日

### 【イクボスの広がり】

#### ○市町村への広がり

平成28年1月26日に実施された行政懇談会において、全市町村長が共同で「イクボス宣言」を実施しました。

また、南部町、湯梨浜町、北栄町、伯耆町、琴浦町では、町長及び管理職員等が「イクボス宣言」を実施しています。(平成28年3月現在)

#### ○県内企業への広がり

男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業 109社(平成28年3月現在)

## 〔2〕北東アジア地域女性指導者フォーラムへの参加

鳥取県では、北東アジア諸国(韓国江原道、中国吉林省、モンゴル中央県、ロシア沿海地方)の女性民間団体と、行政機関の交流と協力を促進するため、女性指導者の交流会を行っています。



### 【第7回北東アジア地域女性指導者フォーラム】

- 開催日 平成27年7月20日～7月21日
- 場 所 モンゴル中央県
- 参加国 韓国江原道、中国吉林省、モンゴル中央県、泉佐野市、鳥取県(8名)
- テーマ 「北東アジア地域における持続可能な社会経済成長に向けた女性の活躍」  
キャッチフレーズ: 地域の発展はここから、わたしたちから始まる！
- 概 要 基調講演  
～鳥取の経済成長のためにわたしたちができること！！～  
ディスカッション  
～決定権を有する職務における女性の参画と教育～

## 〔3〕内閣府「女性のチャレンジ賞」県内初受賞！

男女共同参画週間にあたる平成27年6月24日に内閣府主催「女性のチャレンジ賞(男女共同参画担当大臣賞)」を福嶋登美子ブリリアントアソシエイツ株式会社代表取締役が受賞しました。「女性のチャレンジ賞」の受賞は県内では初となります。



### <受賞理由(主な活動内容)>

- ・女性の視点から、地域の活性化を企図とした飲食事業や観光事業を幅広く展開。
- ・ビーツ(赤かぶ)で色付けしたピンク色の「ピンク華麗(カレー)」や「ピンク醤油」を開発し、古民家を改装したカフェで提供。
- ・観光事業では、電動アシスト付三輪自動車による国指定重要文化財等の観光スポット回遊などのエコツーリズムを実現。

### <女性のチャレンジ賞>

内閣府が、平成16年度から多くの皆さんに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を身近に感じてもらえるよう、起業、NPO 法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループ等を対象に、「女性のチャレンジ賞」として表彰しています。

## 〔4〕輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度の創設

### 【輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度】

鳥取県の有業者に占める女性割合は高い(全国7位)が、管理的職業従事者に占める女性割合が低い(全国30位)という現状を踏まえ、企業が女性活躍の取組を進める仕組みを作り、他企業へ効果を波及させることを目的として、「輝く女性活躍パワーアップ企業」登録制度を創設しました(データはH24就業構造基本調査)。

本制度においては、女性活躍のための自主宣言・行動計画を策定し人材育成や環境整備に取り組む企業・団体を、「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録し、企業・団体における女性活躍の取組を推進しています。

平成27年6月29日 輝く女性活躍パワーアップ企業登録第1号から第3号の企業に登録証を交付しました。



○輝く女性活躍パワーアップ企業登録数 41社(H28. 3現在)

### 【輝く女性活躍パワーアップ企業への支援制度】

項目	内容
女性活躍のための企業支援補助金	企業の自主宣言に係る行動計画達成のための取組に要する経費の一部を補助。 (対象経費1/2以内：上限10万円) ○活用例：女性の資格取得(講習料・教材)、研修会参加(受講料・旅費)等
環境整備支援助成金	女性の就業促進を図るための職場環境整備に要する経費の一部を補助。 (対象経費1/2以内：上限50万円) ○活用例：更衣室、シャワールーム、トイレ、託児スペース、分煙設備の設置等
離職者正規雇用奨励金	育児等の理由により離職した女性を正規の社員として再雇用した場合に支給。 (1企業あたり20万円)
女性活躍アドバイザー派遣	女性活躍のための職場環境改善、環境整備のためのアドバイザー(社会保険労務士)を無料で派遣。

(H28. 3現在)



## 〔5〕輝く女性活躍加速化とっとり会議

### 【とっとり女性活躍ネットワーク会議の発足】

女性の視点で、女性活躍のための仕掛けを企画、実施する組織として、「とっとり女性活躍ネットワーク会議」を「輝く女性活躍加速化とっとり会議」内に設置し、第1回会議を平成27年7月29日に開催しました。

#### 1 会議の方針

- ① 「輝く女性活躍加速化とっとり会議」の打ち出す女性活躍を推進する目的を達成するために、女性の視点にたった活動をし、意識改革や環境づくりを進め社会を変革する。
- ② 現在活動している女性が、自らの活動や夢を発信することで、次に続く女性たちに可能性を示唆し勇気を与える。

#### 2 メンバー

県内の女性経営者や女性管理職 11名(H28.3.31 現在)

#### 3 取組内容

- ・イクボスバッジの作成
- ・行政や経済団体の長との意見交換
- ・女性従業員との意見交換
- ・若手経営者との意見交換



### 【輝く女性活躍加速化とっとり会議1周年記念フォーラムの開催】

「輝く女性活躍加速化とっとり会議」の1周年を記念して、働く場における女性活躍を目指して、県内企業へのイクボスの普及や、働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進を図るフォーラムを開催しました。

- 1 日時 平成27年9月3日(木)14:00～16:00
- 2 場所 ホテルニューオータニ鳥取 鶴の間
- 3 主催 輝く女性活躍加速化とっとり会議、鳥取県
- 4 参加者 約180名(企業経営者、人事担当者、行政担当者等)
- 5 概要



- 新田龍(にったりょう)氏による特別講演では、なぜ企業にとってイクボス、ワークライフバランスが必要なのか、具体的な企業の取組事例についてお話いただき、先進県としてこれからも取り組んでほしいとメッセージをいただきました。
- トークセッションでは、マタハラネットの小酒部代表より、マタハラを中心とした日本の職場環境についてお話いただき、マタハラが女性の人権問題だけでなく、経済・経営問題であり、企業の皆さんが向き合うべき問題であるとお話をいただきました。



## 【女性リーダー育成セミナーの開催】

女性従業員がキャリアアップをめざし、モチベーションアップを図り、実践的なスキルを身につけるリーダー研修を開催しました。また、セミナー修了後は、セミナー参加者と女性活躍ネットワーク会議のメンバーとの意見交換を実施しました。

- 1 日時 12月15日、16日 10:00～17:00(米子会場)  
12月17日、18日 10:00～17:00(鳥取会場)
- 2 場所 米子コンベンションセンター(米子会場)  
鳥取県立生涯学習センター(鳥取会場)
- 3 主催 輝く女性活躍加速化とっとり会議、鳥取県
- 4 講師 有限会社オフィスウエダ  
代表取締役 上田 実千代 氏 (中小企業診断士)
- 5 参加者 鳥取会場29名  
米子会場28名

### 6 参加者の声

- ・伝え方や聴き方のスキルを分かりやすく教えてもらった。
- ・講師の話が具体的で分かりやすかった。
- ・グループワークで実践的に学べたところがよかった。



## 【女性活躍のためのノウハウ手引書作成】

企業が女性従業員のライフステージ(就職、結婚、出産、子育て、介護等)ごとにどんな対応、支援をしたらいいのか、また実例も掲載したわかりやすい手引きを作成し、配布しました。

○作成部数 9,000部

○配布先 県内に本社のある企業等、経済団体、労働団体、各市町村、鳥取労働局



## 【女性活躍推進法第23条第1項の規定に基づく協議会の設置】

平成27年9月3日に、働く女性の活躍を推進する官民組織「輝く女性活躍加速化とっとり会議」の本年度第1回会議を開催し、当会議を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)第23条第1項に基づく協議会とすることが承認されました。これを受けて、9月4日の女性活躍推進法施行日に協議会を設置したことを公表しました。

### 協議会の設置

#### (1) 協議会の名称

輝く女性活躍加速化とっとり会議

#### (2) 協議会の目的

女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、構成員が相互の連携を図ることにより、有用な情報を共有し、連携の緊密化を図ることを目的とする。

#### (3) 設置した日

平成27年9月4日(金)

#### (4) 協議会の構成員

経済団体 鳥取県商工会議所連合会長、鳥取県経営者協会会長、鳥取県中小企業団体中央会長、  
鳥取県商工会連合会長

労働団体 日本労働組合総連合会鳥取県連合会長

行政 鳥取労働局長、鳥取県知事、市町村長

### (参考)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要(平成27年8月28日成立、9月4日公布・施行(一部を除く。))

- 1 県は、国が策定する基本方針等を勘案して女性の活躍の職業生活における活躍についての推進計画を策定する。
- 2 国、地方公共団体、民間事業者は女性の活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析したうえで、定量的目標や取組内容を内容とする「事業者行動計画」を策定・公表する。
- 3 女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織する。

## 〔6〕男女共同参画推進のための普及啓発・人材育成

よりん彩では、男女共同参画理解者の裾野拡大のため、共同参画時代の自分磨きセミナーを開催しています。また、男女共同参画を推進するキーパーソンとなる人材を育成するため、男女共同参画推進人材育成協働事業による講座を開催し、普及啓発や人材育成に努めています。

平成27年度から、自分磨きセミナーと人材育成協働事業の中に、県の重点施策に沿った講座を民間団体と連携して企画実施する「指定講座」を設けています。また、男性の家庭進出の機運を促進するため、企業向けにイクメン・ケアメン養成セミナー支援事業を実施し、有職男性層の講座への参加を進める取り組みを行っています。

### 【男女共同参画推進人材育成協働事業(指定講座)】

テーマ:「女性の社会参画が地域の未来を決める  
～現状維持でいいのか?～」

開催日:平成27年10月25日

会場:新日本海新聞社中部本社ホール

主催者:鳥取県男女共同参画をすすめるネットワーク

参加者:85名

#### ○主な内容

基調講演(星川淑子さん:鳥取大学教授)

ステージセッション(女性の社会参画による地域の活性化についての発表)

#### ○参加者の感想

- ・女性の社会参画に最も大切なのは固定的役割分担意識の見直し、足下の家庭や地域から意識を変えていく必要がある。
- ・ステージセッションについては登壇者が多く、もう少し1人ずつ話を聞く時間が欲しかった。



### 【イクメン・ケアメン養成セミナー支援事業】

テーマ:「企業現場におけるワーク・ライフ・バランス」

開催日:平成27年6月5日

会場:FDK鳥取株式会社(岩美町)

主催者:FDK鳥取株式会社

参加者:57名

#### ○主な内容

講演(福井正樹さん:ファザーリング・ジャパン中国支部)

業務を効率化し密度の高い仕事をする事で勤務時間の短縮と企業の業績向上の両立を実践スキルについて

#### ○参加者の感想

- ・イクボス＝社員、部下を大切に上司であり、今までと違う視点を知ることができ良かった。
- ・家事・育児・介護等身近な問題を他人事のように捉えている(男性の)風潮を変える良い機会となった。



## 〔7〕全国トップクラスの女性参画

鳥取県では、政策・方針決定過程の場や防災分野などへの女性の参画が、全国トップクラスとなっています。

都道府県議会議員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	東京都	19.8
2	京都府	15.5
3	滋賀県	14.9
4	奈良県	14.3
5	秋田県	14.0
5	福島県	14.0
5	神奈川県	14.0
8	兵庫県	12.9
9	沖縄県	12.8
<b>10</b>	<b>鳥取県</b>	<b>12.1</b>

町村議会議員に占める女性の割合(都道府県)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	神奈川県	21.2
2	大阪府	19.7
3	埼玉県	17.9
4	京都府	14.8
<b>5</b>	<b>鳥取県</b>	<b>13.6</b>
6	新潟県	12.7
6	長野県	12.7
8	兵庫県	12.4
9	岐阜県	12.1
10	山口県	11.8

都道府県の地方公務員管理職に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	東京都	15.1
<b>2</b>	<b>鳥取県</b>	<b>13.0</b>
3	富山県	10.7
4	神奈川県	9.6
4	新潟県	9.6
6	香川県	9.5
7	京都府	9.4
8	島根県	9.0
9	徳島県	8.8
10	岐阜県	8.6

都道府県の審議会等委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	45.7
<b>2</b>	<b>鳥取県</b>	<b>43.2</b>
3	島根県	37.6
4	宮崎県	35.6
5	埼玉県	35.4
6	新潟県	35.3
7	山形県	34.8
8	佐賀県	34.6
9	岡山県	34.5
10	沖縄県	33.2

市区町村の審議会等委員に占める女性の割合(都道府県別)

順位	都道府県	女性割合(%)
<b>1</b>	<b>鳥取県</b>	<b>30.8</b>
2	滋賀県	30.5
3	神奈川県	29.8
3	福岡県	29.8
5	岡山県	29.0
6	大阪府	28.9
7	山口県	28.7
8	埼玉県	27.9
9	石川県	27.8
9	福井県	27.8

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
<b>1</b>	<b>鳥取県</b>	<b>43.3</b>
2	徳島県	40.3
3	島根県	35.2
4	佐賀県	33.8
5	新潟県	25.0
6	岐阜県	18.0
7	青森県	15.8
8	山形県	15.3
9	岩手県	15.1
10	千葉県	14.8

資料:全国女性の参画マップ(内閣府男女共同参画局 平成27年12月作成)

# II 男女共同参画施策の実施状況

## 第3次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

### テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

#### ●重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

#### (1)議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
男女共同参画社会づくりの推進	・男女共同参画白書及びマップの作成、公表	・白書190部、マップ200部	・県及び各市町村における男女共同参画の推進状況についてとりまとめ公表した。	・進捗状況のとりまとめ時期を早め、関係課に提示する。	・男女共同参画白書及びマップを作成し公表する。	女性活躍推進課
県の機関における男女共同参画に関する職員研修実施の促進	・県機関において、男女共同参画に関連するテーマで職場研修が実施されるよう、働きかけ及び開催支援	・ホームページ、チラシ等により出前講座の広報を行った。 ・31箇所です35回の出前講座を実施した。 ・平行して、人材バンク登録者の活用も行った。	・男女共同参画に関する認識について普及啓発につなげることができた。また、人材バンク登録者の活用にもつなげることができた。	・引き続き、人材バンク登録者の活用を含め、事業のPRが必要である。	・ホームページ、チラシ等により出前講座の広報を行う。 ・人材バンク登録者の紹介も積極的に行う。	男女共同参画センター
男女共同参画人材バンクの充実と活用促進	・男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考などに活用	・登録者数:118人(よりん彩HP公開) ・セミナーの講師に招聘した方への登録要請など充実に努めた。	・審議会委員や講師等の紹介に対して積極的に紹介するほか、出前講座の講師として紹介することで活用促進につながった。	・登録者の高齢化などもあり、新たな人材の発掘が課題。	・引き続き、セミナーの講師に招聘した方への登録要請などにより充実を図る。 ・出前講座の講師として紹介するなど活用にも努める。	男女共同参画センター
県職員における女性幹部登用の促進	・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性登用を推進  ・年度末の人事異動方針に「女性の登用に努めること」を明記するなど方向性を明確にした。 また、管理職の登用のためには、管理職試験を受験する必要があるため、女性を含めて受験者が増えるよう呼びかけなどを行っている。	・H28.4時点の管理的地位(係長級以上)の女性職員割合は:29.7%(H27.4:28.2%)  ・管理職(教頭)試験受験者数が増加した(例:小中41名(H26)⇒53名(H27))。	・課長級以上だけでなく、課長補佐級・係長級への登用も引き続き推進する必要がある。  ・女性を含む管理職の大量退職時期が到来しており、その人数を埋め合わせる管理職志望の教職員育成等が急務。	・特定事業主行動計画で定めた管理的地位(係長級以上)の女性職員割合:32%以上を目標に、引き続き女性登用を推進	人事企画課
議会傍聴者託児サービス	・議会傍聴者への託児サービス	・【27年度実績】 託児利用:0人	なし	・本会議の傍聴を希望する人々に、託児サービスを実施しているという情報が届くよう、より積極的に広報を行う必要がある。	・託児サービスの実施 ・乳幼児同伴で傍聴可能になったことの広報 ・託児サービス実施の広報	議会事務局

#### (2)企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
企業経営者等に対する啓発	・企業経営者等を対象とした人権セミナーの開催	・企業関係者等を対象にした研修会を2回開催、東部会場(2/15)西部会場(2/16) ワークライフバランスの推進についての説明を実施	(参加人数) 東部会場:175名 西部会場:107名 (参加者アンケート) 大変満足、まあまあ満足と回答した人が 東部会場:全体の89.9% 西部会場:全体の94.9%	・研修参加者を増やしていく必要がある。	・企業経営者等を対象とした人権セミナーの開催	人権・同和対策課
男女共同参画推進企業の認定	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 ・企業の取組事例の収集及び紹介	①認定状況等 ・認定委員会の開催4回 ・認定企業数 新規53社(累計586社) ②就業規則整備支援コンサルタント派遣事業 ・派遣実績 16件(新規・全面改正9件、一部改正7件)	・H26年度から女性活躍企業推進員を1名増員し体制を強化したことにより、認定企業数が順調に伸びている。(認定企業数:H25年度11社、H26年度48社、H27年度53社) ・就業規則整備支援コンサルタント派遣事業は企業から好評であり、派遣を受けた企業の16件いずれも新規申請につながった。	・認定企業は建設業が過半数を占めており、業種に偏りがあるため、引き続き認定数の少ない業種に対して効果的な働きかけを行う必要がある。	・企業開拓、認定後のフォローアップのため、コーディネーター(1名)及び輝く女性活躍企業推進員(2名)の配置 ・認定企業支援として、就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士の派遣	女性活躍推進課
働く女性のキャリアアップ支援	・働く女性の働く意欲の向上やキャリアアップを応援するセミナーを開催	・女性従業員がキャリアアップをめざし、モチベーションアップを図り、実践的なスキルを身につけるリーダー研修を実施。 【参加人数】 ・鳥取会場29名 ・米子会場28名	・女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」について41社登録。 ・「鳥取県職場環境実態調査」の結果、管理職に占める女性割合が、前回調査(H24)に比べて上昇している。 【管理職に占める女性割合】 H24 16.8% → H27 18.0% (従業員数10名以上の企業)	・管理的地位に占める女性の割合2020年までに25%という目標に向けて、今後も企業の女性活躍の取組を推進していく必要がある。	・昨年度と同様、女性従業員がキャリアアップをめざし、モチベーションアップを図り、実践的なスキルを身につけるリーダー研修を実施。 ・セミナーの中で、参加者と県内の女性経営者との交流会を充実させる予定。	女性活躍推進課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
男女共同参画を理解し、実践するための講座	・企業、団体等と連携した講座の開催支援 ・自治会等と連携した講座の開催	・自分磨きセミナー委託事業の3企画うち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施した。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、企業と連携してワーク・ライフ・バランス、イクボスをテーマに2講座を開催した。	・自分磨きセミナー委託事業の指定講座では、本県ゆかりの人物や県内在住の方々との話題が身近な親しみやすい実話として共感を得た。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、ワーク・ライフ・バランスが企業の業務効率上昇による収益率向上と同一線上にあることや、管理職や従業員の意識改革の必要性などについて参加者から共感があつた。	・引き続き、今まであまり男女共同参画について学習する機会のなかった方でも参加しやすいテーマや話題を扱うなど、セミナーの内容を工夫して、誰もが参加しやすい講座開催を目指す必要がある。	・自分磨きセミナー委託事業の3企画うち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施する。 ・女性活躍企業推進員等と連携し、企業に対して、イクメン・ケアメン養成講座支援事業のPRを積極的に行う。	男女共同参画センター
人材育成講座の開催	・男女共同参画のキーパーソンとなる人材を育成するための講座の開催	・人材育成協働事業委託のうち、1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施した。 また、公募講座2回、直営講座2回を実施した。	・指定講座では、各分野の第一線で活躍するパネリストの討議の聴講のほか、パネリストとの意見交換を通じて参加者の理解促進を図ることができた。 ・公募や直営講座では、働く女性に対する実践的なスキルアップや女性活躍推進の実例を学ぶ機会となった。	・公募講座への企画提案団体が固定化する傾向にあり、幅広く新しい団体の発掘に努める必要がある。	・引き続き、1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施する。 ・そのほか、公募講座(2回)、直営講座(2回)を実施する。	男女共同参画センター
マネジメント及びマーケティング研修の開催	・企業の中堅リーダーである係長から課長級を対象に研修を開催	東部会場:9月(4回)会場:白兎会館、参加者数:16名 西部会場:10月(4回)国際ファミリープラザ、参加者数:7名	27年度は、23名の受講があり、うち女性の受講者は3名であった。	毎年、別の従業員が受講している企業が多く、新たに受講する企業が少ない。	中堅リーダー研修は、H27年度で終了。H28年度からは、県内企業の発進力の強化のため、県内企業人材確保力アップセミナーを開催。	就業支援課

### (3)大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
教育・研究機関における女性の参画状況に関する調査の実施	・県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関(大学等)における園長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行い、方針決定過程への女性の参画拡大の問題点・課題を明らかにするとともに、女性の参画拡大のための方策について検討	・今後も、学校訪問、学校法人調査等で働きかけていく。	女性校長の割合 <私立学校(中・高・専修)> 校長 27校中1校(3.7%) <高等教育機関(大学・短大・高専)>学長5校中1校(20%)	・今後も、学校訪問、学校法人調査等で働きかけていく必要がある。	・今後も、学校訪問、学校法人調査等で働きかけていく。	教育・学術振興課
		—	—	—	—	子育て応援課
医師・看護職員の勤務環境改善	・医師の過重な労働の緩和 ・女性医師が仕事と育児等を両立し、継続して働くことができる職場環境づくりの支援 ・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	・医療現場におけるワークライフバランス、男女共同参画を推進するための取組を、引き続き鳥取大学(医学部ワーク・ライフ・バランス支援センター)に委託して実施する。	男女共同参画やキャリア継続についての意識改革を図ることができた。	特になし(各事業を実施)	①子育て等から鳥大病院・県立病院で復帰を希望する医師に研修を実施する。 ②女性医師・女性医学生との交流でキャリア形成を支援する。 ③医学生に出産・子育て等と就業の継続を考えさせる教育を実施する。④ホームページで情報発信する。	医療政策課
		・医療現場における女性医師の就業環境を整備する医療機関に対して補助する。	女性医師の就業しやすい環境の整備が進んだ。	(地域医療再生基金の廃止に伴い、事業を廃止)	(地域医療再生基金の廃止に伴い、事業を廃止)	
		・看護職のワーク・ライフ・バランス推進ワークショップ事業を実施する看護協会へ補助する。	参加した病院施設内の労働環境の調査分析により、離職の原因、不満の要因等に対する取組を行い、業務改善を行うことができた。	特になし(28年度で事業終了)。	・鳥取県看護協会が実施する「看護職のワーク・ライフ・バランス(WLB)推進ワークショップ事業」に対し、補助を行う。	
		・当該事業は組み替えを行い、一部事業をナースセンター事業に統合する。	再就業支援受講者のうち、14名が再就業できた。	・参加者数を充分確保する必要がある。	・県内医療機関等に再就業を希望する潜在看護職員又は就業後1年未満の看護職員を対象に、鳥取県看護協会が研修を開催する。	
		・子育て中の医師・看護職員が安心して働くことができるよう、勤務環境改善のための病院内保育所の運営費に対し補助を行う。	・14病院(H26新規3病院)	・引き続き、医師・看護職員等が安心して働くことができるようにするとともに、離職防止及び再就業を促進するため、病院等事業者へ支援を行う必要がある。	・前年同様に病院内保育所を設置する病院等事業者について、運営費の補助を行う。また、学童保育を行う事業者については、補助金の加算を行う。	
医師・看護職員の勤務環境改善(対象:県職員)	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	・H26年度と同様(総合療育センター内において院内保育所を運営(業者委託による運営))	・職場内に保育施設があり、また、土・日・祝日でも対応する利便性等から、育児中の交替制勤務職員の育児と仕事の両立に役立っていると考えている。	・運営委託業者と利用者(職員)との意思疎通を図りながら、さらに利用しやすい環境を整備し維持すること	・H27年度と同様(総合療育センター内において院内保育所を運営(業者委託による運営))	総合療育センター

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
医師・看護職員の勤務環境改善(対象:県職員)	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	・看護師採用試験を7回、医療技術職採用試験を3回実施。	・看護師確保に努め、夜勤専従の試行など夜勤体制の充実を図るための取り組みと医療安全の向上を図ることができた。 ・医療技術職についても薬剤師を除き、概ね必要な人材を確保することができた。	・優秀な人材を必要数確保することができるよう、試験時期の前倒しや、学校訪問など受験者を集める努力を継続して行う必要がある。	・採用試験を通じて必要とする人材を確保するとともに、特に人材確保が困難な薬剤師については、大学訪問等を積極的に実施する。	病院局

## ●重点目標2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

### (1)学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
学校における男女共生教育の充実	・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実	・各学校において、家庭科や総合的な学習の時間、道徳、学級活動などで男女平等の考え方やその意義について学習するとともに、教育活動全体を通して、規範意識や命の大切さ、生き方などについても発達段階に応じて学習を実施。また、キャリア教育を通し個性を生かした進路指導を実施。	・各学校において男女平等の考え、規範意識、命の大切さ等に係る指導の充実が図られた。 ・各学校においてボランティア活動、勤労奉仕活動、職場体験等の活動を通し、個性を生かした進路指導の充実が図られた。	・地域や社会の情勢を踏まえた指導の充実 ・道徳教育のさらなる充実	・道徳教育指導力向上研修へ教員派遣 ・道徳教育パワーアップ研究協議会の実施 ・指導主事による各校への指導助言	小中学校課
		・各学校において立案した人権教育全体計画に基づき、全教科・全領域で指導を行った。 ・県立特別支援学校教員をジョブコーチセミナーへ6名派遣し、現在県内10名の資格取得者となった。 ・技能検定において、清掃部門を拡充し、じゅうたん・床清掃及びガラス・窓枠清掃を行った。次年度に向けて、喫茶部門の検討も進めた。	・児童生徒の自立と社会参加を目指し、個別の指導計画に基づき、個々の実態に応じた指導支援に努めた。 ・資格を取得した教員の多くが、各校において進路指導主事等の校内のキーパーソンとして活躍している。 ・技能検定に38名の参加があり、日頃の学習の成果を発揮した。審査員からも生徒の努力や学習の成果について評価が高かった。	・児童生徒の自己肯定感や人権意識等を育む指導の充実を図るとともに、共生社会の実現に向けて交流及び共同学習の推進を図る必要性がある。 ・ジョブコーチセミナーを受講し、資格所得者を増やす必要性がある。 ・技能検定の種目の充実を図り、生徒の意欲の向上を目指すことが引き続き重要である。	・学校における人権教育等の推進を図る。 ・県外ジョブコーチセミナーへ教職員を派遣する。 ・技能検定において、喫茶部門を実施し、種目の拡充を図る。	特別支援教育課
	・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用 ・教職員研修の実施支援	・事例集の活用…人権教育主任研究協議会で事例集の活用方法を説明 ・教職員研修…新任教職員研修の一部に「男女共同参画の実現に向けて～学校教育での取組～」を盛り込み、研修を実施	・研究協議会は全校種から231名が参加 ・新任教職員研修には146名が参加	・人権教育の分野は多岐に渡るため必ず活用があるとは限らないが、引き続き活用の促進を促していく必要がある。	・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用促進 ・教職員研修の実施支援	人権教育課
男女共同参画意識の育成	授業での男女共同参画に対する意識の育成	・「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成した。	・生徒の男女共同参画に対する意識を高めることができた。	・継続的な男女共同参画意識の育成	・「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成	高等学校課
特定の分野に偏らない進路指導	進学、就職指導の際の、固定的な観念等にとらわれない指導	・進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれずに、個人の能力や資質に沿った指導を実施した。	・進学や就職指導においても、生徒個々の進路希望や資質能力に応じたきめ細かな指導を行い、性別による固定的な観念にとらわれない進路指導ができた。	・固定的な観念にとらわれない進路指導の継続	・進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれずに、個人の能力や資質に沿った指導の実施	高等学校課

### (2)家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
県立人権ひろば21(ふらっと)の運営	・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等	【鳥取県立人権ひろば21管理委託費】 ・県民の人権学習の場として自由に交流し、人権に関する情報を発信・提供する拠点施設として運営している。 ・人権ライブラリーの運営(図書・啓発ビデオ等の選定・貸し出し) ・交流スペースの運営(イベント、人権学習空会等の開催) ・来館者数:4,462人 ・図書等貸出:1,985件、小イベント:42回	図書等の貸出期間の延長、公民館等への学習会等の周知、イベント開催回数増加等により、利用者が徐々に増えている。 (H26年度 4,135人⇒H27年度 4,462人)	・利用者数は徐々に増えているが、若年層の利用が少ない。若年層を対象とした人権学習会、インターネットを活用した広報等を積極的に行うことが必要。またパネル展やイベント実施、貸出図書等の充実を図っていく必要がある。	・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等	人権・同和対策課



具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
(公社)鳥取県人権文化センターへの支援	・人権問題に関する各種研修会、講座の開催	・人権問題調査研究の専門機関である(公社)鳥取県人権文化センターに対し、運営費助成(会費の負担)を行い、人権啓発推進員養成・実践講座の開催や人権啓発事業等を実施した。	・各種研修会等を開催し、人権啓発を推進できた。	・引き続き、効果的な人権啓発を推進していく。	・引き続き、(公社)鳥取県人権文化センターに対し、運営費助成(会費の負担)を行う。	人権・同和対策課
県民との協働による人権啓発	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムや演劇等と講演等の組み合わせの開催を委託	①県民の人権に関する自発的な取組を公募し、民間団体と行政で構成する実行委員会に委託して、人権啓発を推進した。 ②学生と行政で構成する実行委員会に委託して、人権啓発を推進した。	①実施した5事業に計826人が参加して、様々な人権課題について認識を深めることができた。 ②大学生等が企画したLGBT成人式により、当事者が心を開くことができる機会を提供できた。	・事業内容に偏りが出ないよう、公募の方法等を所属内で協議する。	・県民の人権に関する自発的な取組を公募し民間団体と行政で構成する実行委員会に委託して人権啓発を推進する。	人権・同和対策課
人権尊重理念の啓発	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	①人権啓発広報事業 ・人権ラジオ番組(月2回、年間24回放送) ・テレビスポットCM(3/11～31) ・人権情報誌「ふらっと」を6月、11月に発行 ②とっとりユニバーサルデザイン推進事業 ・出前講座、出前授業、パネル展示等を行い、UD理念の普及啓発を図っている。	①人権啓発広報事業 様々な媒体を使って、啓発広報を実施できた。 ②とっとりユニバーサルデザイン推進事業 多くの県民に啓発することにより、UDに対する理解を促した。	①人権啓発広報事業 より多くの県民に啓発できる放送内容になるよう工夫する。 ②とっとりユニバーサルデザイン推進事業 今後も多くの県民に啓発を行う事が必要。また、今後はカラーUDについても啓発していく。	・引き続き、ラジオ番組(月2回、年間24回放送)、テレビスポットCM、人権啓発情報誌(年2回)作成等を行う。 ・啓発パネル展示、研修、出前授業、出前講座を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図る。	人権・同和対策課
男女共同参画団体への活動支援	・県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対する支援	・よりん彩活動支援事業において、公開講座14事業、研修支援講座6事業、調査研究等事業1事業に対して補助を行った。	・若者企画講座は実施が無かったが、他の講座は一定数開催されており、活動支援の取組は継続できた。	・実施が無かった若者企画講座について、県内の大学や専門学校等へのPRを強化し、積極的な活用を促す必要がある。	・よりん彩活動支援事業において、公開講座、研修支援講座、若者企画講座、調査研究等事業を募集し、補助する。	男女共同参画センター
【再掲】 多様な団体との連携による講座の実施、人材育成	・自治会等での講座の開催を進めるために市町村と連携した働きかけ ・共同参画時代の自分磨きセミナーによる啓発	・自分磨きセミナー委託事業の3企画うち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施した。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、企業と連携してワーク・ライフ・バランス、イクボスをテーマに2講座を開催した。	・自分磨きセミナー委託事業の指定講座では、本県ゆかりの人物や県内在住の方々との話題が身近な親しみやすい実話として共感を得た。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、ワーク・ライフ・バランスが企業の業務効率向上による収益率向上と同一線上にあることや、管理職や従業員の意識改革の必要性などについて参加者から共感があつた。	・引き続き、今まであまり男女共同参画について学習する機会がなかった方でも参加しやすいテーマや話題を扱うなど、セミナーの内容を工夫して、誰もが参加しやすい講座開催を目指す必要がある。	・自分磨きセミナー委託事業の3企画うち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施する。 ・女性活躍企業推進員等と連携し、企業に対して、イクメン・ケアメン養成講座支援事業のPRを積極的に行う。	男女共同参画センター
生涯学習講座等の開催	・とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」等の開催	・全9講座開催	・累計約1,100名参加	・幅広い世代の参加 ・情報発信、提供方法の見直し ・関係機関との連携 ・学んだ成果を地域に還元する仕組みの検討	・全9講座開催 ・受講料無料化 ・一部ライブ配信実施 ・大学との連携	社会教育課
家庭や地域社会における学習機会や情報の提供	・保護者が参加する機会に家庭教育アドバイザーを派遣し、親の学びを支援する。 ・「とっとり子育て親育ちプログラム」を普及させ、親の気づきと家庭教育について学びあえる仲間づくりを促す。 ・家庭教育啓発を行うための広報の充実	・家庭教育アドバイザーの派遣(23件) ・「子育て親育ちプログラム」ファシリテータ(進行役)の派遣(41件) ・家庭教育啓発広報「小学生スタートブック」再版 ・家庭教育啓発リーフレット「子どもと向きあうととりの家庭教育」作成等	・講師等の派遣により、ねらいに沿った研修が確実に実施されている。特に園や子育て支援センター、市町村の子育て講座において、幼児期の家庭教育の充実を図ることができた。	・小学校における家庭教育に関する保護者啓発。 ・家庭教育への関心の低い保護者への手立て。 ・家庭教育に対する理解に向けた社会全体の気運の醸成。	・家庭教育アドバイザーの派遣:4月～3月(20件) ・「子育て親育ちプログラム」ファシリテータ(進行役)の派遣:4月～3月(50件) ・「子育て親育ちプログラム」ファシリテータ養成講座 ・家庭教育支援研修会 ・家庭教育啓発広報 ・市町村で実施する学習機会の提供や相談等事業への補助	小中学校課
社会教育主事の養成	・社会教育について専門性の高い人材の養成	・研修会の実施 ・県・市町村合同研究協議会の実施 ・社会教育主事の養成	・社会教育主事講習 12名受講 ・県市町村合同研究協議会を4市町村で実施 38名参加 ・新任生涯学習・社会教育担当者研修会 17名参加	・学びの成果を地域活性化につなげる取組の充実 ・社会教育主事の数及び専門性の充足	・県内公民館訪問の実施 ・県主催、鳥取県社会教育協議会主催の各種研修会の充実 ・社会教育主事講習の充実 ・社会教育主事フォローアップ研修の実施	社会教育課
生涯学習情報の提供	・インターネット、情報誌等での生涯学習情報の提供	・生涯学習情報誌「生涯学習ととりの」発行(6回) ・生涯学習情報提供サイト「とっとり県民学習ネット」による情報発信	・「生涯学習ととりの」(無料配布)は、ニーズが高く、H26年度から印刷部数を増刷している。	・効果的な情報発信(県民に情報を届ける工夫、見せ方の工夫) ・「とっとり県民学習ネット」のあり方の見直し ・SNS等の活用の検討	・生涯学習情報誌「生涯学習ととりの」発行(年6回)による情報発信 ・生涯学習情報提供サイト「とっとり県民学習ネット」による情報発信	社会教育課 各教育局

### (3)男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
市町村条例・計画等の策定促進	・市町村担当課長会議の開催 ・個別の働きかけ	・市町村担当課長会議の開催及び未制定の市町村に対する聞き取り、働きかけの実施。	・条例策定済 18市町村 ・計画策定済 全市町村	・定期的な情報交換	・未制定町への状況確認及び働きかけを継続的にやっていく。	女性活躍推進課
【再掲】男女共同参画社会づくりの推進	・男女共同参画白書及びマップの作成、公表	・白書190部、マップ200部	・県及び各市町村における男女共同参画の推進状況についてとりまとめ公表した。	・進捗状況のとりまとめ時期を早め、関係課に提示する。	・男女共同参画白書及びマップを作成し公表する。	女性活躍推進課
男女共同参画センターによる普及啓発	・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸出、情報誌の作成・配布	・各種セミナー、講座を通じた啓発活動を実施。 ・啓発に有意義な資料や図書の収集や公立図書館との連携を強化して、資料等の活用を図るとともに、セミナーや講座の機会の資料のPRを実施した。	・各種セミナー、講座を通じた啓発活動とともに、資料や図書等の活用を行うことで、効果的な普及啓発活動となった。	・効果的なPR活動により、各種セミナー、講座等への興味や関心を高める工夫が必要。	・各種講座やセミナー等による意識啓発の継続実施。 ・啓発に有意義な資料や図書の収集及び公立図書館との連携を強化により、資料等の効果的な活用を図る。	男女共同参画センター
【再掲】人材育成講座の開催	・男女共同参画の理解者の層拡大を図るため様々なテーマの講座を開催	・自分磨きセミナー委託事業の3企画の中1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施した。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、企業と連携してワーク・ライフ・バランス、イクボスをテーマに2講座を開催した。	・自分磨きセミナー委託事業の指定講座では、本県ゆかりの人物や県内在住の方々との話題が身近な親しみやすい実話として共感をえた。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、ワーク・ライフ・バランスが企業の業務効率上昇による収益率向上と同一線上にあることや、管理職や従業員の意識改革の必要性などについて参加者から共感があった。	・引き続き、今まであまり男女共同参画について学習する機会がなかった方でも参加しやすいテーマや話題を扱うなど、セミナーの内容を工夫して、誰もが参加しやすい講座開催を目指す必要がある。	・自分磨きセミナー委託事業の3企画の中1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施する。 ・女性活躍企業推進員等と連携し、企業に対して、イクメン・ケアメン養成講座支援事業のPRを積極的に行う。	男女共同参画センター
男女共同参画に係る啓発	・研修会等による女性自身の参画意識の高揚	〔日野郡男女共同参画連絡会への参画〕 ・日野郡における男女共同参画社会の実現を目的とする連絡会に構成員として参画(事務局:江府町社会教育課) ・研修会等への協力、参加 ・広報誌発行に係る協力	・連絡会により、会員相互の情報交換・連携を図った。 ・研修会、広報誌は男女共同参画の意識向上を図る有益なツールとして活用された。	・連絡会実施事業は、よりん彩などの補助金に大きく依存しており、継続した事業実施のためには安定した財源確保が必要。	〔日野郡男女共同参画連絡会への参画〕 ・引き続き、連絡会に構成員として参画 ・研修会等への協力、参加 ・広報誌発行に係る協力  〔第2次日野町男女共同参画プラン評価委員会への参画〕 ・地域振興局長が、第2次日野町男女共同参画プラン評価委員会委員として就任	日野振興センター 日野振興局

### (4)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
青少年健全育成条例施行	・青少年を取り巻く環境浄化など青少年健全育成条例を効果的に運用 ・健全育成協力員による図書類の販売実態等の調査、報告 ・有害図書類指定審査会の開催	・大手電気量販店やサイクルショップ店へ県警と訪問調査を行った。 ・12月に東・中・西部で講演会を実施した。 ・夏休み期間中に東・中・西部においてペアレンタルコントロールの普及啓発キャンペーンを実施した。	・訪問店は全てにおいて条例内容を理解し、購入者へペアレンタルコントロールの書面の交付等を行っていた。 ・12月のクリスマス前に講演会を実施することで、ペアレンタルコントロールの大切さがアピールできた。	・量販店などの実態把握をさらに進める必要がある。	・ペアレンタルコントロール普及啓発広報(講演会、啓発リーフレットの作成・配付、販売店への聞き取り調査) ・青少年健全育成条例の周知パンフレットの作成 ・有害図書類指定審査会の開催	青少年・家庭課
メディアとの接し方に関する啓発	・協議会主催による「高校生フォーラム」の開催 ・子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者等への啓発活動の実施	・「電子メディアとの付き合い方フォーラム」の実施、動画コンテンツの作成、リーフレットの作成・配布 ・ケータイ・インターネット教育啓発講師派遣事業の実施 ・新聞広告による広報事業 ・インターネットの利用に関するアンケートの実施	・電子メディアとの付き合い方フォーラム 49名参加 ・講師派遣事業95件 ・県内小中学校、幼稚園、保育園で児童生徒・保護者向けのアンケートを実施	・電子メディアに対する保護者、教職員の危機感の低さと理解不足 ・インターネット環境の進化に対応した教育啓発の内容や手法 ・講師として指導できる推進員の不足	・親子学習の実施、情報教育サポーターの活用 ・ケータイ・インターネット教育推進員の資質向上。新しい教育啓発活動の創造・改善 ・電子メディアとの付き合い方フォーラムの開催	社会教育課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	・学校における情報教育の充実	・県立特別支援学校において、全児童生徒数の約6割にあたるタブレットの端末等を整備した。 ・学校CIOを設置し、学校組織として取り組んできている。 ・ICTサポート事業を実施した。	・児童生徒の実態に応じてタブレット端末の活用を進め、意欲的に活動したり、コミュニケーション能力の向上につながり成果が見られた。 ・ICTサポート事業の実施により、ICT支援員による教員への機器活用サポートや教材作成の支援を行うことができた。	・学校現場において、ICT機器の活用は徐々に進みつつあるが、教職員個々の実情には個人差があり、苦手意識を持つ教員も少なくない現状がある。	・ICT支援員の配置により、教員の障がいや発達の状態に応じた指導方法の周知や児童生徒がICT機器を使用できるように支援することのできる知識や技術の向上を目指す。	特別支援教育課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	・学校における情報教育の充実	・ネットハブローンを依頼しているNPOから月1～2回程度情報提供を受ける。 ・不適切な内容や個人情報等の書き込み、ツイターのアカウント放置による被害拡大等を市町村教育委員会へ情報提供及び指導依頼を行う。 ・教職員を対象とした情報モラルの研修会を県内2箇所で開催する。	・年間で約60件の情報提供があり、当該生徒が在籍していると思われる学校を所管する教育委員会に情報提供及び指導の依頼ができた。 ・ツイキヤスで悪ふざけをしていた中学生をネットハブローンにより発見し、学校に連絡して被害の拡大を防いだ。	・ネットハブローンから情報提供される内容については、ツイッターアカウント放置や成りすまし等の情報モラルについてのものがほとんどであり、ネットハブローンがしめを発見するようなケースはない。 ・Google検索画面で学校名に付随して掲載される画像が生徒の個人写真になった事例に対応したが、ネットハブローンの管轄外であり対応に苦慮した。	・NPO法人が月10回程度、ネットハブローンをを行う。 ・不適切な内容・個人情報の書き込み等が見つかった場合、県教委へ情報提供を行う。 ・県教委は関係市町村教育委員会や学校へ情報提供を行うとともに、情報モラル教育担当課へ情報提供を行う。 ・全県に関係する情報については適宜提供する。	いじめ・不登校総合対策センター
		・学校が専門機関と連携した出前授業で、法教育や金融教育などの充実を図り、実社会で生きていくために必要な知識等を習得することで、生徒自らが主体的に社会と関わる態度を育み、社会参画の意識を高めた。	・専門機関と連携した出前授業は、生徒の理解度も高く、教師のみによる指導のもとに取り組んで来たものが、専門家との連携や学校の組織的な取組と組み合わせることでより効果的になっている。	・事業効果を高めるための連携先専門機関の増加	・学校における主権者教育の充実 ・模擬投票の取組など ・携帯電話やインターネット利用についてのモラルマナー教育の充実	高等学校課

### (5) 国際的視野を持った男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
青少年による国際協力の推進	・青年海外協力隊の普及広報活動等への支援	○平成27年度青年海外協力隊帰国報告会開催 開催日：平成27年12月13日(日) 内容：帰国隊員の活動報告を行った。 ○活動報告書の作成 1,200部作成し、各関係機関・会員等配布 ○鳥取県の隊員参加状況 平成27年度までに277名の鳥取県出身者が隊員として参加。現在、11名派遣(男性5名、女性6名)中。	・隊員経験者は職場や地域において自らの体験を活かした活動を積極的に地域に貢献している。 ・OV会の活動に参加し、制度の広報や新規隊員の掘り起こしにも尽力している。	・隊員応募者が減少傾向にあり、啓発普及に工夫が必要。 ・また、隊員の活動後の就職をはじめとして各種支援が課題。 ※ 企業や民間団体により構成される鳥取県協力隊を育てる会が隊員の活動後の就職等の支援を行っている。	・青年海外協力隊鳥取県OV会への助成 ・OV会が実施する協力隊の活躍を広く県民に紹介する「帰国報告会」や普及広報活動(活動冊子の作成)に対し助成する。	交流推進課
北東アジア女性指導者交流	・北東アジア女性指導者交流会の開催、参加	○第7回北東アジア女性指導者交流会に参加 ＜場所＞モンゴル中央県 ＜日程＞H27.7.18～22 ＜参加者＞8名 ＜基調講演テーマ＞北東アジア地域における持続可能な社会経済成長に向けた女性の活躍 ＜ディスカッションテーマ＞決定権を有する職務における女性の参画と教育	・モンゴル中央県、韓国江原道、中国吉林省、泉佐野市及び鳥取県の代表による発表、意見交換を行い、北東アジア各国の課題や取組の情報共有を図ることができた。	・県民の男女共同参画に対する理解や関心を働きかけていく必要がある。 ・より一層、地域経済における女性の活躍推進や決定権を有する職務への女性の参画を図る必要がある。	—	女性活躍推進課

### ●重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画

#### (1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】男女共同参画センターによる普及啓発	・男性向け講座による意識啓発 ・企業の社内研修への出前講座	・自分磨きセミナー委託事業の3企画うち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施した。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、企業と連携してワーク・ライフ・バランス、イクボスをテーマに2講座を開催した。	・自分磨きセミナー委託事業の指定講座では、本県ゆかりの人物や県内在住の方々との話題が身近な親しみやすい実話として共感を得た。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、ワーク・ライフ・バランスが企業の業務効率上昇による収益率向上と同一線上にあることや、管理職や従業員の意識改革の必要性などについて参加者から共感があつた。	・引き続き、今まであまり男女共同参画について学習する機会のなかった方でも参加しやすいテーマや話題を扱うなど、セミナーの内容を工夫して、誰もが参加しやすい講座開催を目指す必要がある。	・自分磨きセミナー委託事業の3企画うち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施する。 ・女性活躍企業推進員等と連携し、企業に対して、イクメン・ケアメン養成講座支援事業のPRを積極的に行う。	男女共同参画センター
男性相談の実施	・男性臨床心理士による専門相談	・男性相談員による一般相談は毎土曜日に実施するほか、男性臨床心理士の配置による専門相談を毎月1回(電話及び面接)実施した。	・男性からの総相談件数は598件。(内訳) ・一般相談 523件 ・男性相談員による一般相談 50件 ・法律相談 7件 ・男性臨床心理士による専門相談 18件	・一般相談、専門相談ともに一定数の需要があり、継続的な相談体制の維持が必要。	・男性相談員による一般相談(毎土曜日)を実施する ・男性臨床心理士の配置による専門相談を毎月1回(電話及び面接)実施する	男女共同参画センター

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
子育てしやすい企業支援	・父子手帳の配布 ・男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	・市町村窓口で母子健康手帳交付時に父子手帳を交付。 ・商工会等を通じて奨励金チラシを配布するなど周知を実施。	・奨励金交付件数:16件	・奨励金周知及び平成28年度から国が新たに両立支援助成金を創設したことに伴う、県の奨励金の見直し。	・父子手帳の配布 ・男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	子育て応援課

## (2)男性の家庭生活・地域活動への参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】 子育てしやすい企業支援	・父子手帳の配布 ・男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	・市町村窓口で母子健康手帳交付時に父子手帳を交付。 ・商工会等を通じて奨励金チラシを配布するなど周知を実施。	・奨励金交付件数:16件	・奨励金周知及び平成28年度から国が新たに両立支援助成金を創設したことに伴う、県の奨励金の見直し。	・父子手帳の配布 ・男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	子育て応援課

## (3)子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の実施内容	担当課
【再掲】 学校における男女共生教育の充実	・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実	・各学校において、家庭科や総合的な学習の時間、道徳、学級活動などで男女平等の考え方やその意義について学習するとともに、教育活動全体を通して、規範意識や命の大切さ、生き方などについても発達段階に応じて学習を実施。また、キャリア教育を通じ個性を生かした進路指導を実施。	・各学校において男女平等の考え方、規範意識、命の大切さ等に係る指導の充実が図られた。 ・各学校においてボランティア活動、勤労奉仕活動、職場体験等の活動を通じ、個性を生かした進路指導の充実が図られた。	・地域や社会の情勢を踏まえた指導の充実 ・道徳教育のさらなる充実	・道徳教育指導力向上研修へ教員派遣 ・道徳教育パワーアップ研究協議会の実施 ・指導主事による各校への指導助言	小中学校課
		・各学校における教育課題に対して、外部講師を招聘した授業を実施したり、奉仕活動や地域住民等との交流を通して、児童生徒の自己肯定感や自信の向上に努めた。	・外部講師を招聘した授業を通して、児童生徒の学習意欲が向上したり、自立と社会参加に向けて学校の特性を生かした取組を展開することができた。	・特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障がいの状態が重度・重複化、多様化してきており、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が求められている。	・各学校の教育課題に即した、学校長の裁量による柔軟で自由度の高い事業立案や予算執行を可能とする「学校裁量予算(指導充実費)」を引き続き確保する。	特別支援教育課
	・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用 ・教職員研修の実施支援	・事例集の活用…人権教育主任研究協議会で事例集の活用方法を説明 ・教職員研修…新任教職員研修の一部に「男女共同参画の実現に向けて～学校教育での取組～」を盛り込み、研修を実施	・研究協議会は全校種から231名が参加 ・新任教職員研修には146名が参加	・人権教育の分野は多岐に渡るため必ず活用があるとは限らないが、引き続き活用の促進を促していく必要がある。	・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用促進 ・教職員研修の実施支援	人権教育課

## (4)子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の実施内容	担当課
学校での生徒の相談窓口	・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置	・臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置(高等学校は、教育相談員を含めて全校配置) ・社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして配置(3校)	・学校の教育相談体制が強化され、児童生徒理解の促進に寄与した。 ・問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるようになった。 ・学校と相談機関の連携が強化され、組織的な対応が可能となった。	・勤務日が限られているため、児童生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がにくい。 ・有資格者等の人材確保が難しい。	・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの継続配置	高等学校課
児童虐待防止	・児童虐待防止に携わる職員の資質向上 ・適切な支援を行うため関係機関の連携を強化 ・児童虐待の予防、早期発見、早期対応の体制の推進	・児童相談所職員のスキルアップ研修実施。 ・児童虐待対応協力員の配置(各児童相談所計6名)	・児童相談所職員の資質向上が図られた。 ・虐待対応協力員の配置により虐待対応体制が強化された。	・児童相談所職員等のスキルアップ ・虐待対応・支援における関係機関との更なる連携	・児童虐待防止に携わる職員の資質向上 ・適切な支援を行うため関係機関の連携を強化 ・児童虐待の予防、早期発見、早期対応の体制の推進	青少年・家庭課
子ども電話相談運営費助成	・親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体への経費助成	・チャイルドラインうさぎのみみへ425千円助成。	・相談件数:529件	なし ※ 相談のニーズに添えている。 H25相談件数:603件 H26相談件数:483件 H27相談件数:529件	・親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体への経費助成	子育て応援課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
小児医療費の助成	・中学校卒業までの子どもの医療費の負担軽減を図る	・助成制度の対象拡大に伴う市町村の事務的経費の一部を補助した。	・全市町村で平成28年度から対象者を18歳(年度末)まで拡大	—	—	子育て応援課
学校支援ボランティアの取組支援	・地域の方々がボランティアとなって登下校時の見守り、生活・学習支援など学校支援を行う体制づくりを推進	・地域の方々がボランティアとなって登下校時の見守り、生活・学習支援など学校支援を行う体制づくりを推進した。 ・学校支援ボランティア研修会(年2回)	・「学校支援地域本部事業」実施数=7市町7本部:小学校20校、中学校10校 「地域で育む学校支援ボランティア事業」(県事業)実施数=9市町1学校組合:小学校90校、中学校31校、特別支援学校1校 ボランティア登録人数 6,940名(H27年度)	・単県事業への財政支援が28年度で終了する学校(60小学校、23中学校、1特別支援学校)があり、28年度以降も学校支援活動を継続実施されるための働きかけ。	・「学校支援地域本部事業」実施数(予定)=7市町7本部:小学校24校、中学校13校 「地域で育む学校支援ボランティア事業」(県事業)実施数(予定)=7市町1学校組合 小学校82校、中学校28校、特別支援学校1校 ・学校支援ボランティア研修会(年2回)	小中学校課
放課後子供教室の推進	・子どもに放課後の安全で安心な活動拠点を確保し、様々な体験活動等を行う放課後子供教室の運営費を補助	・子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後や週末に小学校の余裕教室、公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施した。 ・放課後安全管理研修会(3回) ・放課後指導者研修会(1回)	・実施数=10市町村42教室 ・放課後安全管理研修会(3回):参加者計290名 ・放課後指導者研修会(1回):参加者170名	・放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型又は連携型に向けた推進について、市町村の動向の把握	・子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後や週末に小学校の余裕教室、公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施した。 ・放課後安全管理研修会(3回) ・放課後指導者研修会(1回)	小中学校課
家庭教育相談	・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への電話相談の実施	—	—	—	—	社会教育課
職場環境づくりの推進(対象:県職員)	・ハラスメント防止委員会の設置 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 ・相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣 ・市内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置	・ハラスメント防止委員会の設置 [委員12名を任命] ・専門相談員の配置による相談体制の整備 [外部1名、内部18名] ・相談員を対象とした研修会の開催 [5月11日(月)参加者17名] ・市内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置 ・相談者への対応と所属指導 ・快適な職場環境づくりへの各所属への出前講座の実施 [10所属 12回]	・依頼のあった所属や職域委員会に対し、職場の状況にあった内容で出前講座を行うことで、職員が身近な問題として捉えることができ、意識啓発に繋がった。 ・出前講座で、日頃のコミュニケーションがハラスメント防止につながることを啓発(コミュニケーションの取り方や意味について重点的に講義)を行い、参加者の感想を聞く等して参加者の思いを分かち合うことで、職員自身の気づきに繋がった。 ・職域委員会の議題に取り上げ意見交換することで、職場全体の意識啓発に繋がった。	・ハラスメント防止対策は、個人の問題はもとより職場全体の問題としてとらえることが必要。 ・日頃のコミュニケーションが重要であり、メンタル不調者の防止の視点からハラスメント防止の観点からもコミュニケーションスキルを高めることを重点的に継続的に啓発していくことが必要。	・ハラスメント防止委員会の設置、委員会の開催 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 ・相談員を対象とした研修会の実施 ・市内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置 ・相談者への対応と所属指導 ・快適な職場環境づくりへの各所属への出前講座の実施	福利厚生課
心や性等の健康問題対策事業	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施	・県立学校へ医師や助産師、看護師等の専門家を派遣	・各学校の実態に応じて、専門家を学校へ派遣し、命の大切さについて触れることで、改めて児童生徒自身を大切にしようとする機会となった。	・個々の児童生徒の抱える問題に応じて個別指導する必要がある。 ・児童生徒を取り巻く環境も多様化しており、実態に応じた健康課題の解決が重要と言える。 ・性に関する指導については、命を守り育てる教育として引き続き必要と言える。	・引き続き、専門家派遣を行い、性に関する指導の充実を図る。	体育保健課
薬物乱用防止教育の充実	・薬物乱用防止教育研修会の開催	・日本学校保健会と共催で薬物乱用防止教育研修会を開催(12月)	・具体的な実践発表を盛り込んだことで、参加者の実践意欲につながった。	・児童生徒を取り巻く環境も多様化しており、引き続き薬物乱用防止教育の充実を図ることが必要と言える。	・引き続き研修会を開催し、薬物乱用防止教育の充実を図る。	体育保健課
学校における食育の推進	・食に関する指導用教材の作成とその活用による食育の推進 ・栄養教諭を中核とした食育の推進を図るため、栄養教諭・学校栄養職員研修を実施	・食に関する個別指導用資料を作成(肥満、やせ願望、スポーツ栄養) ・研修会の開催(栄養教諭・学校栄養職員職務研修、食育研修、新規採用研修、5年・10年経験者研修)	・作成した指導資料を活用し、食に関する指導を実施した。また、今後も引き続き活用予定。 ・各栄養教諭、学校栄養職員が研修内容を生かし、学校における食育の推進及び給食管理の充実を図った。	・児童生徒の実態や課題に沿った食に関する指導の継続実施。	・食に関する指導用教材の作成とその活用による食育の推進 ・学校における食育の推進を図るため、栄養教諭・学校栄養職員研修を実施	体育保健課

## ●重点目標4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進

### (1)防災・復興分野における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
女性消防団員・女性防火組織等の育成と支援	・女性防火組織(鳥取県女性防火・防災連絡協議会等)の育成強化と連携組織づくりへの支援 ・情報収集・発信 ・意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識・技術等を高め、消防防災分野への女性参入を促進 ・女性の消防団活動への参加拡大	・交付金を活用し、女性防火防災クラブ等が防災研修等を実施した。 ・補助制度を活用し、女性団体が、防災研修(非常食の作成等)等を新たに開催した。 ・県が独自に実施した地域防災力強化モデル事業のほか、消防庁が実施した女性や若者をはじめとする消防団加入促進モデル事業を実施し、更なる入団促進を呼びかけた。	・新たに防災活動を行う女性団体が増えるとともに、女性団体による防災活動が活性化する契機となった。 ・消防団に対する県民の理解の深化が図られたとともに、消防団に対する関心も惹起することができた。	・継続的な取組につなげる。 ・女性団員の数は過去最高を更新しつつあるものの、増加率は急速に鈍化しており、女性をはじめとして広く消防団への入団を促すほか、消防団が活動しやすい環境整備を進める必要がある。	・防災活動に女性が参画する事業を交付金の交付対象とする。 ・消防庁のモデル事業については、引き続き実施するほか、県として、消防団の在り方検討委員会を立ち上げ、消防団への入団促進と活動しやすい環境整備のあり方について検討する。	消防防災課

### (2)地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
非営利公益活動促進	・総合的に支援するセンターの設置:各種相談対応、講座・研修の実施、団体間のネットワークの促進、団体・活動の情報収集・発信 ・協働推進ガイドラインを改訂し、地域づくり活動に係る内容も加えて、活動者も利用できるガイドラインとして「鳥取力創造ガイドライン(仮称)」を策定	・「とっとり創生支援センター」を東・中・西部に設置し、地方創生に向けた取り組み等、各種相談への対応や支援を行った。 ・「鳥取力創造ガイドライン」に基づき、部局研修と連動した協働研修を実施した。	・「鳥取創生支援センター」や(公財)とっとり県民活動活性化センターを通じ、地方創生に向けた取り組みや地域づくりに取り組むNPO、ボランティア団体などへの活動支援を行ったことで、広く女性の活動の場づくりにつながった。 ・職員を対象に協働研修を行ったことで、地域づくり団体等との協働に関する意識の醸成が図られた。	・地域づくり団体は小規模な団体が多く、組織基盤が脆弱な場合が多い。団体活動が中長期にわたって継続的に発展していくためには、組織基盤の強化が必要。	・「鳥取創生支援センター」や(公財)とっとり県民活動活性化センターを通じた、相談対応や講座・研修実施等による支援を引き続き行う。 ・ガイドラインは、トットリズム県民運動推進に係る趣旨を踏まえた改訂を行い、部局研修と連動した協働研修を引き続き実施する。	参画協働課
地域づくりに取り組む団体への支援	・地域づくり活動に意欲のある県民、NPO、住民団体、事業者等の取組(環境、子育て、地域交流等)を支援	・団体の活動段階に応じた補助金等により、団体の活動を支援した。また、各種媒体を活用し活動のPR等を行った。 ・とっとり元気フェス(鳥取力創造まつりを改称)は、実行委員会形式での実施とし、民間の視点を取り入れた内容とすることができた。	・補助金による団体の活動支援や、団体の活動を様々な媒体を活用して行ったことで、地域づくりの取り組みを活性化させ、広く女性の活動の場づくりにつながった。 ・とっとり元気フェスは、民間の視点を取り入れたこともあり、内容の充実が図られ、また多くの来場者を集め、広く団体の活動を周知することができた。	・課題共有や情報共有等のできる団体間のネットワークづくりが必要。 ・地域づくり団体は小規模な団体が多いため、資金調達や人材確保の手段を持っている例が少ない。	・トットリズム推進補助金の区分を整理し、引き続き活動の段階に応じた支援をしていくほか、地域のコミュニケーションの場づくりに取り組む住民活動への支援メニューを新設する。 ・本県固有の強みを活かし、テーマ設定からプログラム実施までを民間主体で行うプロジェクトを実施する。 ・クラウドファンディングやプロボノの活用等による、活動団体の資金調達や人材確保に係る支援を行う。	参画協働課
地域づくりに取り組む女性の人材育成	・男女共同参画の取組が進みにかかった地域での女性のエンパワーメントと人材育成	・人材育成協働事業委託のうち、1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施した。 また、公募講座2回、直営講座2回を実施した。	・指定講座では、各分野の第一線で活躍するパネリストの討議を聴講のほか、パネリストとの意見交換を通じて参加者の理解促進を図ることができた。 ・公募や直営講座では、働く女性に対する実践的なスキルアップや女性活躍推進の実例を学ぶ機会となった。	・公募講座への企画提案団体が固定化する傾向にあり、幅広く新しい団体の発掘に努める必要がある。	・引き続き、1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施する。 ・そのほか、公募講座(2回)、直営講座(2回)を実施する。	男女共同参画センター
環境教育の推進	・とっとり環境教育・学習アドバイザー制度 ・とっとりエコサポーターズ(鳥取県地球温暖化防止活動推進員)制度	・とっとり環境教育・学習アドバイザー制度 H27年度登録者数2人(男性1人、女性1人)(累計95人) ・とっとりエコサポーターズ制度 H27年度委嘱者数39人(男性24人、女性15人)(累計102人)	・地域の地球温暖化防止活動や環境学習をリードする人材として、女性の活躍が見られた。	・人材の新規開拓を行い、男女ともに幅広い年齢層の参加を推進する。	・鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに、とっとりエコサポーターズの育成や、学習アドバイザーの人材発掘業務を委託し、地域で環境活動を推進する人材の育成を引き続き行う。	環境立県推進課

### (3)自治会やPTAなど地域社会での男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】 多様な団体との連携による講座の実施、人材育成	・自治会等での講座の開催を進めるために市町村と連携した働きかけ ・地域で積極的に活動する団体などの活動支援、人材育成	・自分磨きセミナー委託事業の3企画のうち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施した。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、企業と連携してワーク・ライフ・バランス、イクボスをテーマに2講座を開催した。	・自分磨きセミナー委託事業の指定講座では、本県ゆかりの人物や県内在住の方々との話題が身近な親しみやすい実話として共感を博した。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、ワークライフバランスによる収益率向上と同一線にあることや、管理職や従業員の意識改革の必要性などについて参加者から共感があつた。	・引き続き、今まであまり男女共同参画について学習する機会がなかった方でも参加しやすいテーマや話題を扱うなど、セミナーの内容を工夫して、誰もが参加しやすい講座開催を目指す必要がある。	・自分磨きセミナー委託事業の3企画のうち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施する。 ・女性活躍企業推進員等と連携し、企業に対して、イクメン・ケアメン養成講座支援事業のPRを積極的に行う。	男女共同参画センター

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
ともに歩む自治会づくり支援	・地域へ男女共同参画を広げていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	・学びのサロンの開催を通じた市町村職員との連携と啓発活動を実施した。 ・公民館等の地域における男女共同参画に関する普及啓発のため、出前講座を実施した。	・学びのサロンの開催を通じた市町村職員との連携と意識啓発を図ることができた。 ・出前講座の実施により、地域における男女共同参画に関する普及啓発ができた。	・センター職員の人的制約もあり、事業の組み合わせなどによる効果的な啓発活動の工夫が必要である。	・学びのサロンの開催を通じた市町村職員との連携を図るとともに、出前講座の実施等による地域への普及啓発活動を継続する。	男女共同参画センター
社会教育関係団体指導者の育成支援	・婦人会、青年団、子ども会、PTA団体等の活動支援 ・社会教育関係者の人材育成や指導者養成	・社会教育関係団体の人材育成等に対して補助を行った。 ・継続して、婦人会、青年団、子ども会、PTA団体等の活動を支援した。	・各団体とも目的に沿った取組をおおむね着実に実施してきた。 ・婦人会、青年団、子ども会、PTA団体等の充実した活動の継続となっている。	・核家族化、少子高齢化、地域的な繋がり希薄化等により、団員数が減少している。 ・他の社会教育団体との連携 ・ライフスタイルの多様化、少子化等様々な要因による団体の会員の減少による自主財源の減少。	・継続して、婦人会、青年団、子ども会、PTA団体等の活動支援する。	小中学校課 社会教育課 各教育局
ボランティア活動、地域活動への参加	・ボランティアや地域活動に参加する生徒への支援 ・地域や家庭の一員として貢献できる人材の育成	・各学校において、地域をテーマとした探究学習や、授業で身に付けた技術を生かしたボランティア活動や地域のイベントでの発表など	・学校教育活動での地域との関わりを通じ、自己有用感や郷土愛を育むことにつながっている。	・学校教育活動として行う場合の活動時間の確保	・授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援 ・学校教育活動全般を通じた地域や家庭の一員として貢献できる人材を育成	高等学校課

## テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

### ●重点目標5 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

#### (1)女性の能力発揮を進めるための支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】働く女性のキャリアアップ支援	・働く女性の働く意欲の向上やキャリアアップを応援するセミナーを開催	・女性従業員がキャリアアップをめざし、モチベーションアップを図り、実践的なスキルを身につけるリーダー研修を実施。 【参加人数】 ・鳥取会場29名 ・米子会場28名	・女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」について41社登録。 ・「鳥取県職場環境実態調査」の結果、管理職に占める女性割合が、前回調査(H24)に比べて上昇している。 【管理職に占める女性割合】 H24 16.8% → H27 18.0% (従業員数10名以上の企業)	・管理的地位に占める女性の割合2020年までに25%という目標に向けて、今後も企業の女性活躍の取組を推進していく必要がある。	・昨年度と同様、女性従業員がキャリアアップをめざし、モチベーションアップを図り、実践的なスキルを身につけるリーダー研修を実施。 ・セミナーの中で、参加者と県内の女性経営者との交流会を充実させる予定。	女性活躍推進課
【再掲】男女共同参画推進企業の認定	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	①認定状況等 ・認定委員会の開催4回 ・認定企業数 新規53社(累計586社) ②就業規則整備支援コンサルタント派遣事業 ・派遣実績 16件(新規・全面改正9件、一部改正7件)	・H26年度から女性活躍企業推進員を1名増員し体制を強化したことにより、認定企業数が順調に伸びている。(認定企業数:H25年度11社、H26年度48社、H27年度53社) ・就業規則整備支援コンサルタント派遣事業は企業から好評であり、派遣を受けた企業の16件いずれも新規申請につながった。	・認定企業は建設業が過半数を占めており、業種に偏りがあるため、引き続き認定数の少ない業種に対して効果的な働きかけを行う必要がある。	・企業開拓、認定後のフォローアップのため、コーディネーター(1名)及び輝く女性活躍企業推進員(2名)の配置 ・認定企業支援として、就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士の派遣	女性活躍推進課
【再掲】男女共同参画センターによる普及啓発	・企業の社内研修への出前講座	・自分磨きセミナー委託事業の3企画うち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施した。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、企業と連携してワーク・ライフ・バランス、イクボスをテーマに2講座を開催した。	・自分磨きセミナー委託事業の指定講座では、本県ゆかりの人物や県内在住の方々の話題が身近な親しみやすい実話として共感を得た。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、ワーク・ライフ・バランスが企業の業務効率向上による収益率向上と同一線上にあることや、管理職や従業員の意識改革の必要性などについて参加者から共感があつた。	・引き続き、今まであまり男女共同参画について学習する機会がなかった方でも参加しやすいテーマや話題を扱うなど、セミナーの内容を工夫して、誰もが参加しやすい講座開催を目指す必要がある。	・自分磨きセミナー委託事業の3企画うち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施する。 ・女性活躍企業推進員等と連携し、企業に対して、イクメン・ケアメン養成講座支援事業のPRを積極的に行う。	男女共同参画センター



具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
職業訓練の実施	・訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施(2ヶ月～2年間) ・託児サービス付の離職者向け職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援	【職業訓練実施状況】 ・新規卒業者対象訓練: 98名入校、進学 ・離職者対象訓練: 788名入校→就職者466人(平成28年3月末現在) ・障がい者対象訓練: 37名入校 ・在職者対象訓練: 364名入校 【託児サービス付き訓練の利用状況】 ・託児サービス利用者4名(託児児童数5名) 【職業訓練生託児支援事業】 訓練生86人(託児児童数114人)に対し奨励金を支給	・左記のとおり合計1,287名の入校等があり、1,041名が修了した(平成28年3月末時点)。また、在職者を除く修了者749名のうち、532名が就職につながった(就職率71.0%)。 ・職業訓練生託児支援事業について、訓練生86人に対し奨励金を支給し、訓練受講者のニーズに合わせて支援できた。	・訓練修了者について、一人でも多くの早期就職に向けた就職支援が必要である。 ・託児サービス利用については、託児付き訓練の設定等柔軟な対応が必要である。	・雇用のセーフティネットとしての充実した職業訓練を実施。 ・訓練委託先・ハローワーク等と連携した効果的な就職支援。 ・キャリアコンサルティングに関する専門的な知識と経験を有する職員を各校に配置し、訓練生への効果的な就職支援を行う。 ・訓練生が就職希望する企業への訪問・求人開拓。 ・産業人材育成センターで実施する職業訓練の受講期間中に要した保育料を支援。 ・メンタル面に課題のある訓練生に対応するため、専門家を必要に応じて短期訓練実施先(委託先)に派遣。	労働政策課

## (2)雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】 男女共同参画推進企業の認定	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	①認定状況等 ・認定委員会の開催4回 ・認定企業数 新規53社(累計586社) ②就業規則整備支援コンサルタント派遣事業 ・派遣実績 16件(新規・全面改正9件、一部改正7件)	・H26年度から女性活躍企業推進員を1名増員し体制を強化したことにより、認定企業数が順調に伸びている。(認定企業数: H25年度11社、H26年度48社、H27年度53社) ・就業規則整備支援コンサルタント派遣事業は企業から好評であり、派遣を受けた企業の16件いずれも新規申請につながった。	・認定企業は建設業が過半数を占めており、業種に偏りがあるため、引き続き認定数の少ない業種に対して効果的な働きかけを行う必要がある。	・企業開拓、認定後のフォローアップのため、コーディネーター(1名)及び輝く女性活躍企業推進員(2名)の配置 ・認定企業支援として、就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士の派遣	女性活躍推進課

## ●重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### (1)仕事と生活の調和についての理解の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	・ワーク・ライフ・バランスの理解促進に向けたセミナー等の実施	・イクメン・ケアメン養成講座支援事業により、企業と連携してワークライフバランス、イクボスをテーマに2講座を開催した。	・ワーク・ライフ・バランスが企業の業務効率上昇による収益率向上と同一線上にあることや管理職や従業員の意識改革の必要性などについて、参加者から共感があった。	・テーマや開催方法などを工夫して、多くの企業が取り組みやすいセミナー開催を目指す必要がある。	・女性活躍企業推進員等と連携し、企業に対して、イクメン・ケアメン養成講座支援事業のPRを積極的に行う。	男女共同参画センター
	・基礎的な労働関係法令等に係る労働セミナーを県内3地区で開催し、労働者、経営者へ情報提供 ・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施	・労働セミナーは、6月～2月に計画どおり計18回(590名参加)開催。 ・労務管理アドバイザーの事業所への派遣…428件(平成28年3月31日時点)	・労働セミナーへの参加者は前年比で73名増加(平成26年度: 517名)。 ・専門家が訪問することで、事業所等が日頃感じている疑問や問題にその場で解決手段やアドバイスを実施、職場環境の改善につなげることができた。	・ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するセミナーテーマの継続的な選定。 ・地域や業種に偏りがないように配慮した訪問先企業の選定	・事業主と労働者双方に有用なテーマで開催するほか、県の施策を取り上げるなど参加者の興味を引きつける内容を継続的に提供 ・基礎的な労働関係法令等に係る労働セミナーを県内3地区で開催し、関係各課と協力して労働者、経営者へ情報提供	労働政策課

### (2)仕事と生活の調和を推進する取組の支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
企業における子育て支援体制の構築促進	・子育て応援機運の醸成	・4月19日から中国5県連携を実施。	・協賛店舗数: 2,414と前年度の2,397から17店舗の増	・子育て応援パスポート事業の更なる周知	・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の設備サービスを実施 ・平成28年4月からの全国共通展開への参加。	子育て応援課
【再掲】 子育てしやすい企業支援	・父子手帳の配布 ・男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	・市町村窓口で母子健康手帳交付時に父子手帳を交付。 ・商工会等を通じて奨励金チラシを配布するなど周知を実施。	・奨励金交付件数: 16件	・奨励金周知及び平成28年度から国が新たに両立支援助成金を創設したことに伴う、県の奨励金の見直し。	・父子手帳の配布 ・男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	子育て応援課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
中小企業労働相談所の設置	・県内3か所に中小企業労働相談所を設置し、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して助言・情報提供 ・基礎的な労働関係法令に係る労働セミナーを県内3地区で開催し、労働者、経営者へ情報提供	・県内3か所の相談所で、相談員5名が電話や対面での相談に応じる。 ・相談件数(内職相談含む)…3,374件(平成28年3月31日時点) ・労働セミナーは、6月～2月に計画どおり計18回(590名参加)開催。	・労働・雇用に付随する幅広いかつ軽視する相談に対応。毎月第一土曜日の開所も定着(H25…45件、H26…44件、H27…44件)し活用が図られている。 ・労働セミナーへの参加者は前年比で73名増加(平成26年度:517名)。	・県民に対して、気軽に相談できる窓口としての幅広い周知 ・マタハラに関する相談が8件と少ないため、相談窓口としての周知及びチラシを労務管理アドバイザーが配布し意識啓発を図る。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するセミナーテーマの継続的な選定。	・労働者と経営者双方にとって身近な相談機関として県民への浸透、定着 ・事業主と労働者双方に有用なテーマで開催するなど、参加者の興味を引きつける内容を継続的に提供 ・新社会人への研修や高校生等への労働教育で活用するため、労働の基礎的な知識やルールなどをまとめたハンドブック「THE社会人」を作成する。 ・より多彩など各種相談窓口と連携する。	労働政策課
【再掲】 労務管理改善助言	・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施 ・事業所等(労働組合を含む)が実施する職場環境の改善に向けた社内研修等に講師を派遣	・労務管理アドバイザーの事業所への派遣…428件(平成28年3月31日時点) ・社内研修への講師派遣…47件、1,883人参加(平成28年3月31日時点)	・専門家が訪問することで、事業所等が身近に感じている疑問や問題にその場で解決手段やアドバイスを実施、職場環境の改善につなげることができた。 ・講師派遣では、事業所を複数回訪問して実施するなど柔軟かつ積極的に対応した。	・地域や業種に偏りがないように配慮した訪問先企業の選定 ・新たに(初めて)研修を希望する事業所等の拡充	・労務管理アドバイザーが訪問する事業所を、相談件数の多い職種(介護福祉・医療施設等)を重点的に訪問。 ・研修に対する事業所からのニーズの吸い上げと効果的な研修の実践 ・女性活躍推進課が行う社労士派遣と連携を取りながら事業所の環境改善を進める。	労働政策課
働きやすい職場づくり支援セミナーの開催	・企業を対象に、県内事業所における実際の職場環境改善の取組事例、実践ポイントや取組のメリット等を紹介するセミナーを開催	・働きやすい職場づくり支援セミナー…8月、9月に県内3か所まで計3回実施し470名参加	・働きやすい職場づくりの取組事例をテーマに開催。アンケートの結果、このようなセミナーの開催は今後必要と思っている方が86.6%あり、継続する意義はある。	・セミナー参加者が興味を持ち活用できる内容の発信	・職場環境改善の取組み事例、実践ポイントや取組むことによるメリット等を紹介するセミナーを開催 ・県が取組む施策を紹介し周知を図る。	労働政策課
ワーク・ライフ・バランスの推進(対象:県職員)	・時間外勤務削減、休暇取得促進等に向けた業務改善、風通しのよい職場づくり等を推進 ・ワーク・ライフ・バランスを実現するためのセミナーの開催	・時間外勤務削減の取組を継続 ・総務部と農林水産部を認め合いの率先推進部局に指定して、当該部局の課長補佐級以上の職員を対象とした研修を開催し、「認マス(認め合いマスター)」を養成し、各所属で具体的な取組を推進。 ・ゴールデンウィーク前及び夏季に年次有給休暇の取得推進通知を发出。	・率先推進部局において、認マスを中心とした取組を実施した結果、「職場の雰囲気良かった」「上司に相談しやすい」「上司に相談しやすくなった」等の声が聞かれるなど、一定の効果があった。	・特に時間外勤務が多い所属において重点的な縮減取組が必要。 ・職場での「認め合い」の実践が定着するまで取組を継続する必要がある。	・特に時間外勤務が多い所属を「重点取組対象所属」として重点的に取組を実施。 ・「認マス」を中心とした取組の全庁展開。 ・引き続き年次有給休暇取得促進のための意識啓発等を進める	人事企画課

### (3)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
産休等代替職員費の助成	・産休等で休暇中の職員に賃金を支払う児童福祉施設等に対し、産休等代替職員に支払う賃金について補助	・出産または傷病の長期間にわたって休暇を取得した職員の代替職員の任用を行う児童福祉施設等の設置者等に対し、その賃金に対して補助	・児童福祉施設における産休等代替職員を任用するための費用に対し補助を行うことにより、施設入所者の適切な処遇を確保すると共に母体の保護を推進した	・出産後も継続して働くことができる環境へのニーズは高まっており、産休等代替職員費補助金の継続が求められている。	・平成27年度も引き続き実施	子育て応援課
届出保育施設等の支援	・入所児童の福祉の向上を図るため、届出保育施設等における保育環境を整備	・平成27年度から開始する子ども・子育て支援新制度により、届出保育施設等も市町村の認可事業として、地域型給付を受けることができるようになるため、新制度移行の意向はあるが、平成27年4月から移行できない施設に限定して、平成27年度限り助成	・1ヶ所の届出保育施設等(無認可保育所)に対する運営費補助を実施(市町村をとおして)		廃止	子育て応援課
認定こども園の設置促進	・多様な保育ニーズへの対応や幼児教育・保育の質の向上を図るため、就学前の教育及び保育の機能を備える認定こども園の設置を促進	休止			休止	子育て応援課
保育所等整備財源の確保	・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等の緊急整備に対応	・安心こども基金の継続により、保育所の整備ができた。	・保育所1施設を増設した。	・保育所の整備を促進し、保育の量の確保していく必要がある。	・保育所1カ所増設 ・幼保連携型認定こども園の保育所部分の大規模修繕	子育て応援課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
保育所の乳児途中受入の円滑化	・年度中途の入所の需要等に対応するため乳児保育担当保育士等を配置する経費を助成	・私立保育所における年度当初から乳児保育担当保育士を配置する経費に対して補助	・乳児の入所希望が多い市部の施設を中心に経費を助成し、乳児の受け入れ確保につながった。	・乳児の保育ニーズは年々高まっており、財政的な助成にあわせて、保育士確保にも支援が必要。	・乳児保育担当保育士1名配置・26施設、2名配置・33施設	子育て応援課
多子世帯の保育料軽減	・世帯の第3子以降(同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策と異なる児童)の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減	・世帯の第3子以降(同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策と異なる児童)の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減	・合計特殊出生率も上昇しており、一定の効果が現れている。	・平成27年9月から第3子以降の保育料を無償化し、平成28年から第1子と同時在園の第2子の保育料を無償化しており、引き続き市町村と連携して円滑な執行が必要	・平成27年9月から第3子以降の保育料を無償化し、平成28年から第1子と同時在園の第2子の保育料を無償化	子育て応援課
子育て応援パスポート	・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の設備サービスを実施	・4月19日から中国5県連携を実施。	・協賛店舗数:2,414と前年度の2,397から17店舗の増	・子育て応援パスポート事業の更なる周知	・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の設備サービスを実施 ・平成28年4月からの全国共通展開への参加。	子育て応援課
子育て応援市町村交付金	・市町村が地域の実情に応じて主体的に取り組む事業に対して交付金を交付し、市町村の取組を促進	・子ども・子育て支援新制度の開始を踏まえ、“新制度の対象とならない事業”、“新制度の補助要件を満たさない事業”及び“子育て王国とっとり条例の推進のために必要な事業”について交付金を交付。	・本交付金の活用により、各市町村が地域の実情に応じた自主的な子育て支援の取組を実行することに寄与。	・交付金の対象事業の多くが「とっとり版ネウボラ」の補助事業に移行することにより、基準限度額、予算額枠の見直しをする必要がある。	・平成28年度も引き続き、創意工夫を行い地域の実情に応じた子育て応援事業・活動・環境づくり等に主体的に取り組む市町村に対して交付金を交付し、市町村の取組を支援・促進する。	子育て応援課
	・育児の相互支援事業を行う会員組織(ファミリー・サポート・センター)の運営、設立等に関し、市町村に対し助成及び研修の実施	・子どもの預かり等子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人の会員組織を設立し、相互援助活動に関するコーディネート・アドバイス等を行う市町村に対し、国の事業の対象とならない事業費について交付金を交付。	・センター事業の円滑な実施により子育てサービス提供に対応することができた。			子育て応援課
子育て支援活動・預かり保育推進	・幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園に対し助成 ・地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園に対し助成	・県内の全ての私立幼稚園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	・県内の全ての私立幼稚園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	・県内の全ての私立幼稚園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施し、保護者等に対する子育て支援につながるよう、引き続き実施していく必要がある。	・平成28年度も引き続き実施	子育て応援課
今から始める！いつかはパパママ事業	・お産・子育て等に対する地域への出前講座と相談事業を実施	・県助産師会による出前講座を25講座実施(参加者972名)	・妊娠、出産等に関する正しい知識の普及に取り組むことができた。	・多くの方に前講座を受けてもらえるよう事業内容の周知が必要	・引き続き啓発事業に取り組み、事業の周知方法について委託先の県助産師会と検討を行う。	子育て応援課
私立幼稚園同時在園保育料軽減事業	・世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	・県内の全ての私立幼稚園において事業実施されており、保護者の経済的負担の軽減につながっている。	・県内の全ての私立幼稚園において事業実施されており、保護者の経済的負担の軽減につながっている。	・県内の全ての私立幼稚園において事業実施され、保護者の経済的負担の軽減につながるよう、引き続き実施していく必要がある。	・平成28年度も引き続き実施	子育て応援課
私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業	・世帯の第3子以降の園児にかかる保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成				・保育料無償化等子育て支援事業により実施	
地域における子育て支援体制の構築促進	・子育て王国とっとり建園運動	・子育て王国とっとりサイトを、利用者のニーズにあわせて、コンテンツの見直しを行う。 ・子育て川柳コンテストでは、より多くの募集があるよう小学校には全生徒分、中学校及び高等学校はクラス分のチラシを配布。 ・子育て応援パスポートの4月19日から中国5県連携を実施。 ・子育て王国とっとり会議を3回開催	・子育て王国とっとりサイトにおいて、利用者のニーズにあわせて、動画配信などコンテンツの見直しを行った。 ・子育て川柳コンテストでは、大人の部530作品、子どもの部707作品の応募があった(全年度:大人の部609作品、子どもの部199作品) ・子育て応援パスポート協賛店舗数:2,414と前年度の2,397から17店舗の増 ・子育て王国とっとり会議の意見を踏まえ、推進指針の改訂、新年度予算に対する意見を聴取。	・とっとり子育て隊、子育て応援パスポート事業の更なる周知	・子育て応援パスポート事業の平成28年4月からの全国共通展開への参加。 ・とっとり子育て隊及び子育て応援パスポート協賛店の加入促進。	子育て応援課
	・子育て情報の収集と提供	・子育て王国とっとりサイトがより魅力的なものとなるよう、外部の者から意見を聴取する。	・子育て王国とっとりサイトにおいて、利用者のニーズにあわせて、動画配信などコンテンツの見直しを行った。	・近年のスマートフォンの普及に対応したより見やすいサイトを検討する。	・外部の者から意見を聴取する会議を開催し、より魅力的なサイトとなるよう改善を行う。	子育て応援課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
児童発達支援センター利用料軽減	・児童発達支援センターを利用している多子世帯に対し、保育所利用の際の保育料軽減事業と同様に児童発達支援センターの利用料を軽減する市町村に助成	・実施市町 6か所	・6市町で事業実施され、障がい児を持つ世帯の負担軽減につながった。	特になし	・児童発達支援センターを利用している多子世帯に対し、保育所利用の際の保育料軽減事業と同様に児童発達支援センターの利用料を軽減する市町村に助成	子ども発達支援課
【再掲】 医師・看護職員の勤務環境改善	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	・病院内保育所を整備する病院等事業者へ補助  ・病院内保育所を設置する病院等事業者へ運営費を補助	・施設整備事業(1病院)  ・運営事業(12病院)	・引き続き、医師・看護職員等が安心して働くことができるようにするとともに、離職防止及び再就業を促進するため、病院等事業者に支援を行う必要がある。	・前年同様に病院内保育所を設置する病院等事業者について、運営費の補助を行う。また、学童保育を行う事業者については、補助金の加算を行う。	医療政策課
県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(子育て世帯、母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)	・子育て世帯(義務教育期間が終了するまでの児童と同居する世帯)、多子世帯(18歳未満の児童が3人以上の世帯)、多人数世帯(5人以上の世帯)については、優先入居の対象者としている他、間取りの大きな住戸は多子・多人数世帯用として募集を行っている。	・平成27年度募集実績(1月末まで) 募集戸数(全体) 117戸 申込者数(全体) 416世帯 子育て世帯入居決定数 15戸 多子・多人数世帯入居決定数 5世帯	・多子・多人数用募集の応募者は、一般向け住宅の募集に比べて少ない。また、子育て世帯は他の世帯よりも申込み数が多く、希望する住戸に入居できない場合がある。	・今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課
企業自立化支援資金	・施設整備等に対する金融支援	・対象設備に特段制約がなく、福利厚生施設充実等に活用可能な企業自立化支援資金を引き続き運用し、さらに超長期の償還期間設定が可能な新規需要開拓設備資金を運用。	・利子補助や信用保証料補助により、事業者の資金調達コスト低減を図り、設備投資を促進。 【平成27年度融資実績】16件 74百万円	・設備投資の促進につながるよう引き続き制度周知に努めていく。	・施設整備等に対する金融支援	企業支援課
育児・介護休業者生活資金支援事業	・育児・介護休業者に対し生活資金を貸し付け	・育児・介護休業者を対象とした生活資金に係る利子に対して助成する。	・H27年度の当該融資制度の新規貸付けは2件であった。	・県民に対して融資制度の継続的かつ効果的な周知をする。	・育児・介護休業者に対し生活資金を貸し付け	労働政策課
育児・介護休業の取得促進	・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、制度の普及啓発等を図る(再掲)	・労務管理アドバイザーの事業所への派遣…428件(平成28年3月31日時点)	・育児・介護休業の取得実績のない事業所に対して、育児・介護休業制度の説明と取得促進の助言を行った。	・育児休業に伴うマタニティハラスメントについて、事業所において防止するように意識啓発を図る。	・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、制度の普及啓発等を図る(再掲)	労働政策課
企業との連携による家庭教育の推進	・家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業と協定を締結し、鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の取組を推進	・新規企業との協定及び協定証授与式	・新規協定企業(10社) ・協定証授与式(1回)	・県で取組む多様な企業制度との連携及び精査	・新規企業の開拓 ・協定証授与式	小中学校課
「子育てにやさしい職場づくり推進プログラム」の実行(対象:県職員)	・子育て支援制度の周知 ・男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・子育て応援メッセージによる情報発信(制度・休暇の活用事例・研修会等の情報) ・育児休業任期付職員の採用	・出産予定の配偶者を持つ男性職員すべてに対して、直接、育児取得の呼びかけや情報提供を行った。 ・平成27年度からサテライトオフィス及び在宅勤務(試行)を導入した。 ・育児や介護を行う職員を対象として時差出勤の拡充を図った。	・平成27年度の男性の育児取得割合は6.76%と前年度実績(H26:4.59%)を上回ることができた。 ・サテライトオフィス延べ316名、在宅勤務延べ7名の利用実績があり、職員のワークライフバランス推進のために一定の効果があった。	・男性の育児取得については引き続き該当職員への呼びかけ・情報提供を実施。 ・職員のワーク・ライフ・バランスを一層推進するため、利用促進のための取組を継続していく必要がある。	・平成28年度からフレックスタイムを導入し、より柔軟な働き方が可能となり、	人事企画課
	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を実施 ・乳幼児を持つ男性職員を対象に、料理教室等講習会を開催 ・職場参観デーの実施	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を実施 【東部2回・28名、中部1回・8名、西部1回・9名、計4回実施・45名参加】 ・職場参観デーの実施 【本庁1回実施・17名参加、地方機関1所属実施・17名参加】	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会においては、研修参加前に勤務形態や子育て支援の制度について詳細に承知していた者は少なく、職場復帰に向けて、これからの働き方を考えるにあたり、参考にしてもらえた。 ・職場参観デーにおいては、親の職場を見学し、県の仕事に対する理解を深めてもらうことで、親子のコミュニケーションを深めるきっかけとなるとともに、子育て中の職員を応援しようという職場の雰囲気が高まるきっかけとなった。	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会においては、「研修内容が参考になった」という意見が多数あった一方で、「研修参加により、職場復帰への不安が軽減された」という者は少なかった。職場復帰に対する不安の原因を追究していく必要がある。 ・職場参観デーにおいては、子育て中の職員の数に対し、参加者が少ないため、より魅力的な内容を検討する必要がある。 また、リピーターも少ないため、2回目の参加でも楽しめるよう内容を検討する必要がある。	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、新しい勤務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を実施 ・職場参観デーの実施	福利厚生課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】 医師・看護職員の勤務環境改善(対象:県職員)	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	(再掲) 総合療育センター内において院内保育所を運営(業者委託による運営)	(再掲) 職場内に保育施設があり、また、土・日・祝日でも対応する利便性等から、育児中の交替勤務職員の育児と仕事の両立に役立っていると考えている。	(再掲) 運営委託業者と利用者(職員)との意思疎通を図りながら、さらに利用しやすい環境を整備し維持すること	(再掲) H27年度と同様(総合療育センター内において院内保育所を運営(業者委託による運営))	総合療育センター
「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」の実行(対象:教育委員会事務局及び県立学校教職員)	・子育て支援制度の周知・男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・育児休業任期付職員の採用 ・子育て体験事例の紹介 ・育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 ・教職員を対象にした子育て講座の開催 ・職場環境相談窓口の設置	・校長会、事務長会などの機会や広報により子育て支援制度の周知を行った。 ・知事部局の「子育て応援メッセージ」を各教職員に送信した。 ・年次有給休暇等計画的に休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めることについて、所属長へ通知を行った。 ・育児休業任期付職員(司書、学校栄養職員)について、3年間の登録制度により、育児休業職員の代替要員を確保している。 ・復職支援研修会を開催し、育児休業者に対して、子育て体験事例の紹介を行うなど、情報提供を行った。 ・職場環境相談に関するヘルプラインとして教職員メール相談窓口を開設している。	・男性教職員の育児休業取得率 3.2% ・復職支援研修会の開催3回(東部・中部・西部) :参加者計40名	・年次有給休暇等の取得日数の増加 ・男性教職員への育児休業、育児休業制度利用の促進(男性教職員の育児休業取得率の向上、男性教職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の向上)	・子育て支援制度の周知 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・育児休業任期付職員の採用 ・子育て体験事例の紹介 ・育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 ・職場環境相談窓口の設置	教育総務課

●重点目標7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

(1)物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】 男女共同参画を理解し、実践するための講座	・企業、団体等と連携した講座の開催支援 ・自治会等と連携した講座の開催	・自分磨きセミナー委託事業の3企画うち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施した。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、企業と連携してワーク・ライフ・バランス、イクボスをテーマに2講座を開催した。	・自分磨きセミナー委託事業の指定講座では、本県ゆかりの人物や県内在住の方々の話題が身近な親しみやすい実話として共感を得た。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、ワークライフバランスが企業の業務効率上昇による収益率向上と同一線にあることや、管理職や従業員の意識改革の必要性などについて参加者から共感があつた。	・引き続き、今まであまり男女共同参画について学習する機会がなかった方でも参加しやすいテーマや話題を扱うなど、セミナーの内容を工夫して、誰もが参加しやすい講座開催を目指す必要がある。	・自分磨きセミナー委託事業の3企画うち1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施する。 ・女性活躍企業推進員等と連携し、企業に対して、イクメン・ケアメン養成講座支援事業のPRを積極的に行う。	男女共同参画センター
【再掲】 人材育成講座の開催	・男女共同参画のキーマンとなる人材を育成するための講座の開催	・人材育成協働事業委託のうち、1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施した。 また、公募講座2回、直営講座2回を実施した。	・指定講座では、各分野の第一線で活躍するパネリストの討議を聴講のほか、パネリストとの意見交換を通じて参加者の理解促進を図ることができた。 ・公募や直営講座では、働く女性に対する実践的なスキルアップや女性活躍推進の実例を学ぶ機会となった。	・公募講座への企画提案団体が固定化する傾向にあり、幅広く新しい団体の発掘に努める必要がある。	・引き続き、1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施する。 ・そのほか、公募講座(2回)、直営講座(2回)を実施する。	男女共同参画センター
次世代の漁業者育成	・漁村女性の全国研修会等への参加費を助成	・全国女性漁業者グループリーダー研究会へ漁村女性2名を派遣した。	・浜の活力再生プラン(漁業所得1割以上アップを目標として個々の地域の現状に合わせて「将来自分たちのあるべき姿」を取り組むべき課題)を、地域毎に考えて策定)における具体的な取組として、漁協女性部を中心とした魚食普及活動や加工流通など漁村活性化に向けた具体的な動きが見受けられるようになった。	・他県の先進漁村では、漁村女性を中心となった漁村観光による漁村活性化が行われている地域もあり、こうした事例を学んでさらに知見を深め、漁村女性为主体となった漁村活性化を進める必要がある。	・漁村女性の全国研修会等への参加支援を行うとともに、漁協女性部を中心とした魚食普及活動や漁村観光、加工流通など漁村活性化に向けた具体的な取組が行われるよう必要な指導・助言を行う。	水産課
農業改良普及指導活動	・女性組織等が開催する知識、技能習得のための研修会への支援 ・役員として活躍できるような女性の掘り起こしと能力向上	・研修会の講師として研修会開催を支援した。また研修会で得た技術・知識を確認し、実践できるようプロジェクト活動を支援した。 ・女性組織が企画する町農業フォーラムの運営について助言・支援した。 ・農業改良普及所主催の農業技術研修会、視察研修会、女性農業者交流会を開催(64回)すると共に、個別農業者に対して技術・経営指導等を実施した。 ・とっとり農業戦略課主催の県域交流会を開催(1回)	・農業技術や知識を徐々に習得し、経営主と共に農業経営や日々の農作業に携わることができるようになった。 ・町農業フォーラムの企画に参画し、農作業改善グッズを町内に広く紹介できた。 ・9名が農業経営に必要な資格取得事業を活用した。	・引き続き、農業知識や技術習得が必要。 ・県内外の先進女性との交流や産地交流を通して広い視点で刺激を受け、農業経営に参画したり、役員として活躍できる女性の育成が必要。	・引き続き、農業経営参画に必要な意識啓発、農業技術習得等を目的とした研修会、交流会の開催、資格取得を支援すると共に、将来生産部等とともに産地を考えていけるような女性の掘り起こしを実施。	とっとり農業戦略課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
鳥取県小規模事業者等経営支援交付金	・商工会連合会、各商工会議所が行う講習会、研修会開催費の助成	・各団体(商工会議所・商工会連合会)に対する交付金において、各団体女性部が行う活動(研修会の開催、全国大会や中国大会等への参加)の経費の一部を助成した。 【H27年度実績】 * 研修会の開催、全国大会・中国大会等について、2,564千円を助成(交付金の一部) * (商工会議所女性会) 全国大会へ21名、中国大会へ76名参加 * (商工会女性部) 全国大会へ15名、中四国ブロック交流会へ45名、主張発表大会へ45名、指導者研修会へ62名参加	・全国大会等へ参加し、他団体の活動事例を学ぶとともに、県下女性部の合同研修を実施し、地域の女性リーダーとしての研鑽を深めた。	・全国大会、中(四)国大会へ参加したメンバーが、大会参加を通じて得た人脈や情報等を各商工会議所女性会、商工会女性部のメンバーへ還元するとともに、今後の活動の更なる発展へ繋げることができるよう、各商工会議所女性会、商工会女性部に引き続き努力していく必要がある。	・引き続き、各団体(各商工会議所、商工会連合会)に対する交付金において、各団体女性部が行う活動(研修会の開催、全国大会・中(四)国大会等への参加)の経費の一部を助成する。	企業支援課
【再掲】	・企業の中堅リーダーである係長から課長級を対象に研修を開催	・東部会場:9月(4回)会場:白兎会館、参加者数:16名 ・西部会場:10月(4回)国際ファミリープラザ、参加者数:7名	・27年度は、23名の受講があり、うち女性の受講者が3名あった。	・毎年、別の従業員が受講している企業が多く、新たに受講する企業が少ない。	・中堅リーダー研修は、H27年度で終了。H28年度からは、県内企業の発進力の強化のため、県内企業人材確保力アップセミナーを開催。	就業支援課

## (2)女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】 農業改良普及指導活動	・研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結推進とフォローアップ	・農業委員や農業者に対して家族経営協定の歴史、締結の必要性、推進について研修を実施した。 ・新任普及員に対して、協定締結支援の必要性、具体的な手法について研修を実施した。 ・農業者の経営改善支援の中で、協定締結を支援した。	・経営改善指導の中で農業者の協定への理解が深まったり、新規就農者や農業者年金加入における政策助成もあり、締結が進んでいる。	・引き続き、協定が女性の経営参画と働きやすい環境整備の一つの手段であることをへの理解を深めることが必要。	・協定の理解を深めるための研修会を開催する。 ・経営改善指導の中で協定を改善手法に取り入れ、締結を支援する。	とっとり農業戦略課
林業普及指導(林業女性活動推進)	・事業体を超えて若手林業者が行うグループ活動に対する支援	・県内の若手女性林業従事者の林業女子会の立ち上げの取組に対して、先進事例調査に係る経費を支援	・女性林業従事者や林業・山に関心がある大学生などとの連携、ネットワーク化への取組が動き出した。	・活動を定着させ、林業女子会が県全体での女性就業者の掘り起こしや受け皿となれるよう、継続的な支援が必要	・若手林業者が行うグループ活動の支援	林政企画課
【再掲】農業改良普及指導活動 ・もうかる6次化・農工商連携支援事業(6次産業型、農工商連携型)	・農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	・6次産業化サポートセンターや農工商関係組織と連携し、研修会6回、異業種交流会・商談会を3回開催した。また、農工商関係組織が主催する商談会の情報提供し、積極的な参加を促した。 ・6次産業化志向農家や組織を普及指導計画に位置づけ、発展段階に応じて技術・経営支援した。	・研修会参加者約127名。商品ブラッシュアップや新商品開発に取り組んだり、商談成立につながる事例が増えつつある。 ・県内7普及所で10組織、7農業者を重点的に支援した。	・農業者のさらなる技術アップ、経営や販売能力の向上が必要。 ・販路拡大につながる商談会等に参加機会の創出。	・6次産業化に必要な技術・知識習得や6次産業化にのりこめのための研修会の開催。 ・販路確保・拡大のため、農工商関係組織と連携し、商談会を開催したり、農工商関係組織が主催する商談会の情報提供を行う。 ・6次産業化に既に取り組んでいる組織や農業者に対して個別の課題解決のための支援を行う。	とっとり農業戦略課
とっとりオリジナル加工品づくり支援事業		・地元農林水産物を使用したオリジナル加工品の開発や販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し、研修費や試食・販売PR等の経費を助成 H27年度交付実績:5件(うち女性代表者 2件)	・おこわ、ふきの佃煮、こんにゃく、ホーリーバジルを使用したお菓子の開発などを支援した。	・計画に沿った取組となるよう、継続した支援の実施。	・地元農林水産物を使用したオリジナル加工品の開発や販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し、研修費や試食・販売PR等の経費を助成(補助率1/2)	食のみやこ推進課
もうかる6次化・農工商連携支援事業(スタートアップ型)		・農林漁業者等の比較的小規模な6次産業化の取組に対し、機器整備を支援した。 H27支援数:5件	・初歩的な取組を支援することで、農林漁業者等の6次産業化を促進できた。	・計画に沿った取組となるよう、継続した支援の実施。	・地元農林水産物を使用した加工品づくりを行う小規模加工グループ等に対し、加工に必要な備品等の経費を助成(補助率1/2)	食のみやこ推進課
打って出る販売チャレンジ支援事業			H25廃止	H25廃止		食のみやこ推進課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
鳥取県中小企業連携組織支援交付金	・企業組合等の設立支援及び創業時に要する経費を助成	・女性を中心とした企業組合等に対し、地域資源を活用した新商品開発及びマーケティング調査等の支援を実施。	・新商品開発等により女性を中心とした企業組合等の組合活動が活性化し、女性の事業への参画が促進された。	・女性を中心とした企業組合等の事業を活性化し、より多くの女性の活躍、参画の場を拡大するため、継続的な支援を行っていく必要がある。	・引き続き、中央会に対する交付金において、企業組合等の設立や運営に関する支援に要する経費を助成する。	企業支援課
創業支援資金	・創業等を行うおとする者に対する金融支援	・創業等を行うおとする者に対する県制度融資メニューを引き続き運用。H26.2経済対策で創業貸付を独立させ、メニュー化(別途3年間無利子化の補助制度を創設)。	・利子補助や信用保証料補助により、事業者の資金調達コスト低減を図り、創業等の取組を支援。 【平成27年度融資実績】154件 1,199百万円	・創業等の取組につながるよう引き続き制度周知に努めていく。	・創業等を行うおとする者に対する金融支援	企業支援課
経営革新支援補助金	・中小企業が行う、経営革新計画を実施するのに必要な、マーケティング戦略構築、新商品開発、人材育成、販路開拓を支援	・経営者の性別を問わず、経営革新計画の実施のために資金的支援(補助)を行った。	・年間で447件の経営革新計画を承認・認定の上、商品開発等の支援を実施した。	・引き続き県内企業による経営革新や生産性向上を支援していく。	・中小企業が行う、経営革新計画を実施するのに必要な、マーケティング戦略構築、新商品開発、人材育成、販路開拓を支援	企業支援課
中小企業調査・研究開発支援事業	・県内中小企業が事業化に向けて自ら行う調査や研究開発を支援	・調査支援型:10件、研究開発支援型:7件について新たに支援を行った。	・県内中小企業の研究開発について、ICT・サービス業等も含めたより幅広い支援を行えた。研究開発の前の段階の調査についても支援を充実し、より多くの企業の積極的な取組を促進することができた。	・調査の後の研究開発、さらにその後の商品化、販路開拓も含めた各企業の次の展開についてのフォローアップ強化が必要。	・新規決定分(30,000千円)の審査・選考。既決定分も含めたフォローアップ。	産業振興課

## テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

### ●重点目標8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

#### (1)高齢者が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
ユニバーサルデザインに関する研修の実施	・地域、団体、企業が開催する集会などへの出前講座 ・小中高生を対象とした出前授業の開催 ・県職員を対象としたUD研修を開催	実施状況 ・啓発キャンペーン(8回) ・出前授業(32回) ・出前講座(43回) ・県庁UD運動 ・基礎研修(14回) ・UD体験学習(1回) ・カラーUDセミナー(3回) ・教員向けカラーUD研修(1回)	・出前授業を完全実施することにより、若年層がUDへの理解を深めることができた。 ・地域、企業等における出前講座等を通じ、多くの県民にUD及びカラーUDに対する理解の促進を図ることができた。 ・カラーUDを推進することにより、「色づかいの配慮など」の普及啓発を図ることができた。	・さらにUD及びカラーUDへの理解を進めることが必要。 ・高齢者層へのUD普及啓発を積極的に図って行く必要がある。	・UD啓発キャンペーン ・地域、団体、PTA等での出前講座 ・児童・生徒を対象とした出前授業、UD体験学習の開催 ・県庁UD運動 ・カラーUDの推進	人権・同和対策課
男女共同参画センターによる相談事業	・老若男女の男女共同参画に関する相談を受け付ける	・センター及び東部・西部の相談員6名体制で電話及び面接による相談に応じた。 ・弁護士による法律相談及び臨床心理士による心の相談を実施した。	・総相談件数は2,073件。 ・うち一般相談は1,968件、法律相談は34件、心の相談71件であった。	・近年は若干減少傾向にあるものの、常に一定数の相談を受けている実態から、引き続き相談体制の維持が必要である。	・相談員による一般相談 ・弁護士、臨床心理士による専門相談	男女共同参画センター
介護予防の推進	・市町村や事業者が行う介護予防に関する事業についてより有効に実施できるよう調査・研究・研修等を実施 ・市町村等に適切な助言・支援を実施	・市町村職員や事業者等を対象に介護予防従事者研修を実施した(2回)。 ・日南町を対象に、住民主体で体操等を行う通いの場の立ち上げの支援を行った。	・新しい介護予防の制度や住民主体の取組等について学んだ。 ・住民主体の通いの場の立ち上げノウハウや体操の効果等を学べた。	・効果的な効率的な介護予防事業の実施。 ・好事例の県内普及・定着。	・引き続き、市町村等が行う取組を後方支援していく。 ・H28度は日南町等の取組事例を参考に、他市町村への普及を図る。	長寿社会課
地域ケアネットワークづくり	・保健や医療、福祉に関わる人々や機関、組織が互いに連携して支援する体制を整備	・地域ケア会議充実に向けた広域支援員派遣(2回)、専門職派遣(47回)、研修(2回) ・東・中・西部の各圏域で、市町村や医師会等との情報交換会、研修会等を開催した。	・北栄型地域ケア会議の実施、充実につながった。 ・各圏域で医療側と介護側の連携体制を進め、西部では入退院調整ルールを策定した。	・自立支援型の北栄型地域ケア会議の普及・定着の促進	・引き続き、地域ケア会議の普及・定着を促進させる。 ・医療・介護情報の連携体制を構築する。	長寿社会課
高齢者虐待の防止	・高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発 ・早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業等を実施	・東・中・西部それぞれの成年後見支援センターへの支援。 (各支援センター虐待事案にも対応)	・権利擁護に関する専門的な相談から支援まで対応を行う成年後見支援センターの運営支援を通じて、高齢者虐待防止に寄与した。	・各市町村や包括の業務も増加している中で、高齢者虐待に対する効果的・効率的な対応が求められる。	・東・中・西部それぞれの成年後見支援センターへの支援。 (各支援センター虐待事案にも対応)	福祉保健課



具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
高齢者虐待の防止	・高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発 ・早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業等を実施	・市町村・地域包括支援センターの相談支援 ・市町村等職員及び高齢者施設従事者に対する研修実施	・高齢者の権利擁護に関する専門的な相談を支援できた。 ・高齢者権利擁護に関する研修の実施により、市町村等職員及び施設従事者の具体的な知識・技術の習得につながった。	・市町村等の業務も増加している中で、高齢者虐待に対する効果的・効率的な対応が求められる。 また、施設従事者に対する普及・啓発も引き続き必要。	・高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発 ・早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業等を実施	長寿社会課
認知症対策	・早期発見・早期治療の体制の整備 ・専門的な医療や介護、及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成	・認知症を早期に発見し、本人・家族に適切に対応できるかかりつけ医の養成 ・専門的なサービスを提供する事業所や介護実務者に対して認知症に対する実践的な研修を実施	・かかりつけ医が認知症の対応力を向上させることで、認知症を早期に発見でき、地域での認知症対策の推進が図られた。 ・認知症介護研修等の実施により、介護従事者等の実践的な知識・技術の向上につながった。	・研修への医師の参加を増やし、早期発見体制をさらに充実する必要がある。 専門的な医療や介護、及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療、介護専門職をさらに増やしていくことが必要。	・早期発見・早期治療の体制の整備 専門的な医療や介護、及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成	長寿社会課
介護サービス等人材育成	・介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を実施	・介護専門職研修、職場環境改善研修、階層別研修等を実施。	・介護職員の資質(知識・技術)向上、サービスの質の向上	・介護職員の職場定着促進	・引き続き、介護専門職研修や職場環境改善研修等を実施し、人材の確保・定着・資質向上を図る。	長寿社会課
元気な高齢者の地域活動支援	・高齢者の活動の場が見つけられるよう支援を行うとともに、元気シニアの活動を広く紹介 ・地域住民が支え合う互助の仕組みづくりを市町村と連携して支援し、総合的に地域で支え合う体制づくり	・単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、県老人クラブ連合会に対して支援を行った。 ・多くのクラブで健康づくり、支え合い運動を行っており、地域活動の取組が広がった。	・H27単位老人クラブ数 825クラブ (会員数39,592名) ・健康づくりの取組 健康づくり体操、グラウンドゴルフ大会の開催など ・支え合い活動の取組 独居高齢者の見守り、小中学生と世代間交流、花づくり運動など	・元気な高齢者の多様な活動を推進する環境づくりや地域の担い手として活躍するための仕組みづくりを引き続き進めていくにあわせ、活躍の場の掘り起こしが必要。	・単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、県老人クラブ連合会への支援 ・とっとりいきいきシニアバンクによる地域活動の支援	長寿社会課
		・わが町支え愛マップ推進事業補助金の支援 地域住民が主体となって「支え愛マップづくり」を通じ、独居高齢者、要介護者及び障がい者などの支援を要する者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制づくり等を行う取組などに対して支援を行い、誰もが身近な地域で安全・安心に暮らすための支え愛体制の充実を図った。	独居高齢者や障がい者など、支援を要する者が所在する町内会・集落などの住民組織が主体となって、支援を要する者やその支援者の情報、避難経路などを盛り込んだ支え愛マップを作成を支援したほか、同マップづくりを通じて地域住民で地域課題を話し合う場が生まれ、その地域課題解決のため地域住民の取り組みが見られ始めたモデル的な事例について支援を行うことができた。	・支え愛マップづくりだけで終わってしまう町内会・集落等もあり、支え愛マップづくりを通じて町内会・集落等の主体的な取組への発展を図ることが課題である。	・わが町支え愛マップ推進事業補助金の支援 地域住民が主体となって「支え愛マップづくり」を通じ、独居高齢者、要介護者及び障がい者などの支援を要する者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制づくり等を行う取組などに対して支援を行う。	福祉保健課
建築物のバリアフリー化	・高齢者や身体障がい者等の移動及び施設利用に配慮した建築物の整備促進	・不特定多数の者が利用する施設の建築主等に対し、補助制度の内容説明を行った。(業界団体の総会等へ出向いての説明、電話照会に対する対応等)	・6件の制度活用があった。	・補助制度について次の課題がみつかった ・ホテル・旅館のバリアフリー化改修に利用できる制度がない ・既存建築物の改修において、点字ブロックや手摺り整備の補助上限額が低く、制度の使い勝手が悪い。	・左記内容の課題に対応した補助制度拡充を行った。	住まいまちづくり課
【再掲】 県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(子育て世帯、母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)	・高齢者世帯は優先入居の対象としているほか、1階の住戸は老人等(高齢者)世帯と身体障害者世帯)用の住宅として募集している。	・平成27年度募集実績(1月末まで) 募集戸数(全体) 117戸 申込者数(全体) 416世帯 高齢者世帯入居決定数 33世帯	・高齢者等専用募集の応募者は、一般向け住宅の募集に比べて少ない。	・今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課

## (2)障がい者の自立した生活に対する支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】 県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(子育て世帯、母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)	・障がい者世帯は優先入居の対象としているほか、1階の住戸は老人等(高齢者世帯と身体障害者世帯)用の住宅として募集している。	・平成27年度募集実績(1月末まで) 募集戸数(全体) 117戸 申込者数(全体) 416世帯 障がい者世帯入居数 15世帯	・障がい者世帯は優先入居の対象としているほか、1階の住戸は老人等(高齢者世帯と身体障害者世帯)用の住宅として募集しているところであるが、高齢者等用募集の応募者は、一般向け住宅の募集に比べて少ない。	・今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課
あいサポート運動の推進	・多様な障がいのある方が困っていることや障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う方(「あいサポーター」)になっていただき、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、研修や啓発活動等を実施する。	・地域や企業団体等に向いてあいサポーター研修を実施(平成27年度、鳥取県内では177回実施)。 ・あいサポート運動に積極的に取り組む企業・団体をあいサポート企業・団体として認定(平成27年度鳥取県認定企業・団体数:50企業・団体)。 ・平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行を契機として、あいサポート運動をさらに発展させていくため、障がいの特性や合理的な配慮等について具体的に理解しやすいハンドブックや動画を作成し、啓発活動を実施。	・県内企業・団体、各市町村、地域住民への啓発活動や他県連携等により、平成28年3月末現在のあいサポーター数は約29万人となっており、目標の27万人を超え、確実に運動が広まってきている。 ・あいサポート企業・団体数は平成28年3月末時点で全国で1,010企業・団体となった。 ・平成27年8月には山口県と、平成27年11月には埼玉県、茨城県と、平成28年1月には岡山県と「あいサポート運動の連携推進に関する協定」を締結し、現在は、鳥取県、島根県、広島県、長野県、奈良県、山口県、岡山県の7県及び埼玉県の7市町で連携して運動を展開中。	・若年層のあいサポート運動への関心を高める方策の検討が必要である。 ・平成28年度は、あいサポート大使である押切もえさんと県内の中高生、県内の障害者の方との交流機会を設け、障がいへの理解を促進することで、次世代を担う子ども達をあいサポーターに育成することを計画している。	・あいサポート運動研修等事業 ・あいサポート運動の更なる推進事業	障がい福祉課
障がい者の就業支援	・障がい者の雇用・就業の促進を図るため、障がい者を対象とした職業訓練を実施(訓練生には訓練手当を支給) ・知的障がい者対象(施設内訓練):期間6ヶ月または1年 ・身体障がい者等対象(委託訓練):期間1ヶ月～3ヶ月(最長6ヶ月)	・施設内訓練(1年):4名入校、4名修了、4名就職(就職率100%) ・委託訓練(1～3ヶ月):33名入校、28名修了、18名就職(就職率64.2%)	・左記のとおり職業訓練を実施し、施設内訓練と委託訓練を合わせた就職率は68.8%となった(平成28年3月末時点)	・障がい者の多様性に対する企業側の受入体制の遅れなど雇用する側の抱える問題から、障がい者の就職は厳しい状況が続いている。	・障がい者を対象とした就職に必要な知識・技能の習得の機会を提供し、就職につながる訓練を実施。 ・障がい者の個々の状況を踏まえた訓練のフォロー及びハローワークと連携した就職支援。 ・また、近年、施設内訓練の入校生が少ない状況が続いているため、訓練課程の見直しを検討する。	労働政策課
	・一人一人の障がい者がその適性とその能力に応じた職に就き、自己実現と社会参加を一層促進するために、障がい者の一般就業を支援する。	・職場実習実施件数 H27年度 160件 ジョブコーチ支援体制の整備 H27.4月に障がい者職場定着推進センターくらし開所	・ジョブコーチ支援体制の全県への整備が完了	・障がい者の雇用の場の創出及び離職防止に向けた取組の充実	・引き続き職場実習を実施するとともに、ジョブコーチの設置支援や障がい者雇用アドバイザー設置などにより、定着支援の取組を強化	就業支援課

## (3)外国人居住者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
在住外国人の支援	・医療通訳ボランティア派遣など多文化共生支援事業の実施 ・私費留学生奨学金支給 ・「国際交流の集い」の開催 ・生活相談窓口の運営 ・日本語講師・ボランティア養成講座の開催、日本語クラスの運営	○多言語情報発信 ホームページの運営、多言語メールマガジンの配信、機関紙の発行(年4回、英語・中国語の一部併記あり、各2,000部発行) ○コミュニティ支援事業 日本語クラスの運営(東・中・西で計130回開催、延べ540名利用) 国際交流コーディネーターの配置(2名の配置、英語・中国語)、専門通訳(医療、コミュニティ)ボランティアの派遣の実施(医療…196回派遣、コミュニティ…64回派遣) 外国人のための防災セミナーの実施(5回開催、延べ160人参加) ○人材育成事業 医療通訳ボランティア等の育成事業の実施 ○県民の国際理解推進事業 子どもための異文化理解体験講座の開催(30校実施)、国際交流フェスティバルの開催(東・中・西で各1回、延べ3,500人来場)、多文化共生出前講座(4回)、「多文化共生まちづくりフォーラム」の実施(財団設立25周年記念事業:東・中・西各1回実施)等 ○私費留学生奨学金の支給事業 私費留学生:11名、環日本海交流枠留学生:8名	・広報周知の効果もあり、各イベントや講座、日本語クラスの参加者が増加したとともに、通訳ボランティアの派遣回数も増加傾向にある。 特に日本語クラスでは近年増加している外国出身児童・生徒の受講に配慮した「子ども日本語コース」を新設し各種ニーズに細やかに対応できた。 また、財団設立25周年を記念し、「多文化共生まちづくりフォーラム」を開催。地域に住む外国出身者とともに、地域の今後のまちづくりについて、基調講演や意見交換が行われた。	・更に多くの在住外国人や県民に財団を知ってもらうため、地域と密接な関係にある市町村との連携を密にして、外国人コミュニティとのネットワークの深化などを進めていく必要がある。また、医療・コミュニティ通訳等の派遣需要が増加傾向にある中、通訳者の活動意欲の維持、研修プログラムの工夫による質の向上、人材確保を図る必要がある。	・本県の地域国際化の促進のため、(公財)鳥取県国際交流財団が行う次の事業に助成を行う。 ・多言語情報発信事業 ホームページ運営、メルマガ配信、機関紙(年4回)の発行 ・コミュニケーション支援事業 日本語クラスの運営、国際交流コーディネーターの配置、専門通訳(医療、コミュニティ)ボランティアの派遣の実施 ・人材育成事業 医療通訳ボランティア等の育成事業の実施 ・ボランティア活動の推進と活性化事業 ・ホームステイ活性化プログラムの実施 ・県民の国際理解推進事業、異文化理解促進「国際交流フェスティバル」、多文化共生出前講座、多文化共生ネットワーク構築事業の実施等 ・私費留学生奨学金の支給事業	交流推進課

(4)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
人権尊重理念の啓発	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	・テレビスポット放映(UDタクシーの啓発) ・ラジオ番組放送(毎月2回) ・人権情報誌ふらっと発行(年2回)  UDの啓発 ・啓発キャンペーン(8回) ・出前授業(32回) ・出前講座(43回) ・県庁UD運動 ・基礎研修(14回) ・UD体験学習(1回) ・カラーUDセミナー(3回) ・教員向けカラーUD研修(1回)	・様々な媒体を使って、啓発広報を実施できた。	・今後も様々な媒体を使って啓発広報を実施する。	・引き続き、ラジオ番組(月2回、年間24回放送)、テレビスポットCM、人権啓発情報誌(年2回)作成等を行う。 ・啓発パネル展示、研修、出前授業、出前講座を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図る。	人権・同和対策課
人権相談窓口の設置	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談の実施	・人権相談窓口の設置:相談員(非常勤)3名(水・土・日) (産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員) ・27年度相談件数:262件	・県以外の相談窓口を確保することにより、より幅広い人権分野の相談に対応した。	・人権相談の内容は多様化、複雑化することから相談員の資質向上がより一層必要となる。	・(社)鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業に助成 ・人権相談窓口の設置:相談員(非常勤)3名(水・土・日)、(産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員))	人権・同和対策課
	・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	〔人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業〕 ・県内3カ所到人権相談窓口を設置 *27年度相談件数:465件	・県民からの相談に人権相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図った。 ・相談件数は500件前後で推移している。24年度478件と比較すると2.8%の減少となっている。	・相談件数はほぼ横ばいであるが、内容も多様化、複雑化することから相談員の資質向上がより一層必要となる。	・県内3カ所到人権相談窓口を設け、県民からの相談に人権相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図る。	人権・同和対策課
ひとり親家庭への総合支援	・母子・父子自立支援員の設置 ・ひとり親家庭福祉対策推進費 ・ひとり親家庭福祉推進員の設置 ・ひとり親家庭等就業・自立支援 ・ひとり親家庭自立支援給付金の支給	・母子・父子自立支援員の設置:19名(県2名、各市及び福祉事務所設置町村17名。県内全市町村に設置済み) ・日常生活支援事業の利用件数:29件 ・ひとり親家庭福祉推進員の設置:30名 ・就業支援講習会の実施:6コース(東中西部で初級・中級コースを実施) ・ひとり親家庭自立支援給付金の支給 ・ひとり親家庭学習支援事業の実施市町村数:5市町村 ・ひとり親家庭支援を紹介するスマートフォンサイトの開設	・福祉事務所設置町村が増えたことにより、各市町村役場に母子・父子自立支援員の設置が広がっている。 ・自立支援給付金事業について、利用者の多くが資格取得後、正職員での就業につながっている。 ・ひとり親家庭学習支援事業の市町村実施を推進し、ひとり親家庭の児童の学習支援を進めている。	・各種支援事業の周知徹底及び利用促進。 ・ひとり親家庭学習支援事業等の市町村実施の推進。	・母子・父子自立支援員の設置 ・日常生活支援事業の実施及び支援体制の強化 ・ひとり親家庭福祉推進員設置事業の実施 ・ひとり親家庭の就業支援に向けた講習会の実施 ・自立支援給付金事業の実施 ・ひとり親家庭学習支援事業の推進 ・ひとり親家庭等情報提供事業の推進	青少年・家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	・経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進するため、配偶者のない女子で児童を扶養している者及び寡婦に対し資金を貸付	・新規貸付(H27) 貸付件数:35件 貸付総額:13,291,000円	・平成26年10月より、父子世帯まで対象が拡大。 ・必要な方に対し、適切に貸付を行い、ひとり親世帯の子どもの就学に役立っている。	・事業の周知徹底を図る。	・各種資金の貸付の実施 ・貸付金の償還業務	青少年・家庭課
児童扶養手当の支給	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給	・児童扶養手当受給者数:5,679人 (H28.3末現在/全県分)	・支給要件に該当するひとり親家庭の親等に適切に支給し、子育て支援に役立っている。	・適切な支給事務の実施	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給	青少年・家庭課
ひとり親家庭・DV被害者の就業支援	・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	—	—	—	—	青少年・家庭課
母子生活支援施設強化	・国の配置基準を超えて母子指導員を配置し施設機能を強化	・県内5施設のうち2施設が実施	・入所者に対する処遇体制の向上に役立っている。	・事業の周知について継続実施していく。	・国の配置基準を超えて母子指導員を配置し施設機能を強化	青少年・家庭課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
子育て応援市町村交付金	・ひとり親家庭への助成(小中学校の入学の支度金)	・ひとり親家庭の負担軽減を図るため、児童の小中学校入学に際し支度金を交付する市町村に対し、交付金を交付。	・14市町村に交付金を交付し、ひとり親家庭の負担軽減に資することができた。	・交付金の対象事業の多くが「ひとり版ネウボラ」の補助事業に移行することにより、基準限度額、予算額枠の見直しをする必要がある。	・平成28年度も引き続き、創意工夫を行い地域の実情に応じた子育て応援事業・活動・環境づくり等に主体的に取り組む市町村に対して交付金を交付し、市町村の取組を支援・促進する。	子育て応援課
ひとり親家庭への医療費助成	・医療費の負担軽減を図るため、一定条件を満たすひとり親家庭の子及びその母等に対し助成を行う市町村に対する補助	・受給資格者数8,352名(H27実績)	・H23に年少扶養控除が廃止になった際、特別医療費助成事業における所得額の算定の際には控除を据え置くこととし、ひとり親家庭の負担軽減の措置を図っている。	・適切な助成の実施(助成事務は市町村実施。)	・特別医療費の助成(助成事務は市町村実施。)	青少年・家庭課
【再掲】 県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(母子・父子世帯、多子世帯、その他の子育て世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療 所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等)	・母子・父子世帯は優先入居の対象としている。	・平成27年度募集実績(1月末まで) 募集戸数(全体)117戸 申込者数(全体)416世帯 母子・父子世帯入居決定数 42世帯	・母子・父子世帯は他の世帯よりも申込み数も多く、希望する住戸に入居できない場合がある。	・今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課
公共職業訓練の受講時の支援	・一定要件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練を受講するときに訓練手当を支給	・訓練手当支給人数:65名	・離職者訓練の定員を充実させるなか、職業訓練の受講促進に寄与する訓練手当に不足が生じることがないよう支給することができた。	・引き続き、雇用のセーフティネットとしての訓練手当に不足が生じないよう措置することが必要。	・職業訓練の受講促進に寄与する訓練手当について不足が生じないよう措置し、適正な支給を継続して実施する。	労働政策課

## ●重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

### (1)男女間における暴力を許さない社会づくり

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】 男女共同参画を理解し、実践するための講座	・企業、団体等と連携した講座の開催支援 ・自治会等と連携した講座の開催	・自分磨きセミナー委託事業の3企画中1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施した。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、企業と連携してワークライフバランス、イクボスをテーマに2講座を開催した。	・自分磨きセミナー委託事業の指定講座では、本県ゆかりの人物や県内在住の方々との話題が身近な親しみやすい実話として共感を得た。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業では、ワークライフバランスが企業の業務効率向上による収益率向上と同一線上にあることや、管理職や従業員の意識改革の必要性などについて参加者から共感があつた。	・引き続き、今まであまり男女共同参画について学習する機会がなかった方でも参加しやすいテーマや話題を扱うなど、セミナーの内容を工夫して、誰もが参加しやすい講座開催を目指す必要がある。	・自分磨きセミナー委託事業の3企画中1企画を指定講座(政策的に選定したテーマに沿った講座)とし、受託団体とよりん彩が連携して講座を実施する。 ・女性活躍企業推進員等と連携し、企業に対して、イクメン・ケアメン養成講座支援事業のPRを積極的に行う。	男女共同参画センター
DVに関する計画の策定と推進	・「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂と取組の推進	・平成27年度中に計画を改訂	・平成27年度に計画を改訂し、平成28年度からの取組や方向性を定めた。	・DV防止の普及啓発の強化 ・被害者の自立支援の促進	・計画に基づいて各種支援を実施する。	青少年・家庭課
暴力防止に関する啓発	・関係機関連絡会による連携 ・女性に対する暴力防止の普及啓発	・関係機関連絡会の実施 ・DV防止の普及啓発のための街頭キャンペーンの実施:平成27年11月12日から25日	・関係機関連絡会及び街頭キャンペーンの実施により、DV防止のための普及啓発を展開している。	・DV防止の普及啓発の強化	・内閣府提唱の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、DV防止の普及啓発のためのキャンペーンを実施。 ・関係機関連絡会において、市町村等の関係機関との連携を深め、DV防止の普及啓発を図る。	青少年・家庭課
		・関係機関とのネットワーク会議に定期的に参加し、情報共有と連携強化を進めた。	・関係機関との連携会議を通じて、情報共有と連携強化を図ることができた。	・相談内容に対応した、幅広い相談機関との連携強化と情報共有	・ネットワーク会議への継続的な参画	男女共同参画センター
		・関係機関と合同で、米子駅、イオン等のショッピングセンターにおいて「女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン広報」を実施した。	—	—	・引き続き関係機関との連携を強化し、合同での街頭広報等により女性に対する暴力防止の普及啓発を図る。	生活安全企画課
DV予防啓発支援員活動事業	・平成22年度、23年度で養成したDV(デートDV)予防啓発支援員を高等学校や地域等でのデートDV予防学習に講師等として派遣 ・支援員のスキルアップ研修と連絡会の開催	DV予防啓発支援員派遣実績81回(高等学校・特別支援学校・専修学校等20校、地域等1回)	・特別支援学校、専修学校への拡大	・中学校等からも依頼があるが派遣可能な支援員が不足している。養成研修受講するも派遣可能な支援員が増えない。新規の学校がある一方で継続的な派遣にならない学校もあり予防学習の定着が必要。	・引き続き、学校等への支援員派遣を実施 支援員新規養成研修の実施(支援員登録と派遣協力の呼びかけ)	福祉相談センター

(2)安心して相談できる体制の充実

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】 人権相談窓口の設置	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談 ・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	・人権相談窓口の設置：相談員（非常勤）3名（水・土・日） （産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員） ・27年度相談件数：262件	・県以外の相談窓口を確保することにより、より幅広い人権分野の相談に対応した。	・人権相談の内容は多様化、複雑化することから相談員の資質向上がより一層必要となる。	・（社）鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業に助成 ・人権相談窓口の設置：相談員（非常勤）3名（水・土・日）、（産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員）	人権・同和対策課
【再掲】 男女共同参画センターによる相談事業	・老若男女の男女共同参画に関する相談を受け付ける	・センター及び東部・西部の相談員6名体制で電話及び面接による相談に応じた。 ・弁護士による法律相談及び臨床心理士による心の相談を実施した。	・総相談件数は2,073件。 ・うち一般相談は1,968件、法律相談は34件、心の相談71件であった。	・近年は若干減少傾向にあるものの、常に一定数の相談を受けている実態から、引き続き相談体制の維持が必要である。	・相談員による一般相談 ・弁護士、臨床心理士による専門相談	男女共同参画センター
外国人DV被害者支援員の養成	・外国人DV被害者の通訳を行うことができる外国人等の養成 ・被害者支援及びDV被害の未然防止	・外国人DV被害者支援員の登録数：16名	・様々な言語の支援員を配置し、外国人DV被害者から相談等があった際の体制を整えている。	・支援体制の強化及び支援員の資質向上	・外国人DV被害者支援員による通訳支援体制の確保	青少年・家庭課
DV加害者電話相談	・DV加害者からの相談電話を受ける相談員の養成及び電話相談	・DV加害者電話相談員の登録数：7名 電話相談件数：3件	・毎月第3金曜日にDV加害者電話相談を実施し、DV加害者からの相談に対応している。	・電話相談事業のPR強化	・DV加害者電話相談の実施 ・電話相談員の養成及び資質向上のための研修の実施	青少年・家庭課
婦人相談所の運営、相談員の設置	・婦人相談所の運営及び婦人相談員を配置し、配偶者からの暴力、離婚、生活困窮等女性の諸問題についての相談援助を実施。	・県婦人相談員1名配置 女性相談ダイヤルの設置 弁護士による法律相談31件 女性相談の状況（全県 市部婦人相談員含む）3,434件（うちDV相談923件）	・夫等からの暴力、離婚、生活困窮等諸問題について相談援助を行い、DV等の早期発見、保護、更生につながっている	特になし	・引き続き、市の婦人相談員や関係機関等と連携を図りながら配偶者からの暴力や離婚、生活困窮等女性の諸問題について相談援助を行う。 また法的知識が必要な相談に対しては弁護士による法律相談を各圏域で実施する	福祉相談センター
性犯罪被害者に係る相談窓口の周知	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布	・県警ホームページに「性犯罪に関する相談窓口（性犯罪110番）」についてを掲載し、相談窓口の周知を図っている。 ・広報県民課発行の広報誌「県民のまもり」及びタウンページに「性犯罪110番」を掲載し、相談窓口の周知を図っている。	・性犯罪被害者に係る相談窓口の周知が図られた。	特になし	・性犯罪110番の広報資料の作成、配付	捜査第一課
被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	・被害者支援カウンセラーの委嘱と被害者に対する紹介	・犯罪被害者週間等において施策についての広報を行った。 ・被害者等の支援を担当する職員に対し、施策についての教養を行った。	・被害者等に対し積極的に施策の説明を行ったが、活用事例はなかった。	・「カウンセリング」という言葉に対して敷居が高く感じる等、被害者等が利用をためらったり、遠慮するケースが見受けられることから、説明時のアプローチを考えるなど、被害者等が施策を利用しやすい環境を整備する必要がある。	・被害者等が施策を活用しやすいよう、施策の教示方法等について職員に対する教養を行う。 ・被害者等のニーズに応じて、施策の見直しを行う。	広報県民課
	・ストーカー・DV被害者等からの相談対応	・相談場所は、人目に触れない安全で静かな場所を選定し、人前で不用意に名前を呼ばないようにするなど、相談内容の秘密保持やプライバシーが保たれ、相談者が安心して相談できる環境を構築するよう努めた。	—	—	—	生活安全企画課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	・性犯罪被害者からの相談受理	・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、平日勤務時間内は女性警察官、休日等時間外は、捜査当直員が対応し、24時間の相談受理体制を整備している。 ・27年度は、女性警察官29名(各警察署1名以上)を性犯罪指定捜査員として指定し、女性警察官による相談受理体制を整備した。	相談体制を確保した。	特になし	性犯罪被害者からの相談受理	捜査第一課
	・総合相談窓口の設置・運営等 ・犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携事業 ・犯罪被害者等学識者会の実施	・市町村担当者会議において、総合相談窓口の設置の促進を図った。 ・県民や県職員、市町村職員を対象とした「被害者支援について考える講演会」を実施(「犯罪被害者学識者会」と「犯罪被害者支援のための地域保健福祉活動連携研修会」を、合同で開催したもの) [H28.2.5]	・県内市町村における総合相談窓口の増加(15市町村→19市町村) ・犯罪被害者等が抱える様々な問題や支援の必要性等について、人権教育推進員等の相談担当者や県民の理解を深めた。	・犯罪被害者等に対し、相談体制の周知をより一層進めていく必要がある。	・犯罪被害者等相談・啓発事業 (被害者相談及び関係団体連絡調整等) ・地域保健福祉活動連携事業 (相談窓口となる保健師等を対象とした研修会の実施) ・犯罪被害者等学識者会の実施	くらしの安心推進課

### (3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びブスター行為などへの対策の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
ステップハウスの運営	・DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できない被害者に住居・心理ケアを施し、被害者の精神の回復と経済的自立を図る	・ステップハウス入居者数8名(H27年度中)	・すぐに自立することが困難なDV被害者等に住居・心理ケアを施し、被害者の精神の回復と経済的自立を図った。	・支援が必要なDV被害者等に、自立のための選択肢として事業の情報提供を行う。	・DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できない被害者に住居・心理ケアを施し、被害者の精神の回復と経済的自立を図る	青少年・家庭課
【再掲】 ひとり親家庭・DV被害者の就業支援	・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	—	—	—	—	青少年・家庭課
DV被害者の支援	・心のケア事業 ・関係機関研修会 ・関係機関連携強化事業 ・DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る	・DV被害者支援職員研修の実施(基礎研修及び専門研修) ・関係機関連絡会の実施 ・DV防止の普及啓発のための街頭キャンペーンの実施:  DV被害者の保護及び支援体制の充実・強化を図る。 ・圏域別事例検討会4回 ・施設との連絡回1回 ・圏域関係機関連絡会1回 ・圏域関係機関研修会1回 ・ケースカンファレンス6回 ・婦人相談員連絡会3回 ・スキルアップ研修 2回 ・業務研究会4回実施 ・街頭キャンペーン・パネル展1回	・DV被害者支援職員研修の実施により、関係職員の資質向上を図っている。 ・関係機関連絡会及び街頭キャンペーンの実施により、DV防止のための普及啓発を広げている。	・関係職員の資質向上 ・DV防止の普及啓発の強化	・関係機関研修会 ・関係機関連携強化事業 ・DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る	青少年・家庭課
			連絡会、事例検討会、研修会を実施し関係機関との連携を深め、職員の資質向上を図った	・継続的な取り組みが必要	・引き続き、市の婦人相談員等とも連携を図りながら夫等からの暴力、離婚、生活困窮等諸問題について相談援助を行い、DV等の早期発見、未然防止、保護、自立支援につなげていく。	福祉相談センター
		・中部圏域相談機関担当職員 ネットワーク会議:年6回 ・DV防止啓発活動:街頭キャンペーン 年1回、 ・パネル展示年1回 ・デートDV学習及び地域DV学習:4回(高等学校3、専門学校1) ・女性法律相談:3回3件 DV予防支援員連絡会:6回	・ネットワーク会議等により、関係機関の連携及びDV予防啓発支援員、各市町等関係職員の資質向上を図ることが出来た。 大学祭を利用したキャンペーン及び高等学校、専門学校等を対象に実施した学習により、DVについて理解が広がった。	・多様な支援が必要であるため、継続して関係機関との連携強化とDV予防啓発支援員及び各市町等関係職員の資質向上に努める。 ・DV防止及びDV被害者が相談につながるようデートDV及びDVについて普及啓発を継続する。	・中部圏域相談機関担当職員 ネットワーク会議:年4回 ・DV予防支援員連絡会:月1回 ・DV防止啓発活動:街頭キャンペーン 年1回、 ・パネル展示年1回 ・デートDV学習及び地域DV学習:年4~5回 ・女性法律相談:月1回	中部総合事務所 福祉保健局

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
DV被害者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>心のケア事業</li> <li>関係機関研修会</li> <li>関係機関連携強化事業</li> <li>DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西部圏域関係機関連絡会(1回)、西部圏域相談機関担当職員連絡会(3回)を開催し、情報交換、研修、事例検討等を実施。</li> <li>DV防止啓発活動として、街頭キャンペーン、市立図書館でのパネル展示等を実施。</li> <li>関係機関と連携し、暴力被害者等への相談援助を実施。また、必要に応じて心理療法担当職員によるカウンセリングを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡会により、関係者の連携強化とスキルアップが図れた。</li> <li>啓発活動を通じて相談につながったケースがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模町村では、DV相談件数が少ないこともあり連絡会への参加が得られないところがある。また、経験せずに担当が変更になるため相談援助のスキルが定着しない。</li> <li>相談者がDV被害以外に精神、知的等の障がいや生活困窮、住宅問題、借金問題等複合的な問題を抱えている人が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西部圏域関係機関連絡会：1回/年</li> <li>西部圏域相談機関担当職員連絡会：3回/年(郡部でも開催)</li> <li>DV防止啓発活動：街頭キャンペーン1回/年、パネル展示1回/年</li> </ul>	西部総合事務所 福祉保健局
婦人一時保護所費	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談所一時保護所の運営並びに一時保護委託の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者等の安全確保と自立支援のため一時保護所等において一時保護を実施。避難が必要なDV被害者に迅速に対応するため中部・西部福祉保健局にも委託一時保護決定の権限を委譲し各圏域で対応を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度実績(全県) DV被害による一時保護 31件</li> </ul>	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き婦人相談所一時保護所等においてDV被害者等の保護を行い、安全確保と早期の自立に向けた支援を行う。</li> </ul>	福祉相談センター
【再掲】 県営住宅の優先入居制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(子育て世帯、母子・父子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)</li> </ul>	DV被害者は優先入居の対象としている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度募集実績(1月末まで) 募集戸数(全体) 117戸 申込者数(全体) 416世帯 DV被害者世帯入居決定数 1世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者世帯は申込み自体がほとんど無い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も現在の取組を続ける。</li> </ul>	住まいまちづくり課
性犯罪抑止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪の前兆事案発生時の先制・予防的活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや女性に対する声かけ、つきまとい等の性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、その行為者を特定して検挙や指導・警告を行い、性犯罪等への重大事案への発展を阻止するなどの先制・予防的活動を実施した。</li> <li>あんしんトリプルメール、とっとりwebマップ、県警ホームページ等を活用した不審者情報の発信や、学校等における被害防止教室のほか、関係機関と連携した被害の未然防止を図った。</li> <li>県政テレビ番組において子どもの防犯について啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ番組の啓発に対し「子ども自身の防犯意識の大切さがわかった」「夏休み前の放送で、とても有意義であった」等の反響があった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き子どもや女性に対する声かけ、つきまとい等性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、その行為者を特定し、検挙や警告・指導を行い、重大事案への発展を阻止する等の先制・予防的活動を推進する。</li> <li>あんしんトリプルメール、とっとりwebマップ、県警ホームページ等を活用した不審者情報の発信や、学校等における被害防止教室を開催し、関係機関と連携した被害の未然防止を図る。</li> </ul>	生活安全企画課
犯罪被害者支援の充実と関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催</li> <li>民間被害者支援団体「とっとり被害者支援センター」への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度被害者支援連絡協議会総会を開催し、事例検討、今後の支援における課題等について協議した。</li> <li>被害者支援センターが行うボランティア研修に対し、講師の派遣を行った。</li> <li>対象となる事案の被害者等に対し、犯罪被害者等緊急避難場所確保事業についての説明を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会において「連携を強化し、被害者支援活動をスムーズに行うことができる体制を構築する必要がある」との意見があり、担当者間の連携強化を目的とした「被害者支援連絡会」の開催に向けて、準備会を開催した。</li> <li>ボランティアの養成において効果的な支援を行った。</li> <li>犯罪被害者等緊急避難場所確保事業の活用はなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等緊急避難場所確保事業について、対象となる被害者等に対する確実な教示を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「被害者支援連絡協議会」「被害者支援連絡会」の開催により、被害者等に対する支援体制の強化を推進する。</li> <li>引き続き、被害者支援センターのボランティア育成及び財政基盤強化への協力を行う。</li> </ul>	広報県民課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の整備(主管組織・庁内連携体制)</li> <li>支援施策の普及・啓発</li> <li>犯罪被害者等緊急避難場所確保事業</li> <li>犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携事業(再掲)</li> <li>犯罪被害者等人権学習会の実施(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「被害者支援を考える講演会とミニ・生命のメッセージ展in倉吉」を実施(主催：とっとり被害者支援センター、共催：県警察・県)[H27.9.11]</li> <li>鳥取県被害者支援フォーラムの開催支援(主催：とっとり被害者支援センター、共催：県警察、県)[H27.11.4]</li> <li>県民や県職員、市町村職員を対象とした「被害者支援について考える講演会」を実施(「犯罪被害者人権学習会」と「犯罪被害者支援のための地域保健福祉活動連携研修会」を、合同で開催したもの)[H28.2.5]</li> <li>街頭広報による普及・啓発活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等が様々なニーズ(問題)を抱えている状況や社会支援の必要性等について県民の理解を深めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の犯罪被害者等への理解及びとっとり被害者支援センターの認知が十分ではなく、より一層広報啓発に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等相談・啓発事業(被害者相談及び関係団体連絡調整、フォーラム支援等)</li> <li>地域保健福祉活動連携事業</li> <li>犯罪被害者等人権学習会の実施(再掲)</li> </ul>	くらしの安心推進課



具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
性犯罪被害者に対する経済的支援	・初診料の公費負担、初回処置料、診断書料、人工中絶費用の公費負担	・性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、16年度から産婦人科等での初診料等を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。27年度は、15件の申請を受理し、全て公費負担している。 ・22年度から医療機関の診察を受け支払済みのものに対しても公費負担できるように改め、さらに平成23年8月2日から公費支出額の上限を撤廃して全額負担とした。	その目的を達成した。	特になし	・初診料の公費負担、初回処置料、診断書料、人工中絶費用の公費負担	捜査第一課
ストーカー行為への対策の推進	ストーカー事案に対する対応	・事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図り、警告等の行政措置を的確に講じるとともに、被害者等の安全確保を最優先に、保護対策及び被害者に対する支援等を積極的に行った。	-	-	・引き続き、事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図り、警告等の行政措置を的確に講じるとともに、被害者等の安全確保を最優先に、保護対策及び被害者に対する支援等を積極的に行う。	生活安全企画課

#### (4)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】 人権相談窓口の設置	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	・人権相談窓口の設置：相談員（非常勤）3名（水・土・日） （産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員） ・27年度相談件数：262件	・県以外の相談窓口を確保することにより、より幅広い人権分野の相談に対応した。	・人権相談の内容は多様化、複雑化することから相談員の資質向上がより一層必要となる。	・（社）鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業に助成 ・人権相談窓口の設置：相談員（非常勤）3名（水・土・日）、（産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員）	人権・同和対策課
【再掲】 男女共同参画推進企業の認定	・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	①人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業 ・県内3カ所到人権相談窓口を設置 *27年度相談件数：465件	・県民からの相談に人権相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図った。 ・相談件数は500件前後で推移している。24年度478件と比較すると2.8%の減少となっている。	・相談件数はほぼ横ばいであるが、内容も多様化、複雑化することから相談員の資質向上がより一層必要となる。	・県内3カ所到人権相談窓口を設け、県民からの相談に人権相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図る。	人権・同和対策課
【再掲】 男女共同参画推進企業の認定	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	①認定状況等 ・認定委員会の開催4回 ・認定企業数 新規53社（累計586社） ②就業規則整備支援コンサルタント派遣事業 ・派遣実績 16件（新規・全面改正9件、一部改正7件）	・H26年度から女性活躍企業推進員を1名増員し体制を強化したことにより、認定企業数が順調に伸びている。（認定企業数：H25年度11社、H26年度48社、H27年度53社） ・就業規則整備支援コンサルタント派遣事業は企業から好評であり、派遣を受けた企業の16件いずれも新規申請につながった。	・認定企業は建設業が過半数を占めており、業種に偏りがあるため、引き続き認定数の少ない業種に対して効果的な働きかけを行う必要がある。	・企業開拓、認定後のフォローアップのため、コーディネーター（1名）及び輝く女性活躍企業推進員（2名）の配置 ・認定企業支援として、就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士の派遣	女性活躍推進課
職場環境づくりの推進 （対象：県職員）	・ハラスメント防止委員会の設置 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 ・相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣 ・市内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置	・ハラスメント防止委員会の設置 【委員12名を任命】 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 【外部1名、内部18名】 ・相談員を対象とした研修会の開催 【5月11日（月）参加者17名】 ・市内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置 ・相談者への対応と所属指導 ・快適な職場環境づくりへの各所属への出前講座の実施 【10所属 12回】	・依頼のあった所属や職域委員会に対し、職場の状況にあった内容で出前講座を行うことで、職員が身近な問題として捉えることができ、意識啓発に繋がった。 ・また、出前講座で、日頃のコミュニケーションがハラスメント防止につながることを啓発（コミュニケーションの取り方や意味について重点的に講義）を行い、参加者の感想を聞く等して参加者の思いを分かち合うことで、職員自身の気づきに繋がった。 ・職域委員会の議題に取り上げ意見交換することで、職場全体の意識啓発に繋がった。	・ハラスメント防止対策は、個人の問題はもとより職場全体の問題としてとらえることが必要。 ・日頃のコミュニケーションが重要であり、メンタル不調者の防止の視点とハラスメント防止の観点からもコミュニケーションスキルを高めることを重点的に継続的に啓発していくことが必要。	・ハラスメント防止委員会の設置、委員会の開催 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 ・相談員を対象とした研修会の実施 ・市内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置 ・相談者への対応と所属指導 ・快適な職場環境づくりへの各所属への出前講座の実施	福利厚生課

●重点目標10 生涯を通じた男女の健康の支援

(1)生涯を通じた男女の健康の保持増進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】 男女共同参画センターによる相談事業	老若男女の男女共同参画に関する相談を受け付ける	・センター及び東部・西部の相談員6名体制で電話及び面接による相談に応じた。 ・弁護士による法律相談及び臨床心理士による心の相談を実施した。	・総相談件数は2073件。 ・うち一般相談は1968件、法律相談は34件、心の相談71件であった。	・近年は若干減少傾向にあるものの、常に一定数の相談を受けている実態から、引き続き相談体制の維持が必要である。	・相談員による一般相談 ・弁護士、臨床心理士による専門相談	男女共同参画センター
介護予防対策の推進	・介護予防プログラム作成にあたり、男女の違いに配慮するよう周知	—	—	—	—	長寿社会課
女性の健康づくり支援	・健康に関する情報提供、相談体制の整備	・県助産師会へ電話・メール相談を委託 電話相談:114件 メール相談:229件	・妊娠、出産から性に関する様々な相談に対応することができた。	・相談窓口の更なる周知が必要	・継続して委託事業を実施	子育て応援課
医療提供体制の整備	・マンモグラフィの整備など性差医療を推進するための体制整備	H26年度で終了				医療政策課
各種がん検診の受診促進	・がんに対する正しい知識の普及・啓発とがん検診受診啓発及びがん検診を受けやすい体制の整備	胃がん 25.8% 肺がん 27.9% 大腸がん 30.2% 子宮がん 32.0% 乳がん 30.5%	・がん検診の未受診者に対する市町村からの訪問・電話等による個別受診勧奨のほか、かかりつけ医からの受診勧奨を強化した結果、受診率が向上した。	・H27年度に創設した個別受診勧奨強化事業を利用する市町村が少ない。	・がん検診未受診者に対する個別アプローチ(個別受診勧奨)を行う市町村への取組を支援。(H28年度は、4市町村が利用。) ・がん予防教育を実施する学校や企業等に対し、講師の派遣及び教材の提供。 ・乳がん患者団体等が地域で実施されるピンクリボンイベントと連携し、乳がん検診及び自己触診法をPR。 ・がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定。 ・大腸がんの早期発見・早期治療及び検診受診率向上を推進させるため、市町村が大腸がん検診キット(便潜血検査)を直接送付又は健康相談員等を介し配布する場合に必要な費用の一部を県が補助。 ・県民が休日にがん検診を受診できる機会を増やすため、市町村が休日にがん検診車を使用する場合に必要な検診車休日割増費用の一部を支援。	健康政策課
自死予防に関する普及啓発	・自殺予防週間(9月10日～16日)に、街頭キャンペーンを実施 ・自死対策フォーラム開催 ・自死予防リーフレット等による啓発 ・「眠れていますか?睡眠キャンペーン」を各圏域で展開	・各圏域毎に街頭キャンペーンやイベントを市町村や関係機関とともに実施した。	・自死に関する相談件数の増加。 ・全市町村で自死に関する事業実施が行われた。	・各年代層の課題に合わせた啓発等を行っていく必要がある。	・9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)にキャンペーンの実施。 ・若年層に向けた啓発の強化 →全市町村成人式、大学、専門学校等へのリーフレット配布。長期休暇明けに自死対策啓発チラシ配布。	健康政策課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
ゲートキーパー養成研修	・各市町村に配置される健康づくり推進員等を対象に、「新たに「気づき」、「つなぎ」、「見守り」に重点を置いたゲートキーパー養成研修を実施	・企業への出前講座という形式で働き盛り層へのゲートキーパー研修会に取り組んだ。 ・ゲートキーパー養成人数各局1,592人+市町村967人=2,559人	・企業内のメンタルヘルスの必要性について理解を深められた。 多くのゲートキーパーを養成できた。	・出前講座を実施する企業は一部であるため、今後も継続し働き盛り層への取組の充実を図る。	・各市町村でゲートキーパー研修や各地区健康教室で自死に関するミニ講座の開催等機会を捉えた取組を進めていく。 ・企業への出前講座の継続実施。	健康政策課
「健康づくり文化」の創造	・県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、日常的に健康づくりを行う「健康づくり文化」の定着を目指した普及・啓発 ・健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定 ・健康づくり文化創造推進県民会議の開催 ・糖尿病の診療連携体制の構築	・健康づくり応援施設の認定数の増加 ・糖尿病医療連携登録数の増加 ・糖尿病と歯周病との関連性を説明したリーフレットの作成・配布 ・ウォーキング立県19のまちを歩こう事業を展開	・健康づくり応援施設や糖尿病医療連携登録数も年々着実に増加(健康づくり応援施設1,851施設、糖尿病医療連携登録数147人) ・ウォーキング立県19のまちを歩こう事業認定大会への参加者が増加(参加者数13,230人)	健康づくりの推進において、特にポイントになる層は、働き盛り世代であり、働き盛りの世代の健康づくりを推進していく必要がある。	・県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、日常的に健康づくりを行う「健康づくり文化」の定着を目指した取組等 ・健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定 ・健康づくり文化創造推進県民会議の開催 ・糖尿病の診療連携体制の構築	健康政策課

## (2)妊娠・出産などに対する健康支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】女性の健康づくり支援	・望まない妊娠予防についての健康教育の実施 ・避妊、中絶等に関する相談の実施	・各圏域で県保健所を中心に性に関するワーキングを開催。関係機関との連携、課題の共有を図る。	・若年層で人工妊娠中絶実施率が徐々に下がっている。	・以前、本件の人工妊娠中絶率は全国平均より高く、今後も引き続き関係機関との連携を図る。	・継続して健康教育の実施、関係機関との連携、相談支援に取組む。	子育て応援課
【再掲】今から始める！いつかはパパママ事業	・将来親になるために妊娠・出産の正しい知識を身につけるための、出前教室、セミナー、相談会等の開催やテキストの作成、意識調査を行う。	・県助産師会による出前講座を25講座実施(参加者972名)	・妊娠、出産等に関する正しい知識の普及に取り組むことができた。	・多くの方に前出講座を受けてもらえるよう事業内容の周知が必要	・引き続き啓発事業に取り組む、事業の周知方法について委託先の県助産師会と検討を行う。	子育て応援課
妊娠中毒症等療養費	・妊娠中毒症等に罹患している者に対する療養費の給付	実績なし	なし	なし	・継続実施	子育て応援課
妊婦健康診査費の助成	・妊婦健康診査に要する経費の助成	—	—	—	—	子育て応援課 →各市町村
不妊治療等の支援	・不妊治療に要する経費の一部助成 ・不妊専門相談センターの設置	不妊専門相談センター相談件数 202件 ・電話相談 44件 ・メール相談 61件 ・面談相談 97件	・不妊専門相談センターの土曜日の開設が定着し、面談相談の件数が増えた。	・平成28年度から不妊治療費助成に年齢制限が導入されるため、治療が必要な方がより早い段階で治療へと取り組む仕組みが必要。	・早い段階で不妊治療に取り組むことができるよう、不妊症診断に係る検査費の一部助成を開始する。	子育て応援課
思春期からの妊娠・出産支援	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	・思春期保健に関する研修への参加支援を行った。	・思春期保健に関する指導者の養成を行うことができた。	・指導者の養成から今後は、スキルアップも含めた人材育成が必要	・引き続き研修、活動の支援、活動内容の普及啓発を図る。	子育て応援課
周産期・小児医療の充実	・ハイリスク患者の情報等を分娩取扱医療機関の間で情報共有できる周産期医療情報システムの運営 ・総合周産期母子医療センターに県内医療機関のハイリスク患者の把握等を行う搬送コーディネーターを設置 ・子どもの発病時の対処方法等に対する地域への出前講座と小児救急ハンドブックの作成 ・小児救急電話相談の実施	・周産期医療情報システムの運営、保守管理 ・搬送コーディネーターの調整に係る総合周産期母子医療センターの患者の受入れ ・出前講座の開催 ・小児救急ハンドブックの作成、配布 ・小児救急電話相談の実施	・周産期医療情報システムの参加医療機関数:8機関 ・搬送コーディネーターが関わった搬送件数:91件 ・出前講座の開催数:5回(医師会による保育所などでの開催) ・小児救急ハンドブックの作成数:2,000部、配布先:各市町村等 ・小児救急電話相談の件数:3,807件	・周産期医療情報システムの参加率が低い地域がある。 ・ハイリスク分娩の患者の適切な受入れ ・地域で不足している医師、看護師の更なる負担軽減	・周産期医療情報システムの加入促進 ・ハイリスク分娩の患者の総合周産期母子医療センターへの円滑な受入れ調整 ・出前講座の開催 ・小児救急ハンドブック、救急医療に関する意識啓発のリーフレットの作成、配布 ・深夜、早期の時間帯も含めた小児救急電話相談の実施	医療政策課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】 学校における性教育・ エイズ教育の充実	・手引き等を活用した、 学校における性に関する 指導の推進と充実 ・性に関する指導普及 研修会の開催	・性に関する指導の手引き の配布(3月) ・WYSH教育研修会への教 職員の派遣(8月)	・性に関する指導について、手 引き作成を通して、各校の充 実した実践例を掲載するこ とができた。 ・WYSH教育研修会で学んだ ことを、校内の性教育の実践 に生かすことができた。	・個々の児童生徒の抱える問 題に応じて個別指導する必要 がある。 ・児童生徒を取り巻く環境も多 様化しており、実態に応じた健 康課題の解決が重要と言え る。 性に関する指導については、 命を守り育てる教育として引 続き充実が必要と言える。	・性に関する指導の手引き の普及のため、研修会を開 催する。 ・WYSH教育研修会へ派遣 した教員を研修会の実践 発表等に活用し、県内へ実 践を広げていく。	体育保健課
【再掲】 心や性等の健康問題 対策	・学校に専門家を派 遣、講演会等の実施	・県立学校へ医師や助産 師、看護師等の専門家を 派遣	・各学校の実態に応じて、専 門家を学校へ派遣し、命の大 切さについて触れることで、改 めて児童生徒自身を大切にし ようとする機会となった。	同上	・引き続き、専門家派遣を 行い、性に関する指導の充 実を図る。	体育保健課
体育実技等補助職員 の措置(対象：公立学 校教職員)	・妊娠中の女子教諭の 体育実技授業に補助 職員を配置	・小学校においては、妊娠 中の女子教諭が同時に2人 以上生じた場合、1ヶ月以 上重複する期間について、 その期間中における体育実 技授業に対して非常勤講 師を派遣する。 ・中学校においては、妊娠 中女子体育教諭1人につ いて、体育実技授業に対 して非常勤講師を配置する。	・【27年度実績】 小学校0名、中学校2名	・小学校においては該当がな かった。 ・中学校においては、必要に 応じて配置できた。	・補助職員を配置すること により、妊娠中の母体保護 を図る。	小中学校課
		・盲、聾学校の小学部にお いては妊娠中の女性教諭 が同時に2人以上生じた場 合、1ヶ月以上重複する期 間について、その期間中 における体育実技授業に 対して非常勤講師を配置。 ・盲、聾学校の中学部、高 等部においては妊娠中の 女性体育教諭1人につ いて、体育実技授業に 対して非常勤講師を配置。 ・養護学校の特に重複障 がい学級を担当する妊娠中 の女性教諭1人について、 身体的負担のかかる学校 活動全般について常勤 的な非常勤講師を配置。 【H27年度実績】 県立特別支援学校:8人	・配置が必要な場合には、適 切に配置することができた。	・妊娠中の女性教諭の学校 活動及び授業における身 体的負担軽減により、母体保 護を図ることができた。	・盲、聾学校の小学部にお いては妊娠中の女性教諭 が同時に2人以上生じた場 合、1ヶ月以上重複する期 間について、その期間中 における体育実技授業に 対して非常勤講師を配置。 ・盲、聾学校の中学部、高 等部においては妊娠中の 女性体育教諭1人につ いて、体育実技授業に 対して非常勤講師を配置。 ・養護学校の特に重複障 がい学級を担当する妊娠中 の女性教諭1人について、 身体的負担のかかる学校 活動全般について常勤 的な非常勤講師を配置。	特別支援教育課

### (3)健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
エイズ予防対策	・正しい知識の普及及 啓発、予防教育	○性感染症予防キャン ペーン(7～9月)の実施 ・リーフレット、啓発物の配 布や新聞広告の掲載等 により、予防啓発を強化。 ・学校祭での健康教育、 学校でのパネル展示。 ○世界エイズデー(12/1) の実施 ・リーフレットの配布やパ ネル展示、新聞広告、ラジ オCM等により、予防啓 発を強化。 ・県内の駅等で街頭キ ャンペーンを実施。	・性感染症検査件数 1,500件ほどの検査件数 があった。	・性感染症検査受検者の増 加 ・近年受検件数が減少してい る。関心を持ってもらうよ うな取組の推進が課題。 ・正確な情報の普及啓発 ・県内では20～30代での 発生が多い。若年層に対 する地道な正しい知識の 普及啓発が必要。	○性感染症予防キャン ペーン(7～9月)の実施 ・リーフレットの配布や 新聞広告の掲載等により、 予防啓発を強化。 ・学校祭での健康教育、 学校でのパネル展示。 ○世界エイズデー(12/1) の実施 ・リーフレットの配布や 新聞広告の掲載等により、 予防啓発を強化。 ・県内の駅等で街頭キ ャンペーンを実施。	健康政策課
【再掲】 思春期からの妊娠・出 産支援事業	・施策検討、県民に対 する普及啓発、人材育 成	・思春期保健に関する研修 への参加支援を行った。	・思春期保健に関する指導 者の養成を行うことが できた。	・指導者の養成から今後は、 スキルアップも含めた人 材育成が必要	・引き続き研修、活動の支 援、活動内容の普及啓 発を図る。	子育て応援課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H27年度の実施状況を踏まえた課題	H28年度の施策内容	担当課
【再掲】 学校における性教育・ エイズ教育の充実	・手引き等を活用した、 学校における性に関する 指導の推進と充実 ・性に関する指導普及 研修会の開催	・性に関する指導の手引き の配布(3月) ・WYSH教育研修会への教 職員の派遣(8月)	・性に関する指導について、手 引き作成を通して、各校の充 実した実践例を掲載するこ とができた。 ・WYSH教育研修会で学んだ ことを、校内の性教育の実践 に生かすことができた。	・個々の児童生徒の抱える問 題に応じて個別指導する必要 がある。 ・児童生徒を取り巻く環境も多 様化しており、実態に応じた健 康課題の解決が重要と言え る。 性に関する指導については、 命を守り育てる教育として引 続き充実が必要と言える。	・性に関する指導の手引き の普及のため、研修会を開 催する。 ・WYSH教育研修会へ派遣 した教員を研修会の実践 発表等に活用し、県内へ実 践を広げていく。	体育保健課
【再掲】 心や性等の健康問題 対策	・学校に専門家を派 遣、講演会等の実施	・県立学校へ医師や助産 師、看護師等の専門家を 派遣	・各学校の実態に応じて、専 門家を学校へ派遣し、命の大 切さについて触れることで、改 めて児童生徒自身を大切にし ようとする機会となった。	・個々の児童生徒の抱える問 題に応じて個別指導する必要 がある。 ・児童生徒を取り巻く環境も多 様化しており、実態に応じた健 康課題の解決が重要と言え る。 性に関する指導については、 命を守り育てる教育として引 続き充実が必要と言える。	・引き続き、専門家派遣を 行い、性に関する指導の充 実を図る。	体育保健課
【再掲】 薬物乱用防止教育の 充実	・薬物乱用防止教育研 修会の開催	・日本学校保健会と共催で 薬物乱用防止教育研修会 の開催(12月)	・具体的な実践発表を盛り込 んだことで、参加者の実践意 欲につながった。	・児童生徒を取り巻く環境も多 様化しており、引き続き薬物 乱用防止教育の充実を図るこ とが必要と言える。	・引き続き研修会を開催 し、薬物乱用防止教育の 充実を図る。	体育保健課

### Ⅲ 男女共同参画施策の実施効果

#### 第3次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の進捗状況

##### テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

##### 重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

項目	所管課	基準	H25	H26	H27	目標値	評価
県の地方公務員採用者(大学卒業程度)に占める女性の割合	人事企画課	26.9%	H21 36.4%	33.1%	H26 37.1%	30%程度 H28	A
県の課長相当職以上に占める女性の割合	人事企画課	10.8%	H22.4 12.0%	13.0%	H27.4.1 17.7%	12%程度 H28	A
県の審議会等における女性委員割合	人事企画課 女性活躍推進課	40.3%	H22.4 44.0%	44.1%	H27.4.1 44.9%	40%以上 H28	A
男女共同参画に関する職員研修を行う県の機関	女性活躍推進課 男女共同参画センター	年間 15箇所	H22 年間 25箇所	年間 33箇所	H27.3.31 年間 18箇所	H27 年間 30箇所	H28 D
男女共同参画センターが実施する出前講座の回数	男女共同参画センター	年間 22回	H22 年間 70回	年間 34回	H27.3.31 年間 35回	H27 年間 100回	H28 D
男女共同参画人材バンク登録者数	男女共同参画センター	94人	H23.3 110人	114人	H27.3.31 118人	H27 200人	H28 D
県の中堅リーダー育成支援事業で養成する企業の女性数	就業支援課	累計 10名	H23 累計 23名	累計 24名	H27.3.31 -	- 累計 35名	H26 E
小中学校の教頭以上に占める女性の割合	小中学校課	24.3%	H22.5 22.0%	21.3%	H27.4.1 18.6%	H28.4 30%程度	H28 D
高等学校の教頭以上に占める女性の割合	高等学校課	4.3%	H22.5 8.0%	9.3%	H27.4.1 9.3%	H28.4.1 10%程度	H28 B
特別支援学校の教頭以上に占める女性の割合	特別支援教育課	43.5%	H22.5 45.8%	41.7%	H27.4.1 37.5%	H28.4.1 40%程度	H28 C

##### 重点目標2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

項目	所管課	基準	H25	H26	H27	目標値	評価
男女共同参画を知っている県民の割合	女性活躍推進課	54.1%	H21 54.1%	58.9%	H26 58.9%	H26 100%	H26 E
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について反対する割合	女性活躍推進課	44.8%	H21 44.8%	36.6%	H26 36.6%	H26 55%	H26 E
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考えている割合	女性活躍推進課	12.0%	H21 12.0%	11.5%	H26 11.5%	H26 25%	H26 E
男女共同参画推進条例制定市町村	女性活躍推進課	14市町村	H22 18市町村	18市町村	H27.3.31 18市町村	H28.4.1 19市町村	H28 B
男女共同参画交流室設置数	女性活躍推進課	7市町村	H22 7市町村	7市町村	H26 7市町村	7市町村 19市町村	H28 D
よりん彩ネットの会員数	男女共同参画センター	212会員	H22 289会員	289会員	H27.3.31 301会員	H27 400会員	H28 D
男女共同参画センターが実施する出前講座の回数(再掲)	男女共同参画センター	年間 22回	H22 年間 70回	年間 34回	H27.3.31 年間 35回	H27 年間 100回	H28 D
公立中学校における職場体験の実施状況	小中学校課	96.7%	H22 98.3%	98.3%	H27.3.31 98.2%	H28.3.31 100%	H28 A
公立高等学校におけるインターンシップの実施状況	高等学校課	65.4%	H22 100.0%	80.0%	H27.3.31 100.0%	H27 100%を維持	H28 A

### 重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画

項目	所管課	基準	H25	H26	H27		目標値		評価	
子ども会役員における男性の割合	女性活躍推進課	22.1%	H22	33.5%	32.8%	H27.4.1	36.5%	H28.4.1	40% H28	B
男性の育児休業取得促進を働きかけている事業所の割合	女性活躍推進課	6.2%	H21	6.2%	-	-	-	-	15% H26	D
仕事を持つ男性の育児・家事関連時間	女性活躍推進課 子育て応援課	1日 34分	H18	1日 36分	1日 36分	H24	1日 36分	H24	1日 60分 H28	D
男女共同参画センター事業参加者における男性の割合	男女共同参画センター	27.0%	H22	42.8%	38.5%	H27.3.31	48.0%	H27	40% H28	A
男女共同参画センターが実施する男性の家庭・地域活動への参画支援講座の回数	男女共同参画センター	年間 5回	H22	年間 11回	年間 8回	H27.3.31	年間 9回	H27	年間 10回 H28	B
【再掲】公立中学校における職場体験の実施状況	小中学校課	96.7%	H22	98.3%	98.3%	H27.3.31	98.2%	H28.3.31	100% H28	A
【再掲】公立高等学校におけるインターンシップの実施状況	高等学校課	65.4%	H22	100.0%	80.0%	H27.3.31	100.0%	H27	100% を維持 H28	A

### 重点目標4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進

項目	所管課	基準	H25	H26	H27		目標値		評価	
女性消防団員数	消防防災課	132人	H22.10	151人	158人	H27.1.1	158人	H27.10	250人 H28	C
自治会役員における女性の割合	女性活躍推進課	2.7%	H22	3.7%	4.5%	H27.4	4.4%	H28.4	10% H28	C
「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合	女性活躍推進課	33.9%	H21	33.9%	31.7%	H26	31.7%	H26	50% H26	E
県、市町村、団体等が実施する人材養成講座の回数	男女共同参画センター	年間 30回	H22	年間 43回	年間 53回	H27.3.31	年間 56回	H27	年間 50回 H28	A
県、市町村が公民館、自治会等の男女共同参画に関する講座に講師を派遣する回数	男女共同参画センター	年間 58回	H22	年間 85回	年間 98回	H27.3.31	年間 108回	H27	年間 80回 H28	A

## B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

### 重点目標5 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

項目	所管課	基準	H25	H26	H27		目標値		評価	
鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	女性活躍推進課	398社	H22	485社	533社	H27.3.31	586社	H27	600社 H28	B
「職場」において男女の地位が平等であると考える割合	女性活躍推進課	25.1%	H21	25.1%	20.6%	H26	20.6%	H26	50% H26	E
25歳から44歳までの女性の就業率	就業支援課	76.7%	H19	79.0%	79.0%	H24	79.0%	H24	現状 以上 H29	A

### 重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

項目	所管課	基準	H25	H26	H27		目標値		評価	
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を知っている県民の割合	女性活躍推進課	17.8%	H21	17.8%	28.1%	H26	28.1%	H26	50% 以上 H26	E
育児休業制度がある事業所の割合	女性活躍推進課	87.0%	H21	87.0%	-	-	89.9%	H27	100%に 近づける H26	B
介護休業制度がある事業所の割合	女性活躍推進課	79.7%	H21	79.7%	-	-	86.6%	H27	100%に 近づける H26	B
育児・介護のための短時間勤務等を利用できる事業所の割合	女性活躍推進課	68.5%	H21	68.5%	-	-	73.3%	H27	100%に 近づける H26	B

項目	所管課	基準	H25	H26	H27	目標値	評価				
延長保育設置か所数	子育て応援課	112か所	H22	133か所	146か所	H27.3.31	142か所	H27.3.31	132か所	H26	A
一時保育設置か所数	子育て応援課	61か所	H22	72か所	71か所	H27.3.31	88か所	H28.3.31	66か所	H26	A
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を設置している小学校区の割合	子育て応援課	95%	H22	100.0%	96.0%	H27.3.31	97.7%	H28.3.31	95%	H26	A
ファミリー・サポート・センターが利用できる市町村数	子育て応援課	16市町	H22	17市町村	17市町村	H27.3.31	17市町村	H28.3.31	19市町村	H26	A
子育て応援パスポート協賛店舗数	子育て応援課	2103店舗	H23	2349店舗	2397店舗	H27.3.31	2414店舗	H28.3.31	2500店舗	H26	C
地域子育て支援拠点事業	子育て応援課	46か所	H22	52か所	52か所	H27.3.31	51か所	H28.3.31	51か所	H26	A
とっとり子育て隊認定数	子育て応援課	2931隊	H23	3962隊	4139隊	H27.3.31	4340隊	H28.3.31	5425隊	H26	C
週労働時間60時間以上の有業者の割合	労働政策課	11.2%	H19	9.5%	7.1%	H24	7.1%	H24	5割減	H32	E
鳥取県家庭教育推進協力企業	小中学校課	416社	H22	570社	571社	H27.3.31	582社	H28.3.31	700社	H30	B
男性県職員(知事部局)の育児休業取得率	人事企画課	4.95%	H22	5.59%	4.59%	H26	6.76%	H27	10%以上	H26	C
県職員(知事部局)年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数	人事企画課	10.4日	H22	10.2日	10.3日	H26	10.3日	H27	12日	H26	C
県職員(知事部局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	人事企画課	12.1%	H22	12.9%	11.3%	H26	10.9%	H27	10%	H25	C
男性教職員の育児休業取得率	教育総務課	11.0%	H22	7.9%	6.7%	H27.3.31	4.1%	H26	15%以上	H27	C
教職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数	教育総務課	11.3日	H22	12.1日	12.1日	H27.3.31	10.2日	H27	15日以上	H27	C
職員(教育委員会事務局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	教育総務課	11.2%	H22	18.6%	18.0%	H27.3.31	16.0%	H28.3.31	10%	H27	C
男性県立病院職員の育児休業取得率	病院局総務課	8.3%	H22	8.0%	0.0%	H27.3.31	0.0%	H28.3.31	10%以上	H28	D
県立病院職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数	病院局総務課	9.2日	H22	8.2日	8.2日	H27.3.31	8.2日	H27.12.31	12日以上	H28	C
県立病院職員の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	病院局総務課	14.8%	H22	13.2%	14.4%	H27.3.31	15.4%	H28.3.31	10%	H28	C



項目	所管課	基準	H25	H26	H27	目標値	評価
男性警察職員の育児休業取得率	警察本部警務課	1.6% H22	0%	0.0% H27.3.31	0%	10%以上 H28	D
警察職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数	警察本部警務課	5.7日 H22	6.0日	6.2日 H26	7.2日 H27	8日以上 H28	B

### 重点目標7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

項目	所管課	基準	H25	H26	H27	目標値	評価
農業協同組合における女性正組合員の割合	農林水産総務課	18.1% H22	18.5%	18.5% H27.1.31	18.5%	30%以上 H28	C
農業協同組合の支店における女性運営委員の割合	農林水産総務課	10.8% H22	11.2%	11.0% H27.1.31	11.2%	20%以上 H28	C
農業協同組合における女性総代の割合	農林水産総務課	7.7% H22	8.1%	8.0% H27.1.31	8.2%	5%以上 H28	A
農業協同組合における女性役員数	農林水産総務課	7人 H22	7人	10人 H27.1.31	8人 H27	6人以上 H28	A
農業委員に占める女性の割合(選任委員中女性の割合)	経営支援課	29% H23	27.0%	32.0% H27.8.10	32%	40% H29	C
女性認定農業者数	経営支援課	61人 H22	61人	61人 H27.3.31	61人 H27.3.31	75人 H28	C
指導農業士に占める女性の割合	とっとり農業戦略課	28% H22	26.0%	26.0% H27.3.31	26.0%	40% H28	D
家族経営協定締結農家数	とっとり農業戦略課	227組 H22	243組	281組 H27.3.31	290組 H28.3.31	260組 H28	A
農業協同組合生産部役員における女性の割合	とっとり農業戦略課	7.0% H22	10.6%	8.5% H27.3.31	9.5%	10% H28	A
農業協同組合生産部指導員における女性の割合	とっとり農業戦略課	7.0% H22	3.7%	3.9% H27.3.31	3.7%	10% H28	D
女性が主体となっている起業農家及び組織数	とっとり農業戦略課	74組織 H22	59件	58件 H27.3.31	54件 H28.3.31	85件 H28	D
女性漁業士数	水産課	0人 H22	0人	0人 H27.3.31	0人 H27	1人 H28	D
商工会及び商工会議所の創業支援による女性の創業件数	産業振興課	年間47件 H22	年間36件	年間49件 H27.3.31	年間43件 H27	年間60件以上 H28	B
【再掲】県の中堅リーダー育成支援事業で養成する企業の女性数	就業支援課	累計10名 H23	累計22名	累計24名 H27.3.31	-	累計35名 H26	

## C 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

### 重点目標8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

項目	所管課	基準	H25	H26	H27	目標値	評価
ユニバーサルデザインを知っている県民の割合	人権・同和対策課	21.9% H23.2	21.9%	21.6% H26.5	21.6% H26.5	50% H28	C

項目	所管課	基準	H25	H26	H27		目標値	評価
あいサポーター数	障がい福祉課	31,188人 H23.11	207,742人	246,015人 H27.3.31	292,548人	H28.3	25万人 H27	A
公共職業訓練修了者の就業率	労働政策課	75.7% H22.6	69.2%	73.3% H27.3.31	71.0%	H28.3.31	80% H28	B
障がい者の実雇用率(民間企業)	就業支援課	1.78% H23.6	1.77%	1.88% H26.6	1.99%	H27.6	2.0% H28	B
障がい者の実雇用率(知事部局)	人事企画課	2.33% H23.6	2.39%	2.65% H26.6	2.95%	H27.6	現状以上 H28	A
障がい者の実雇用率(教育委員会)	教育総務課	1.63% H23.6	1.93%	2.54% H26.6	2.75%	H27.6	2.0% H28	A
障がい者の実雇用率(病院局)	病院局総務課	1.57% H23.6	2.6%	2.4% H26.6	2.3%	H28.3.31	2.1% H28	A
障がい者の実雇用率(警察本部一般職員)	警察本部警務課	2.08% H23.6	2.01%	2.62% H26.6	2.61%	H27.6	現状以上 H28	A

### 重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

項目	所管課	基準	H25	H26	H27		目標値	評価
過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	女性活躍推進課	2.0% H21	2.0%	1.4% H26	1.4%	H26	0%に近づける H26	E
市町村におけるDV相談支援センターの数	青少年・家庭課	0か所 H22	0か所	0か所 H27.3.31	0か所	H27	1か所 H27	C

### 重点目標10 生涯を通じた男女の健康の支援

項目	所管課	基準	H25	H26	H27		目標値	評価
男女共同参画センターにおける男性相談件数	男女共同参画センター	年間682件 H22	年間660件	年間644件 H27.3.31	年間598回	H27	年間800件 H28	D
妊娠11週以下での妊娠の届出率	子育て応援課	87.6% H21	91.1%	91.0% H27.3.31	91.1%	H28.3.31	100% H29	C
県内のNICU病床数	医療政策課	15床 H23.5	18床	18床 H27.3.31	18床	H28.3.31	18床 H25	A
妊娠中の喫煙(妊娠の届出時)	子育て応援課	3.9% H21	3.5%	2.7% H27.3.31	2.6%	H28.3.31	0% H29	B
胃がん検診受診率	健康政策課	22.7% H21	24.6%	25.1% H27.3.31	25.8%	H28.3.31	50%以上 H29	B
肺がん検診受診率	健康政策課	24.1% H21	26.4%	26.5% H27.3.31	27.9%	H28.3.31	50%以上 H29	B
大腸がん検診受診率	健康政策課	25.6% H21	28.5%	29.2% H27.3.31	30.2%	H28.3.31	50%以上 H29	B
子宮がん検診受診率	健康政策課	26.6% H21	29.6%	31.0% H27.3.31	32.0%	H28.3.31	50%以上 H29	B
乳がん検診受診率	健康政策課	27.4% H21	28.1%	29.6% H27.3.31	30.5%	H28.3.31	50%以上 H29	B
成人の週1回以上スポーツ実施率	スポーツ課	51.7% H21	51.7%	54.8% H26	54.8%	H26	65%以上 H30	B

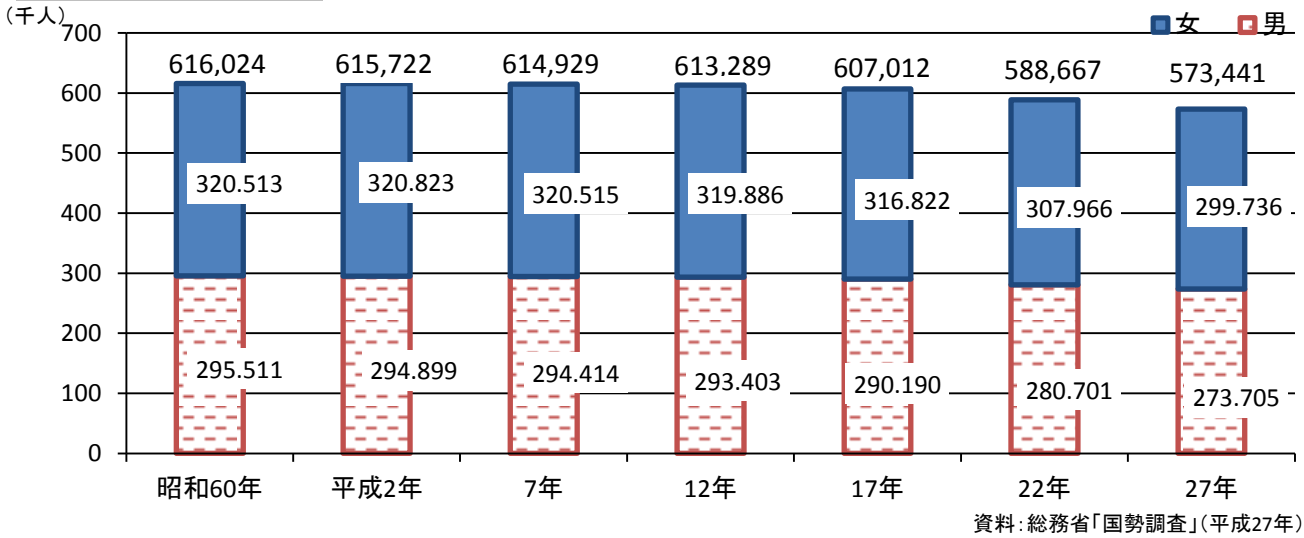
# Ⅳ データで見る男女共同参画の現状

## 鳥取県の人口と世帯

### (1) 人口

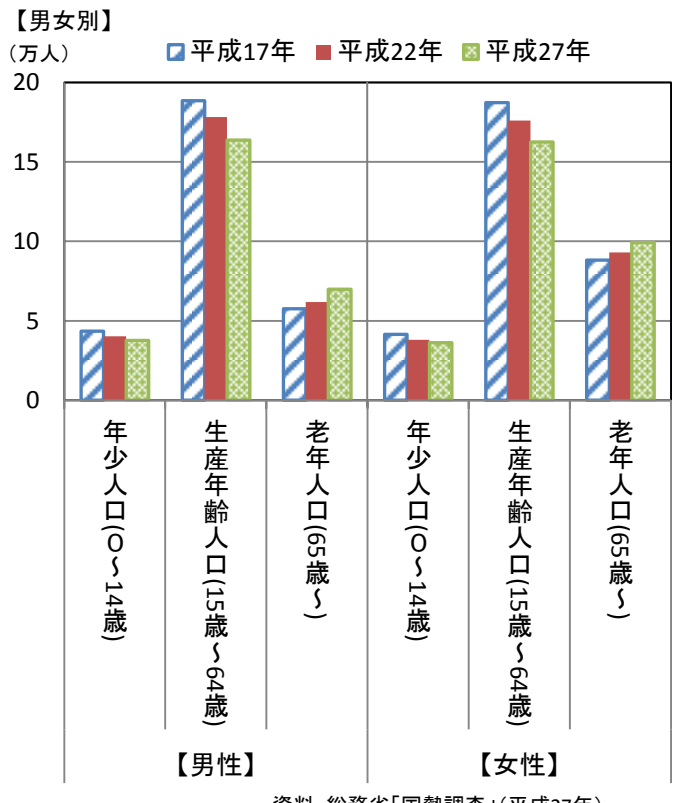
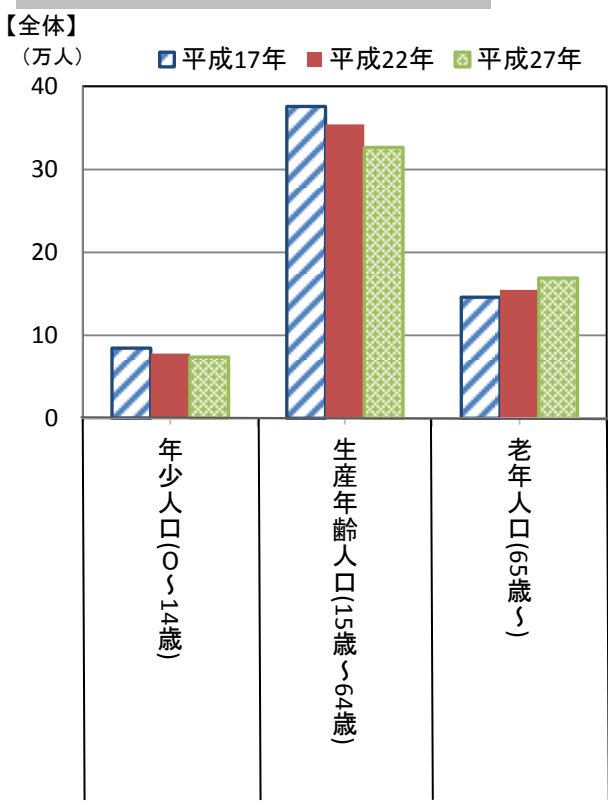
平成27年国勢調査によると、本県の人口は573,441人で22年に比べ15,226人減少している。男女別に見ると、女性が299,736人、男性が273,705人で、女性が26,031人多くなっている。

図1-1 人口の推移



平成27年の国勢調査によると、男女とも本県では高齢化が進んでおり、年少人口(0歳~14歳)も一貫して減少している。

図1-2 年齢3区分別人口の推移

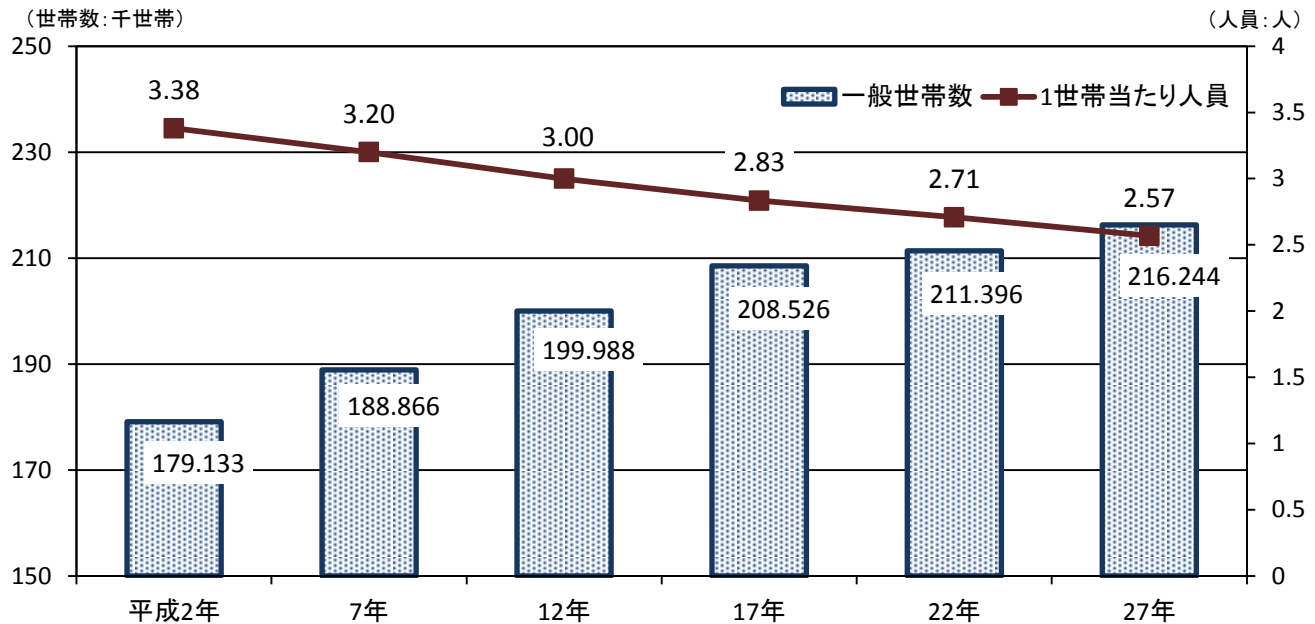


資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

## (2) 世帯

平成27年の国勢調査では、本県の一般世帯数は22年に比べ4,848世帯増加しているが、1世帯当たり人員は22年の2.71から2.57へと減少しており、世帯規模は小さくなっている。

図1-3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

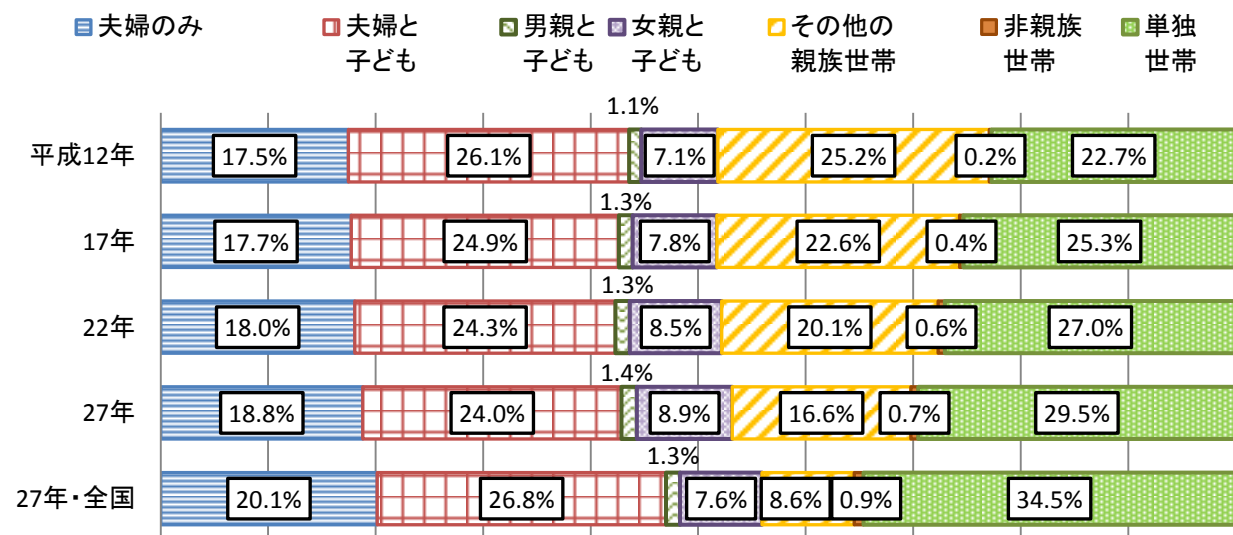


(注)「一般世帯」は、住居と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮などに居住している単身者で、施設等の世帯は除く。

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

平成27年の本県一般世帯の家族類型は、22年と比べ「夫婦と子供から成る世帯」は0.3%減少しているが、「男親と子ども世帯」「女親と子ども世帯」は共に増加している。

図1-4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



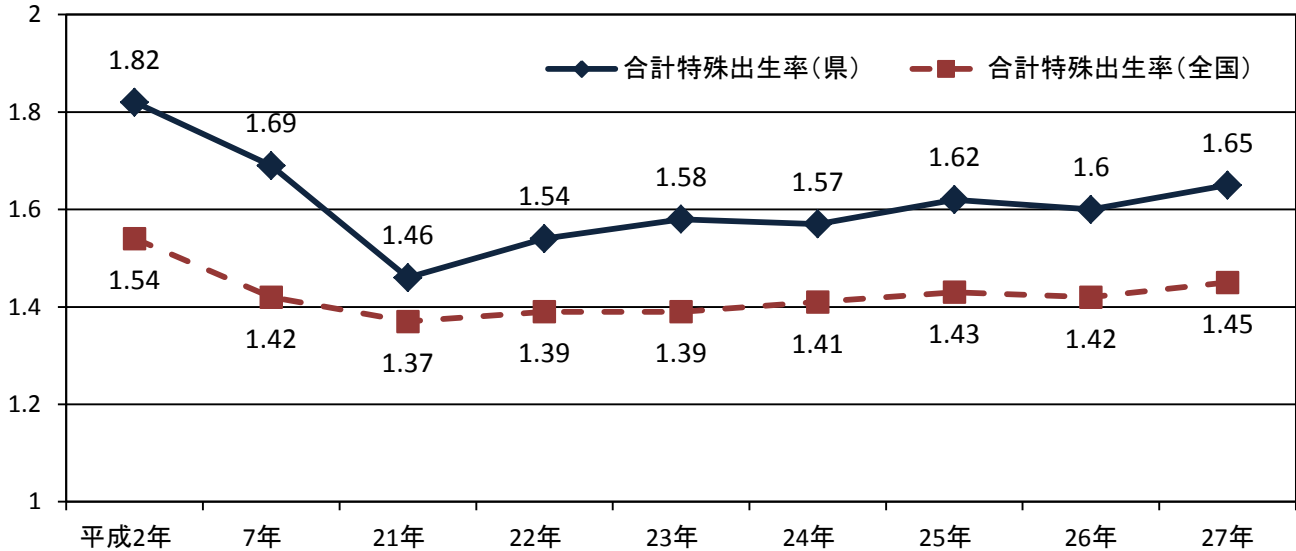
(注) その他の親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯  
 非親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯  
 単于世帯・・・世帯員が1人の世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

### (3) 人口動態

平成27年の本県の合計特殊出生率は全国を上回って推移しており、昨年より0.05ポイント増加し1.65であった。

図1-5 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

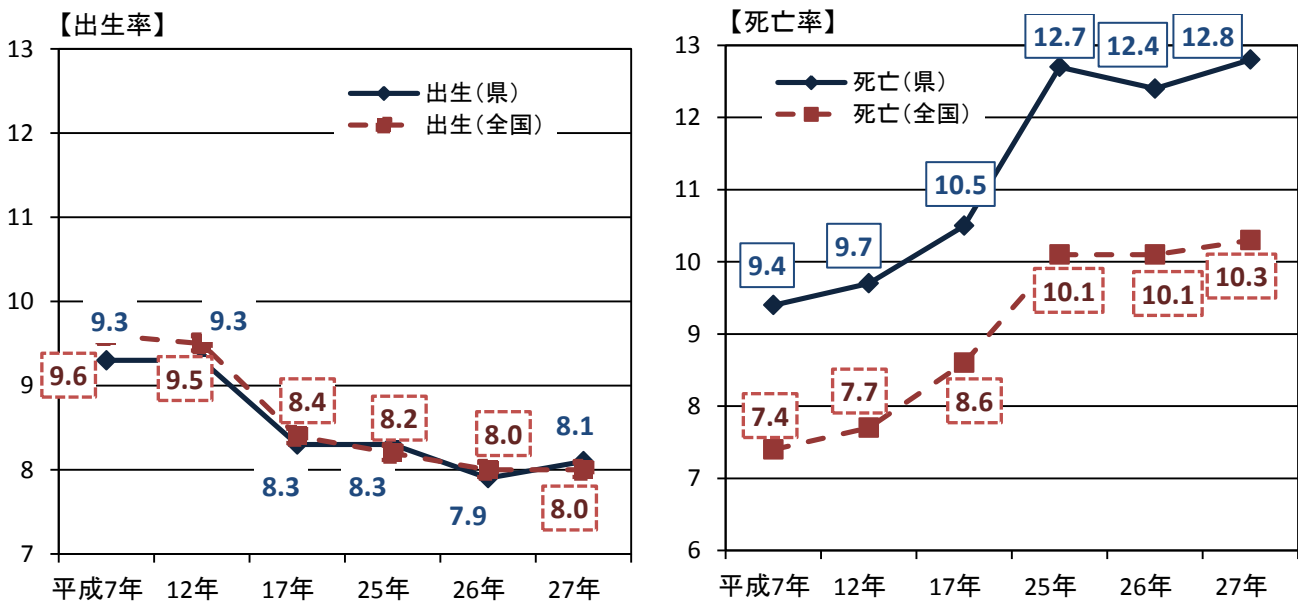


(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成27年)

平成27年の本県の出生率及び死亡率を全国と比較すると、死亡率は全国を上回って推移している。昨年全国を下回った出生率は、0.2ポイント上昇し全国平均を上回った。

図1-6 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

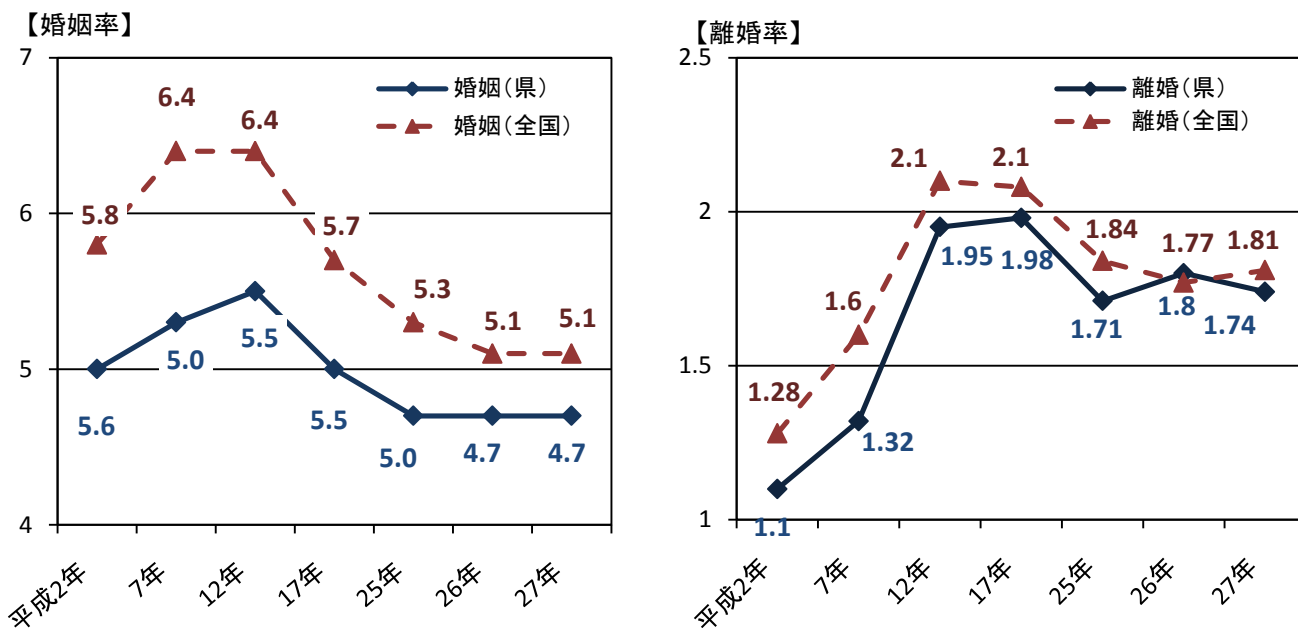


(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成27年)

平成27年の本県の婚姻率は昨年同様4.7ポイントであった。離婚率は0.03ポイント減少し1.74ポイントで、全国平均を下回った。

図1-7 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)

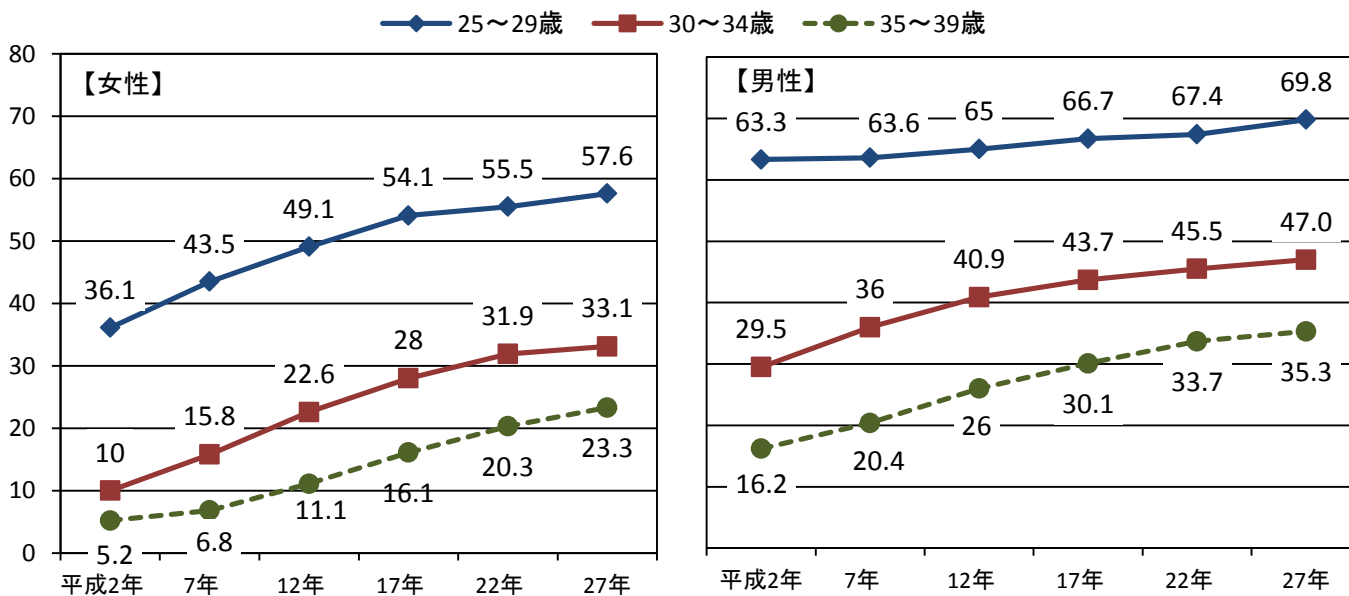


(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成27年)

平成27年の本県の年齢階級別未婚率は、男女とも各年齢階級において上昇しており、女性と比較し男性の未婚率が高い。

図1-8 年齢階級別未婚率



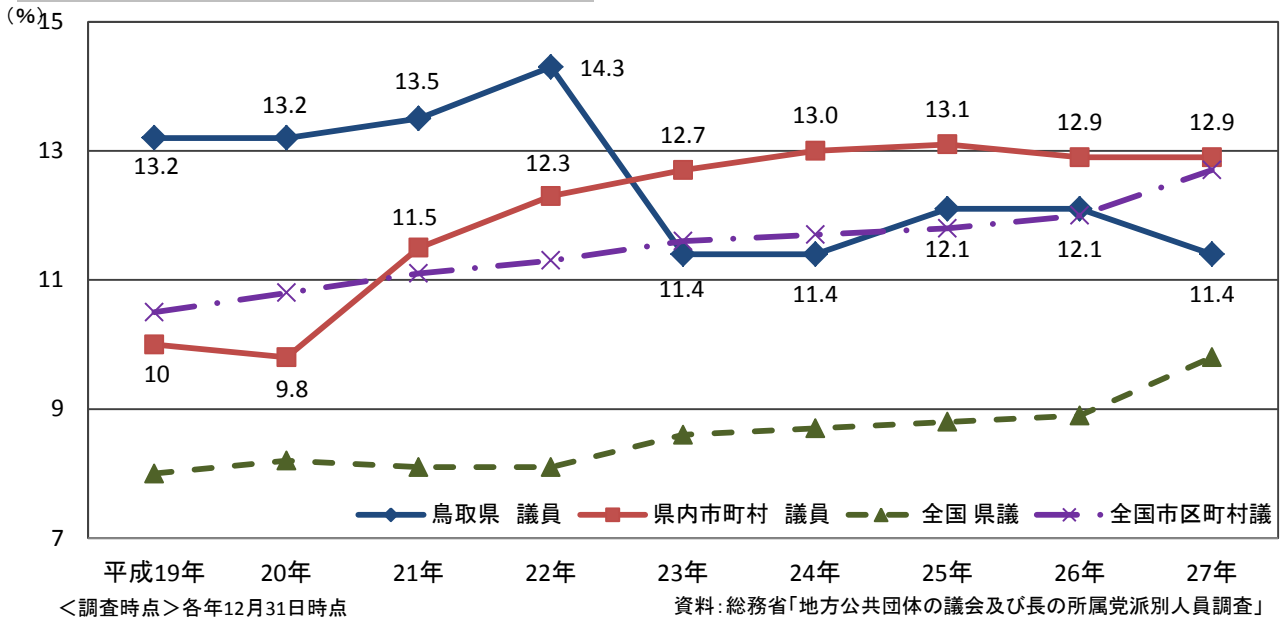
資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

テーマA：男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

【重点目標1】自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

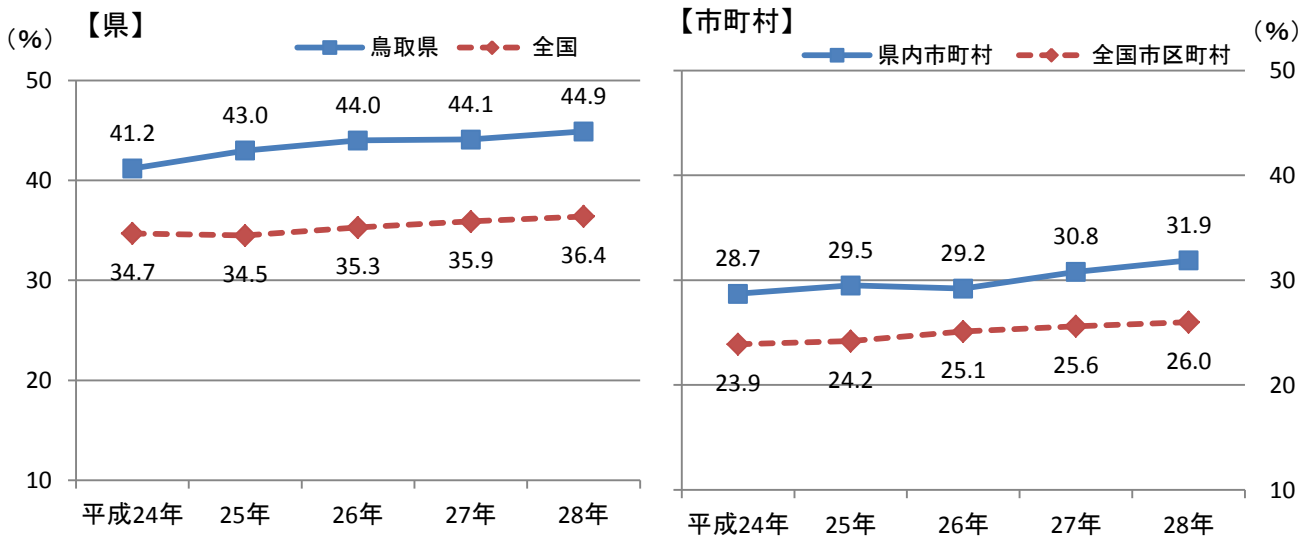
平成27年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で11.4%、市町村議会で12.9%となっている。

図A-1 議会議員における女性割合の推移



平成28年の本県の審議会委員における女性の割合は、県44.9%、市町村31.9%となっている。県においては平成15年以降40%を上回って推移している。

図A-2 審議会委員における女性割合の推移



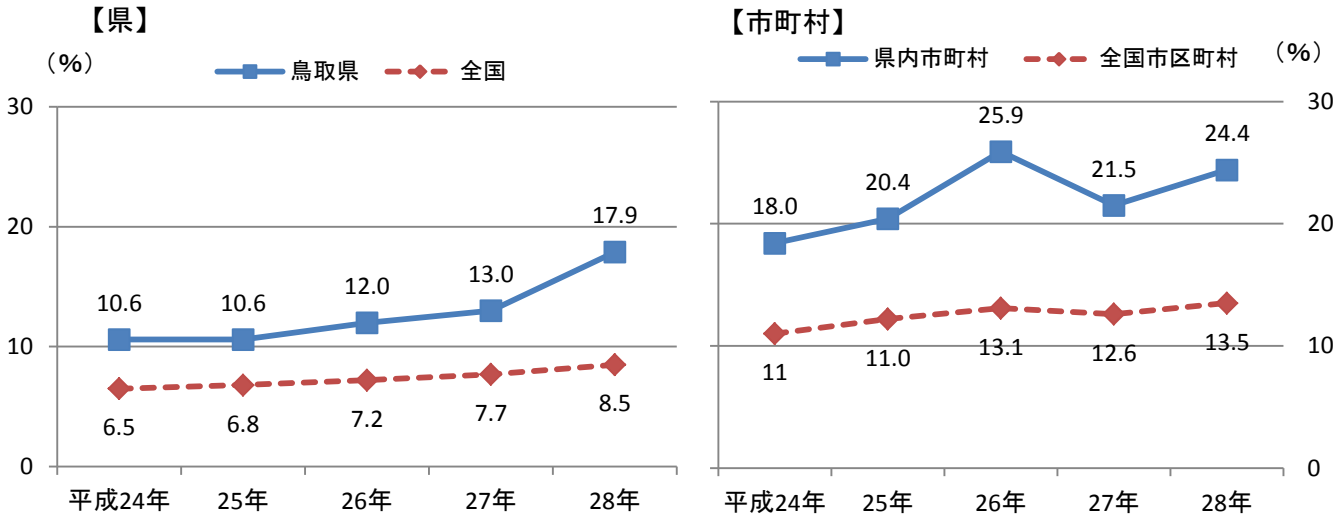
(注)各年4月1日時点

県は目標設定の対象である審議会等(※)における数値。  
 県内市町村は広域で設置された審議会を含む。  
 ※各都道府県(市町村含む)で女性の登用目標が設定されており、その目標の対象である審議会等を言う。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成27年)

平成28年の本県の自治体管理職(本庁の課長相当職以上)における女性の割合は、県が17.9%、市町村は24.4%となり、県については全国1位となっている。

図A-3 自治体管理職における女性割合の推移



(注) 各年4月1日時点

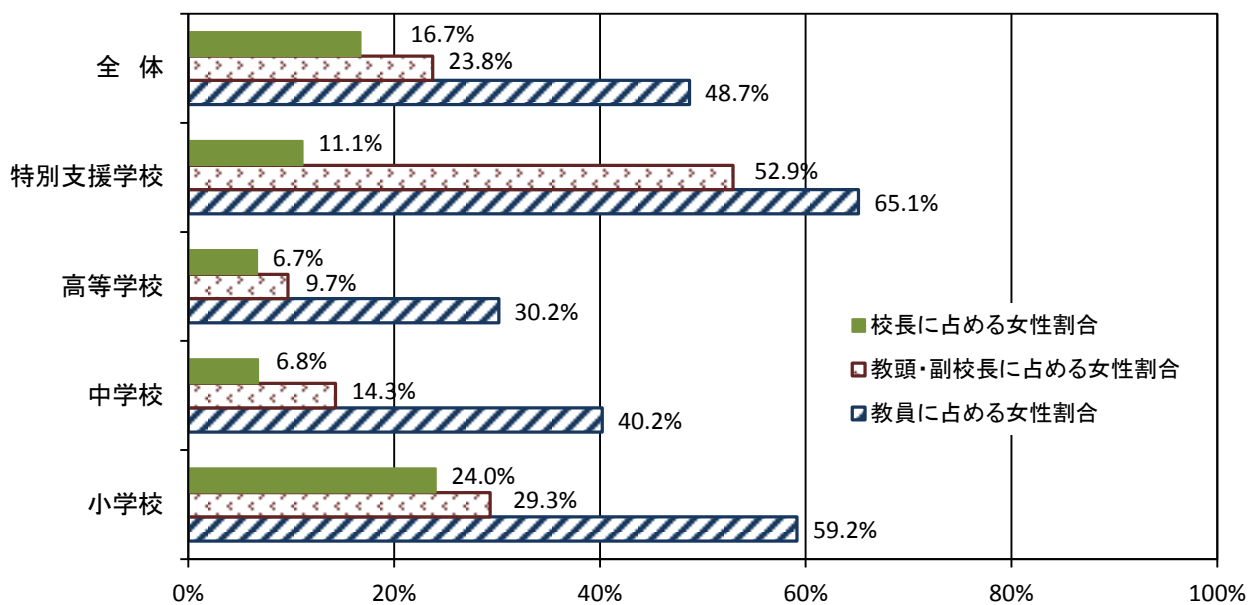
本庁には警察本部、教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外

資料: 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成27年)

※平成28年の県および県内市町村は女性活躍推進課調べ

平成27年の本県の教員の男女比率はほぼ同率であるが、うち女性の教頭及び副校長は23.8%、校長は16.7%となっている。特に中学校・高等学校では、教員の女性割合に比べ、かなり低くなっている。

図A-4 教頭以上における女性割合



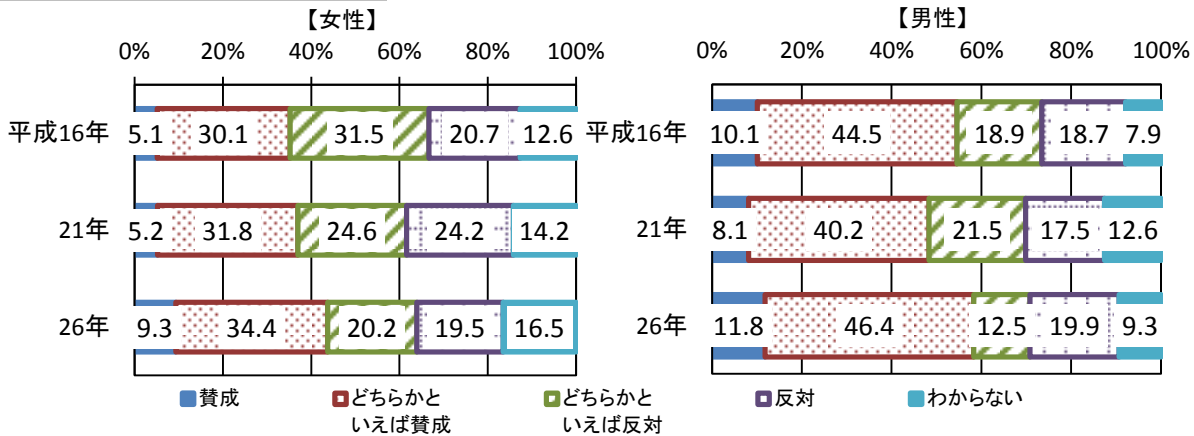
資料: 文部科学省「学校基本調査」(平成27年)



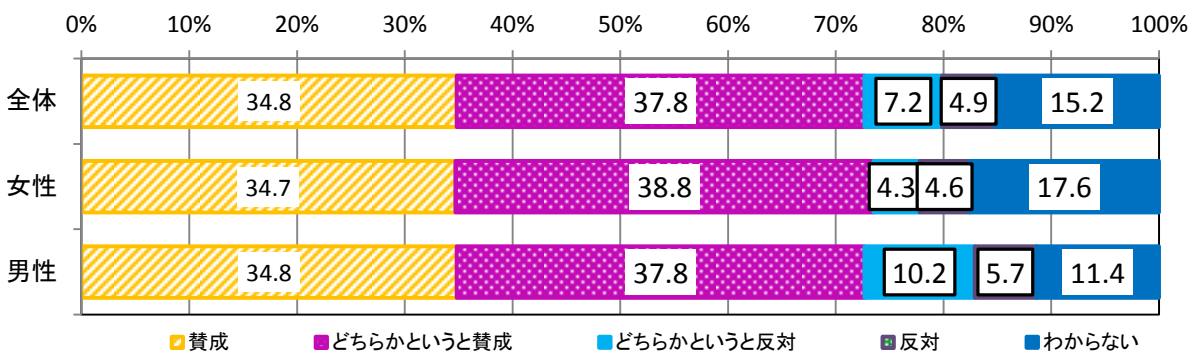
## 【重点目標2】男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

平成21年の調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、全体的に賛成と回答した割合が上昇し、反対と回答した割合が低下した。しかし平成26年度に新たに調査した「男性も女性も外で働く」という考え方については、男女ともに7割超が賛成している。また社会通念・習慣やしきたりなどにおいて、女性の8割近く、男性の7割超が男性が優遇されていると感じている。

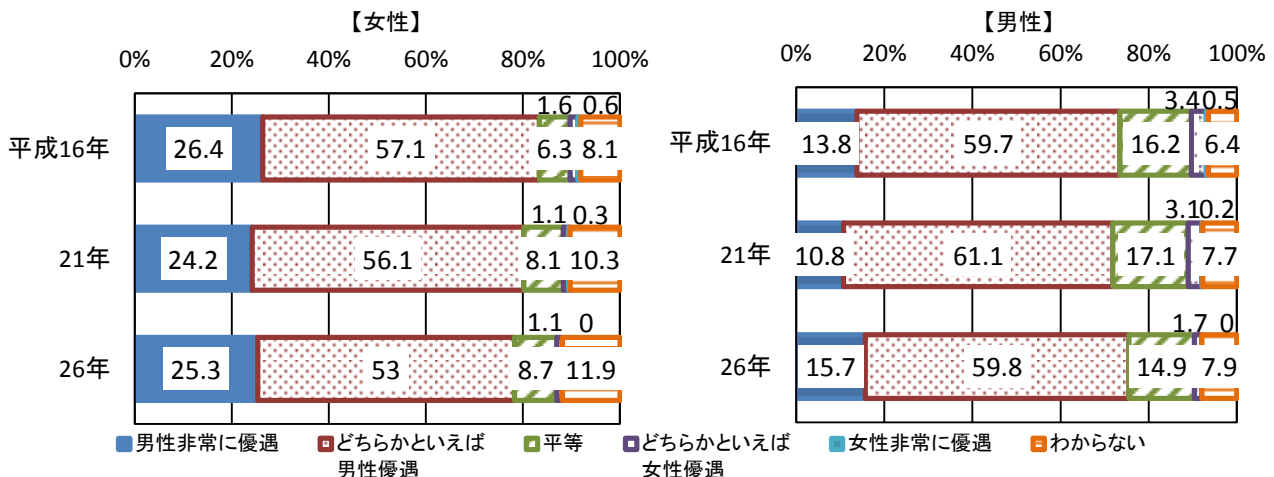
図A-5 男女の役割分担意識



図A-6 「男性も女性も外で働く」という考え方について



図A-7 社会通念・慣習などにおける男女平等感

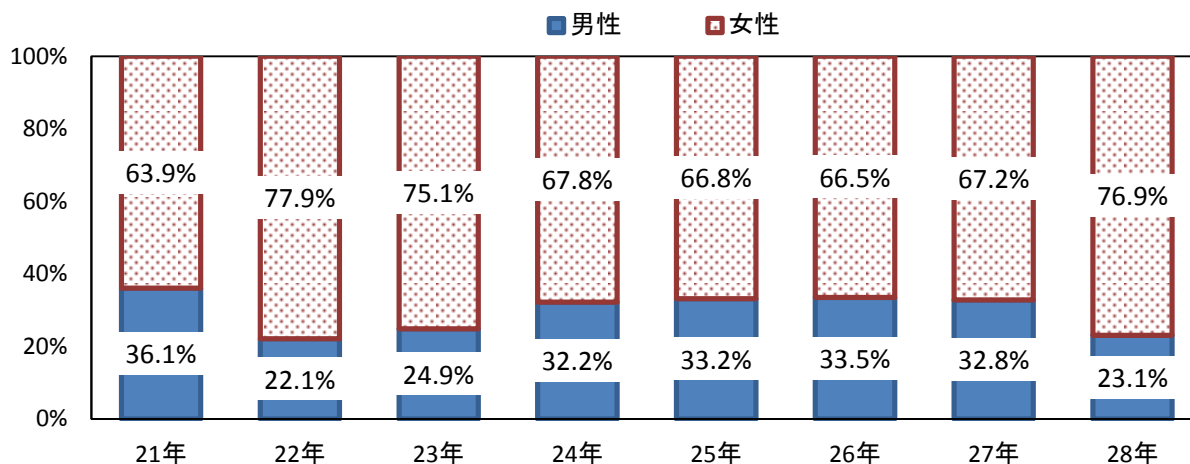


資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

### 【重点目標3】 男性や子どもにとっての男女共同参画

平成28年の本県の子ども会役員1,474名のうち、男性は340名で23.1%、女性は1,134名で76.9%となり、男性割合が減少している。

図A-8 子ども会役員における男性の割合

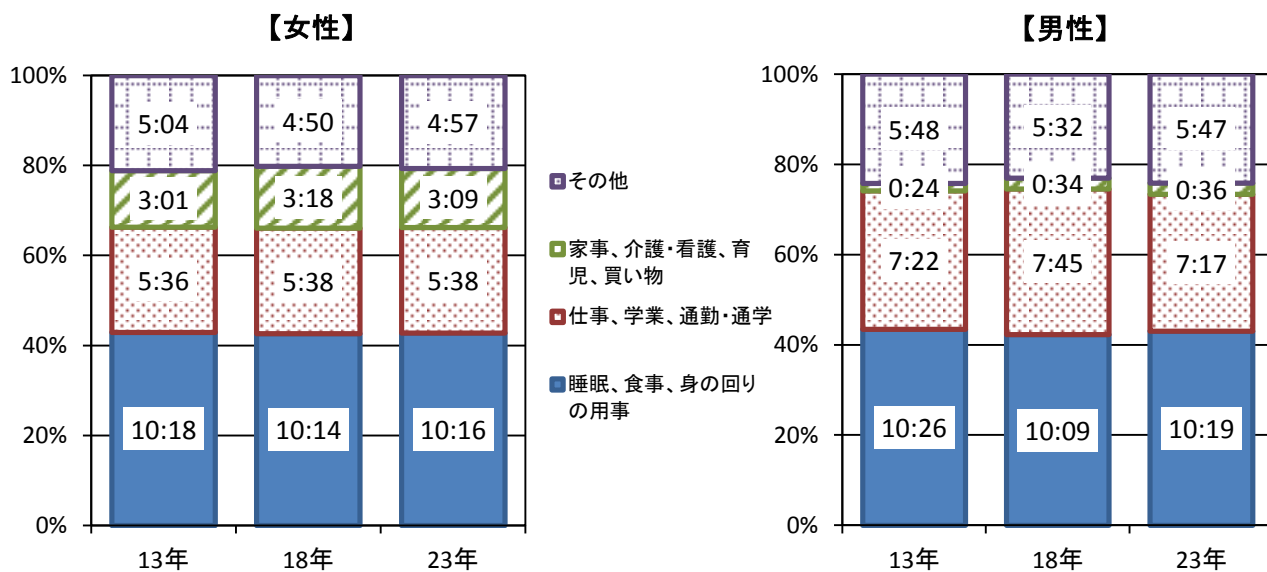


(注) 各年4月1日時点

資料: 女性活躍推進課調べ

平成23年の本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が36分で平成18年に比べ2分増加しているが、女性の3時間9分との差は縮まっていない。

図A-9 男女有業者の週平均生活時間



(注) 有業者: 15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人。家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。

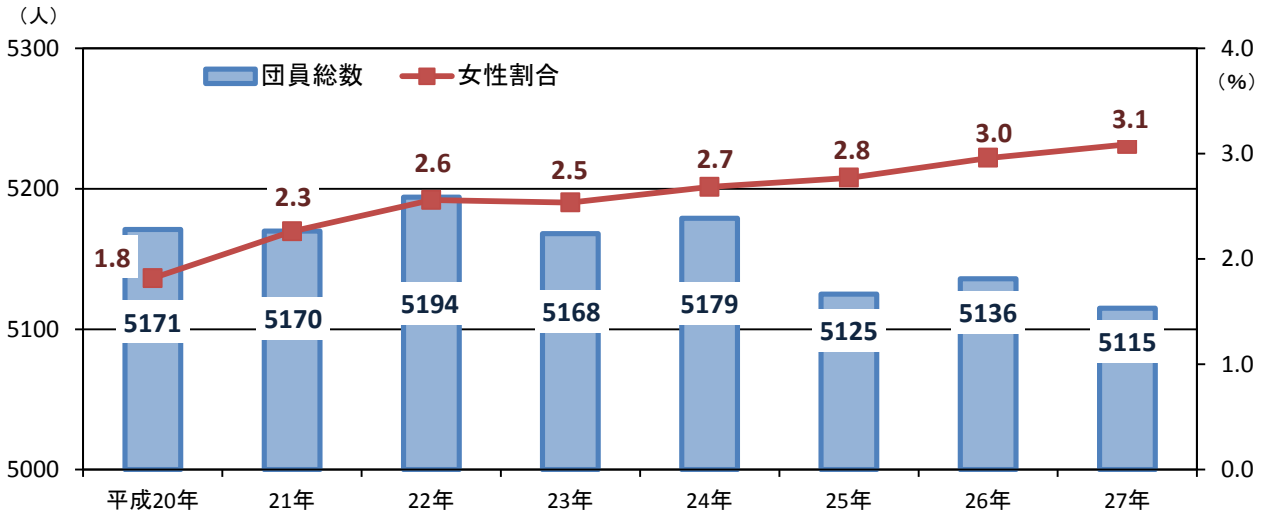
生活時間: 一次活動(睡眠、食事など生理的に必要な活動) 二次活動(仕事、学業、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動) 三次活動(一次、二次活動以外で各人の自由時間における活動)

資料: 総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

## 【重点目標4】地域の様々な分野における男女共同参画の推進

平成27年4月1日現在の本県の消防団員は5,115で、前年より21人減。うち女性は昨年より6名増えて158人で、団員数の3.1%であった。

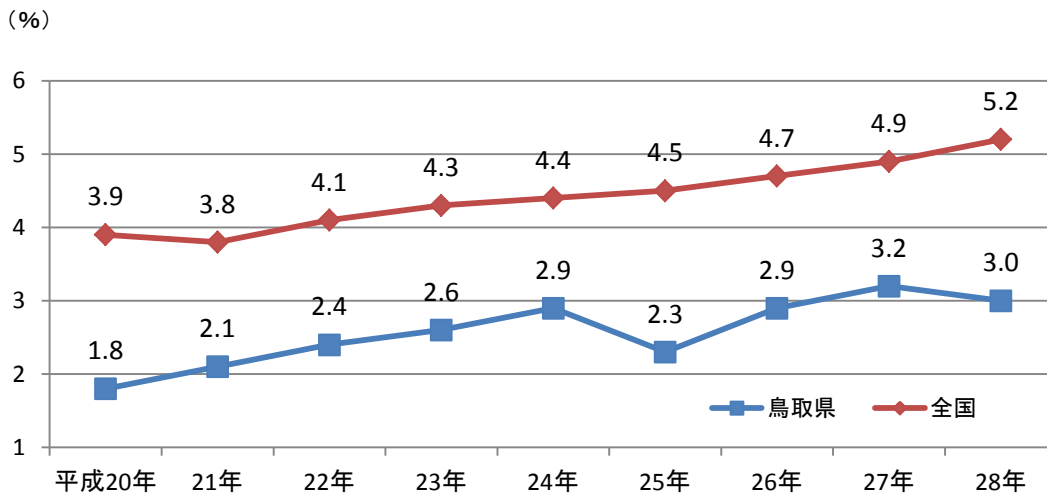
図A-10 消防団員における女性割合



資料：鳥取県消防防災年報

平成28年の本県の自治会役員のうち、会長2,737名中女性は82名の3.0%で、前年より0.2ポイント減少している。

図A-11 自治会会長における女性割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成28年)  
 ※平成28年の県は女性活躍推進課調べ

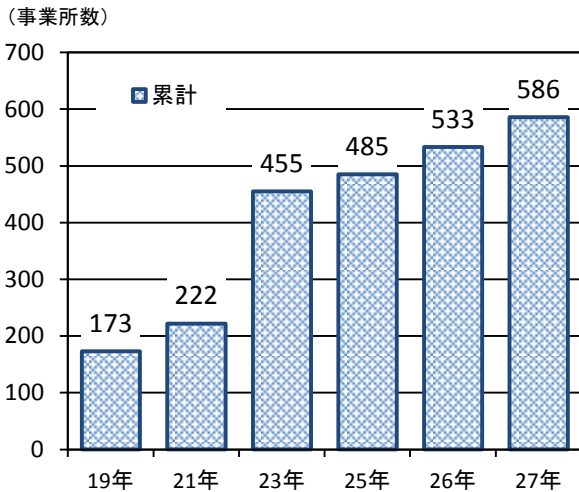
(注)各年4月1日時点

テーマB：職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

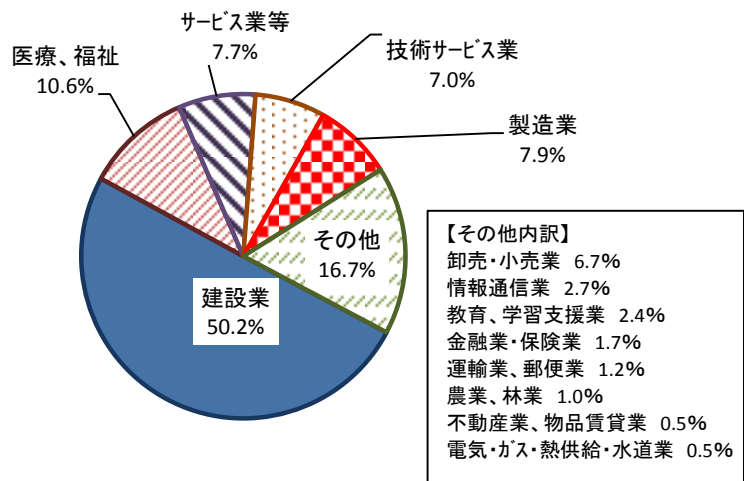
【重点目標5】男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は586事業所(平成28年3月31日現在)であり、27年度の認定数は53事業所であった。業種別では建設業が半数以上を占めている。

図B-1 認定状況の推移



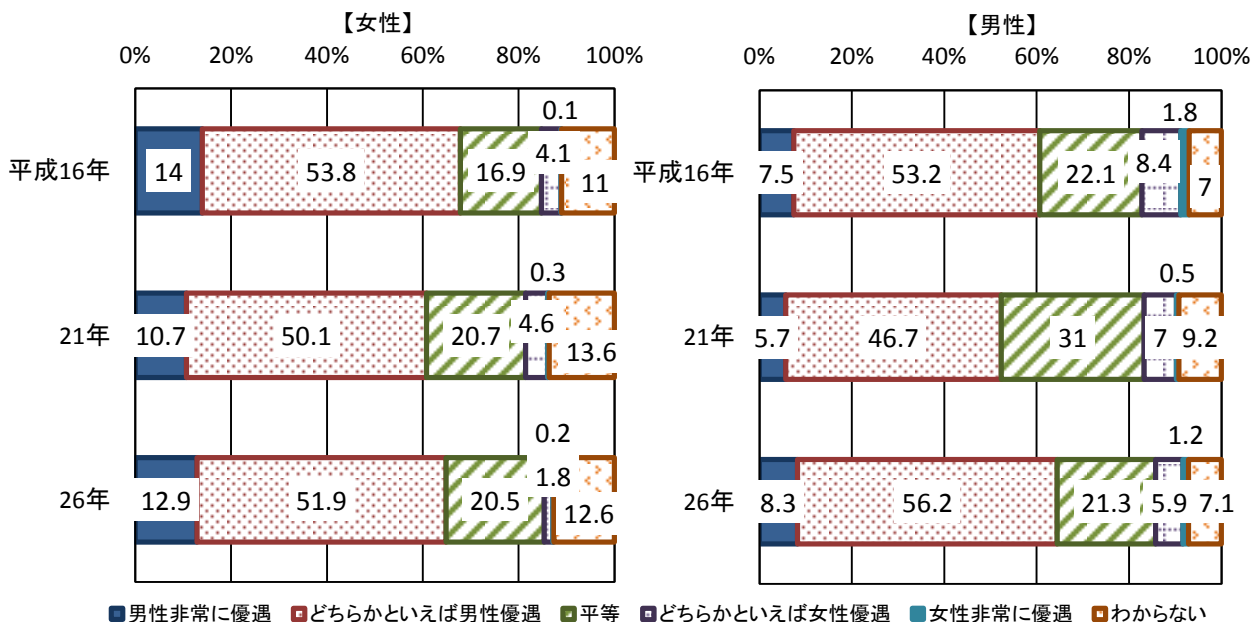
図B-2 業種別の認定状況



資料：女性活躍推進課調べ

平成26年の調査によると、男性も女性も6割以上が「男性が優遇されている」と感じ、「平等」と感じる割合が減少。

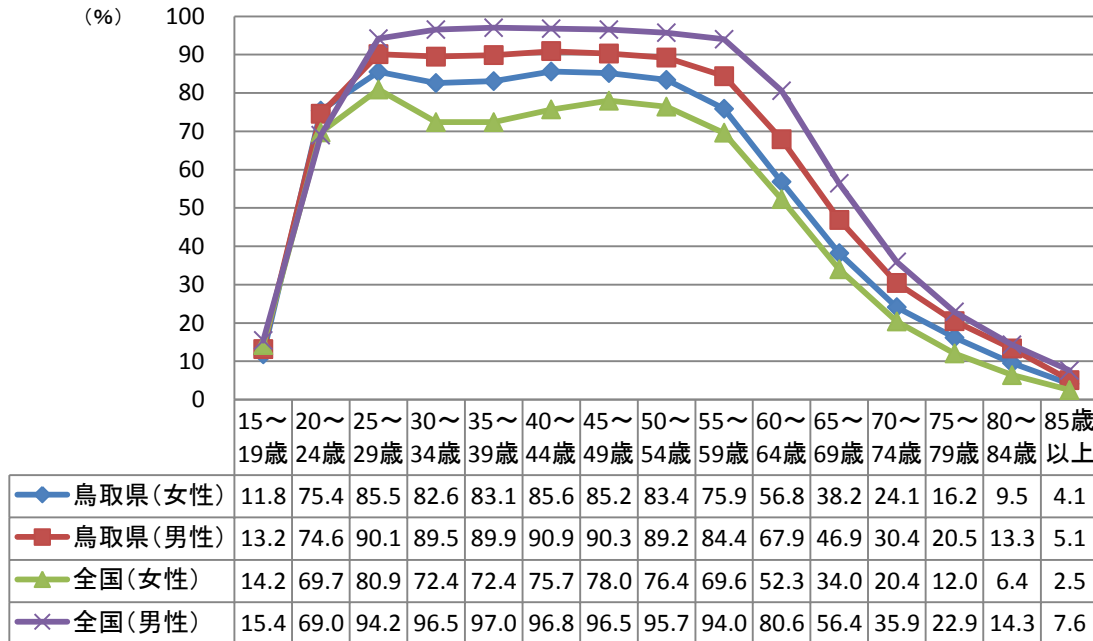
図B-3 職場における男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

平成27年の本県の女性の労働力率は、30歳代を底とするなだらかなM字カーブを描いており、カーブの底における労働力率は全国と比べて高いものの、結婚・出産・子育て期に就業を中断する様子が伺える。

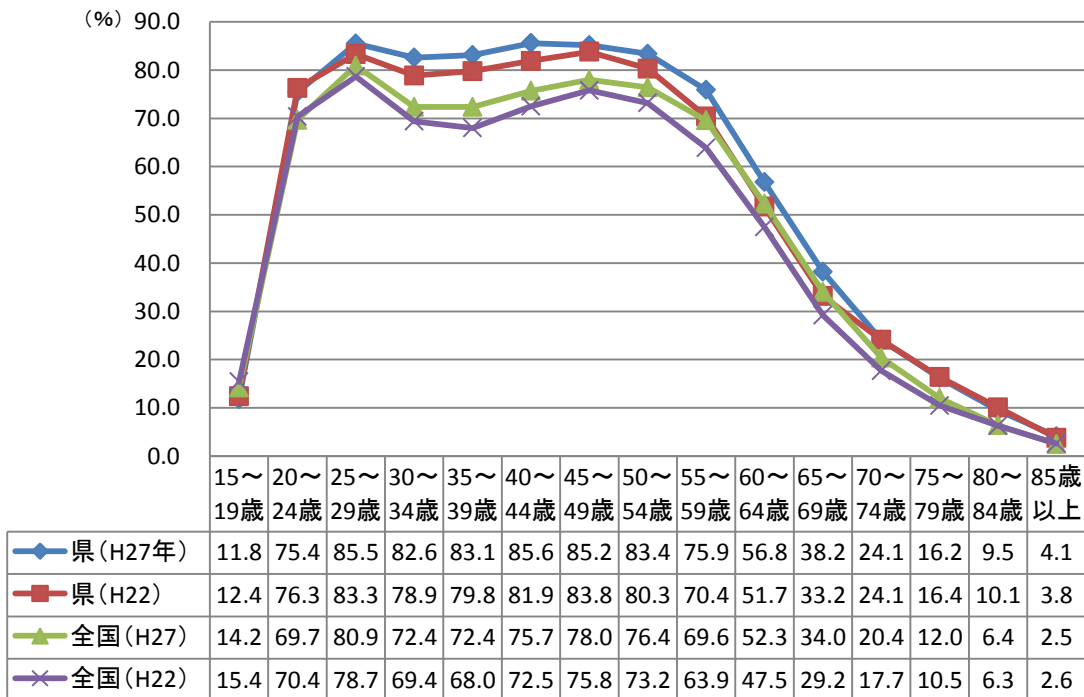
図B-4(1) 年齢階級別労働力率(参考)



(注) 全国の労働力率については、参考値として速報値を用いている。

資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

図B-4(2) 女性の年齢階級別労働力率の経年変化(参考)

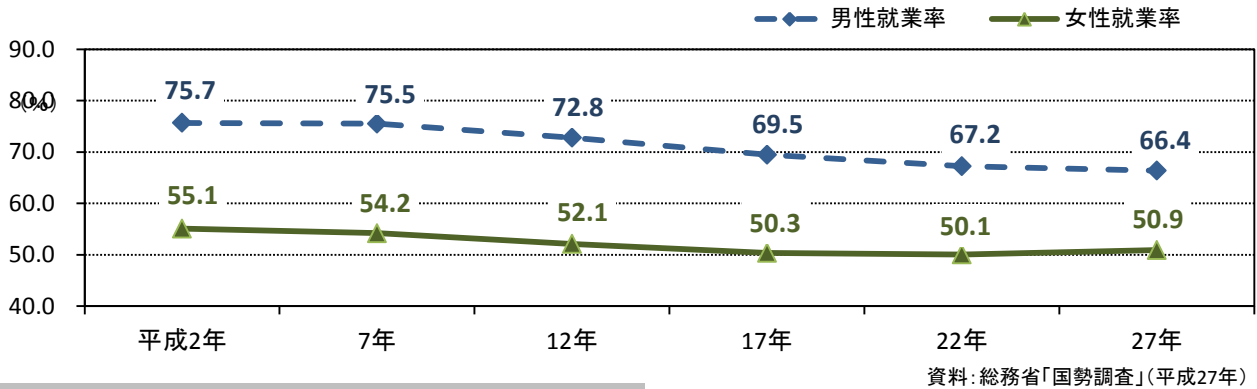


(注) 平成27年の全国の労働力率については、参考値として速報値を用いている。  
労働力率=15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合

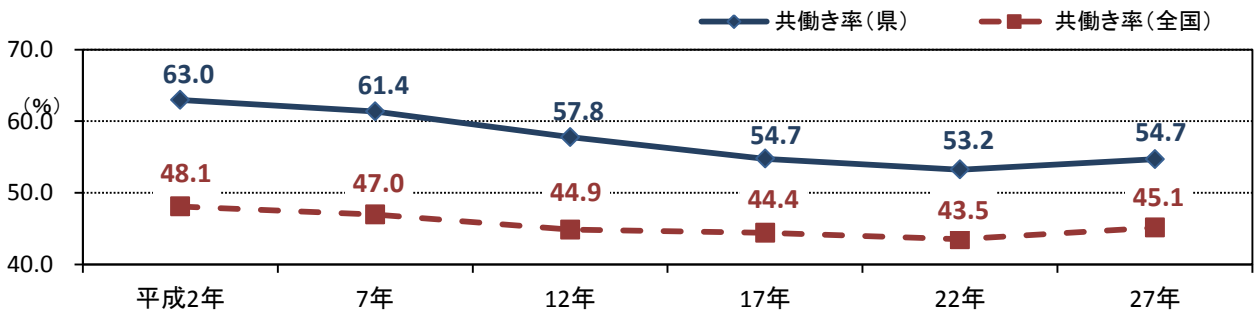
資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

平成27年の本県の男性就業率は66.4%、女性就業率は50.9%で、22年と比べると男性は0.8ポイント減少しているのに対し、女性は0.8ポイント増加し、男女の就業率格差は縮まっている。

図B-5 男女別就業率の推移



図B-6 夫婦とも就業者である世帯の推移(参考)



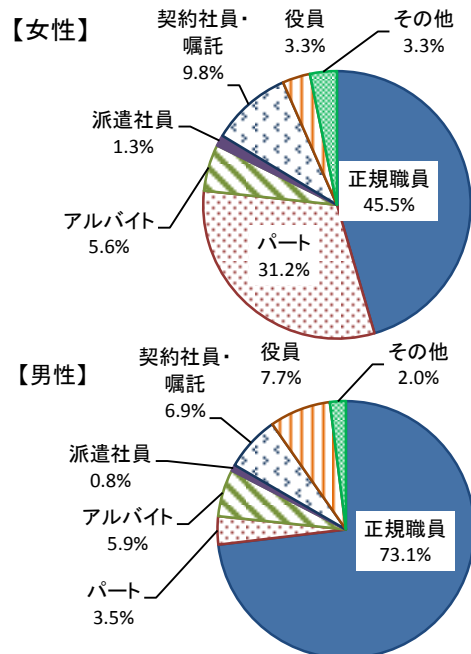
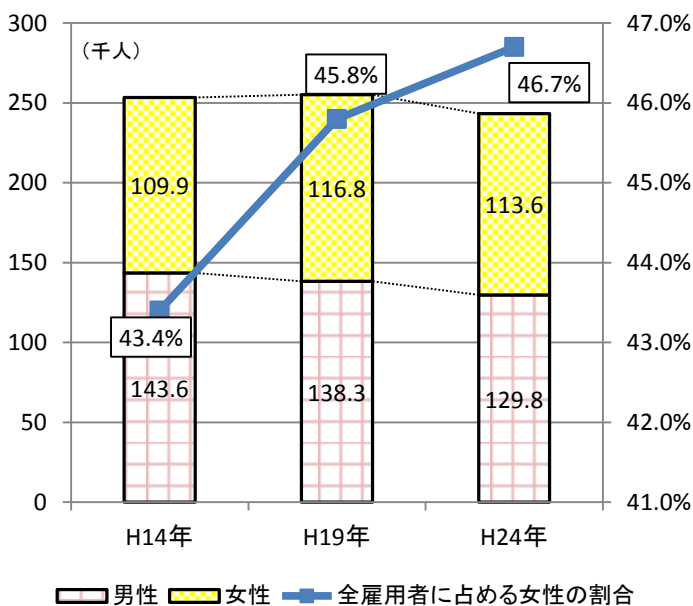
(注) 全国の共働き率については、参考値として速報値を用いている。

夫婦とも就業者世帯割合 = 夫婦世帯数に占める夫妻ともに就業世帯数の割合

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

平成24年の雇用形態別雇用者数は、19年と比べて男女とも正規職員、派遣社員の人数が減少した。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、男性に比べ女性の方が高くなっている。

図B-7 雇用形態別雇用者数の推移

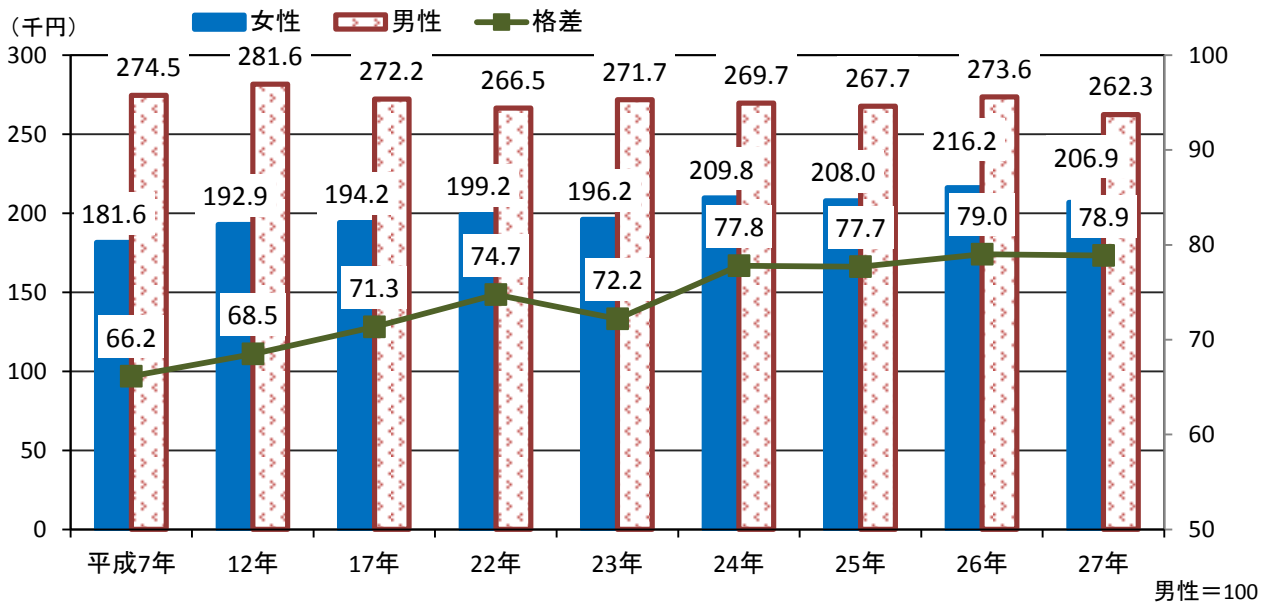


平成27年の本県の一般労働者一人当たり月間所定内給与額は、昨年と比べ男女ともに減少した。男性を100とすると女性は78.9となり、昨年と比べ格差はやや増加した。

図B-8 一般労働者の月間所定内給与額

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超 過 実労働 時間数 (時)	決まって支給する		年間賞与 その他特 別支給額 (千円)	労働者数 (人)
						現 金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
17年	女性	40.2	10.1	166	7	206.1	194.2	463.1	38,940
	男性	41.2	12.5	170	13	294.4	272.2	709.0	60,830
18年	女性	40.5	10.7	169	6	219.4	206.4	512.6	39,580
	男性	42.2	12.8	171	13	309.3	285.0	732.7	63,000
19年	女性	40.7	9.9	170	7	205.3	195.7	402.4	35,490
	男性	42.3	12.0	172	13	297.5	274.8	617.6	61,000
20年	女性	41.5	10.4	168	7	210.4	198.6	465.3	38,720
	男性	41.8	12.5	170	13	296.5	272.6	726.2	61,790
21年	女性	41.4	9.8	167	6	202.4	192.0	430.9	35,240
	男性	41.9	12.5	170	10	283.4	263.7	620.1	50,610
22年	女性	41.9	9.2	169	4	208.5	199.2	393.4	40,140
	男性	41.3	12.1	170	11	287.4	266.5	613.9	55,220
23年	女性	42.1	10.3	167	5	206.6	196.2	441.6	29,210
	男性	42.8	12.9	168	11	291.9	271.7	634.6	50,750
24年	女性	42.3	10.6	164	6	222.6	209.8	484.9	34,820
	男性	42.7	12.8	169	11	291.4	269.7	635.9	57,790
25年	女性	42.3	9.8	163	5	222.1	208.0	509.5	37,290
	男性	43.0	13.1	166	14	294.3	267.7	647.4	58,350
26年	女性	41.5	10.6	165	7	231.4	216.2	457.3	33,270
	男性	41.9	12.5	167	13	301.1	273.6	647.3	53,160
27年	女性	42.2	9.9	166	5	220.0	206.9	465.0	33,520
	男性	43.4	12.6	171	12	287.6	262.3	618.4	51,590

(注)一般労働者：短時間(パートタイム)労働者以外の労働者  
所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成27年)

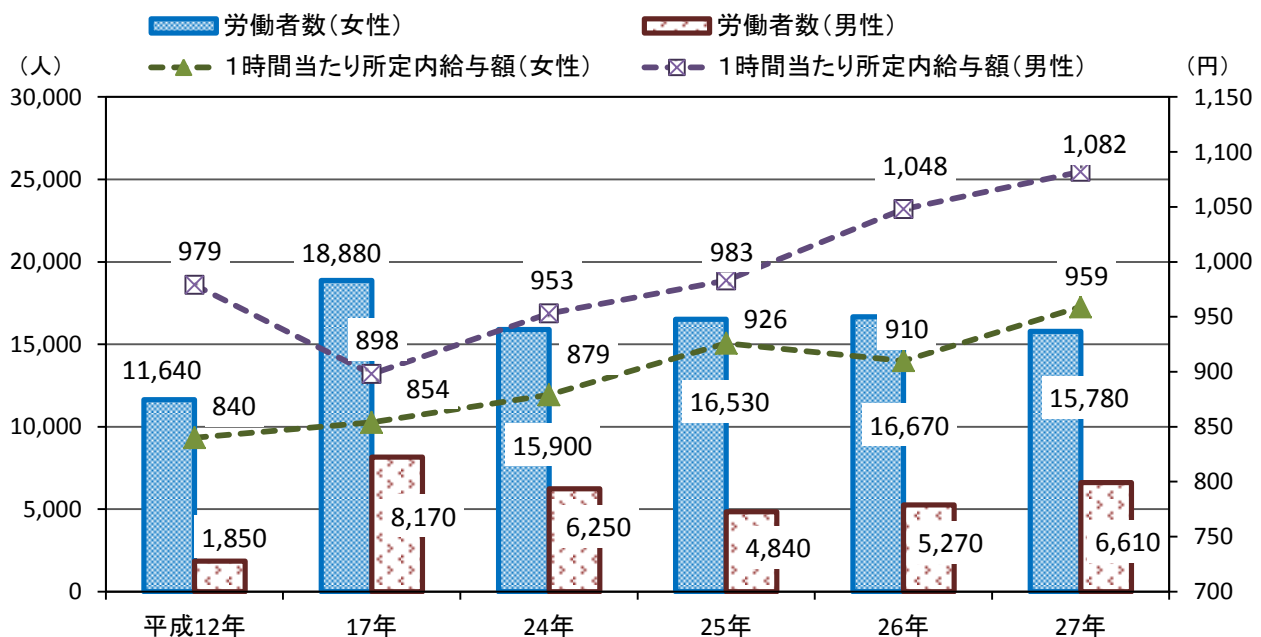


平成27年の本県の短時間労働者数は、前年と比べ女性は減少、男性は増加した。また、1時間当たりの所定内給与額は、男性の1,082円に対して女性は959円で、男女ともに前年を上回った。

図B-9 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
H17年	女性	42.3	4.7	19.3	5.0	854	40.7	18,880
	男性	34.1	3.7	16.6	4.2	898	25.6	8,170
18年	女性	42.9	5.2	19.7	5.2	873	25.9	16,800
	男性	38.5	3.2	16.9	5.2	928	34.4	4,900
19年	女性	46.0	5.3	20.0	5.3	860	30.3	19,200
	男性	42.5	3.8	17.5	5.1	957	24.8	5,070
20年	女性	46.6	5.6	19.5	5.1	898	38.9	15,560
	男性	41.8	3.9	16.5	5.1	996	24.5	4,940
21年	女性	46.3	5.5	19.3	5.1	890	36.1	18,660
	男性	42.8	4.1	17.8	5.2	1,110	56.3	5,780
22年	女性	46.2	5.5	19.6	5.2	879	30.9	14,410
	男性	44.3	4.3	18.0	5.1	984	19.3	4,200
23年	女性	47.7	6.1	19.0	5.3	898	42.6	13,600
	男性	44.8	4.9	17.2	5.3	972	19.5	4,500
24年	女性	45.9	5.6	19.3	5.2	879	36.5	15,900
	男性	43.3	4.1	17.8	5.0	953	23.1	6,250
25年	女性	48.8	6.3	18.7	5.3	926	35.1	16,530
	男性	44.6	4.8	17.8	5.2	983	23.6	4,840
26年	女性	46.5	6.0	18.5	5.4	910	26.9	16,670
	男性	42.5	5.1	17.1	5.4	1,048	29.6	5,270
27年	女性	47.5	6.2	18.6	5.4	959	39.1	15,780
	男性	44.8	4.8	15.9	5.3	1,082	31.3	6,610

(注)「短時間労働者」は、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者。抽出調査であり、労働者数は推計値。



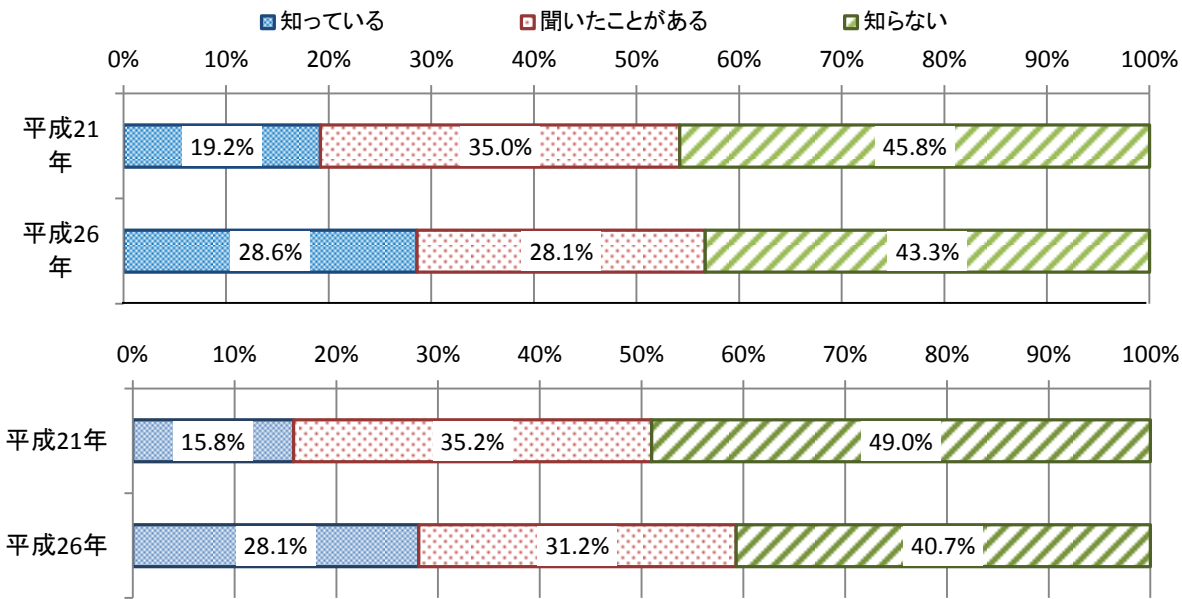
資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成27年)



## 【重点目標6】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成26年の調査によると、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」について、男女ともに「知っている」、「聞いたことがある」を合わせて、約半数は「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知している。

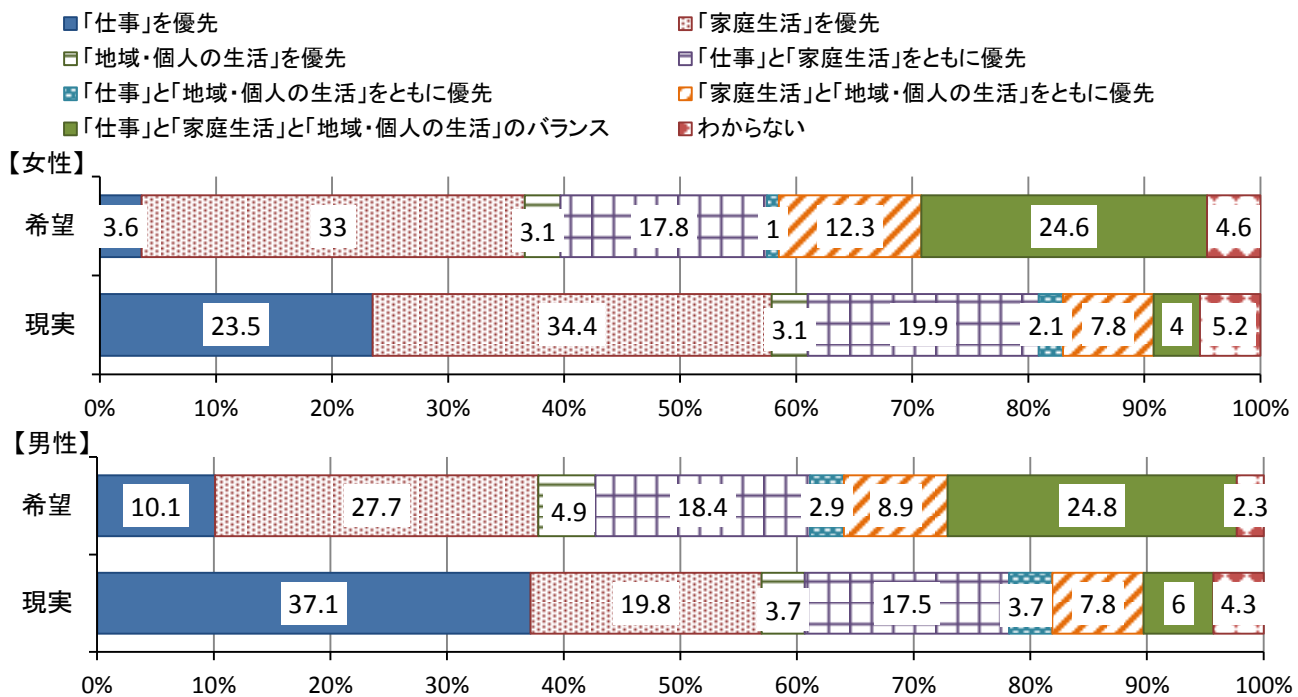
図B-10 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度



資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年）

平成26年の意識調査によると、仕事と生活の調和に関する「希望」は、男女ともに「家庭生活」を優先と答えた割合が高いが、「現実」では男性は仕事、女性は仕事又は家庭生活を優先している割合が高く、希

図B-11 仕事と生活の調和に関する希望と現実



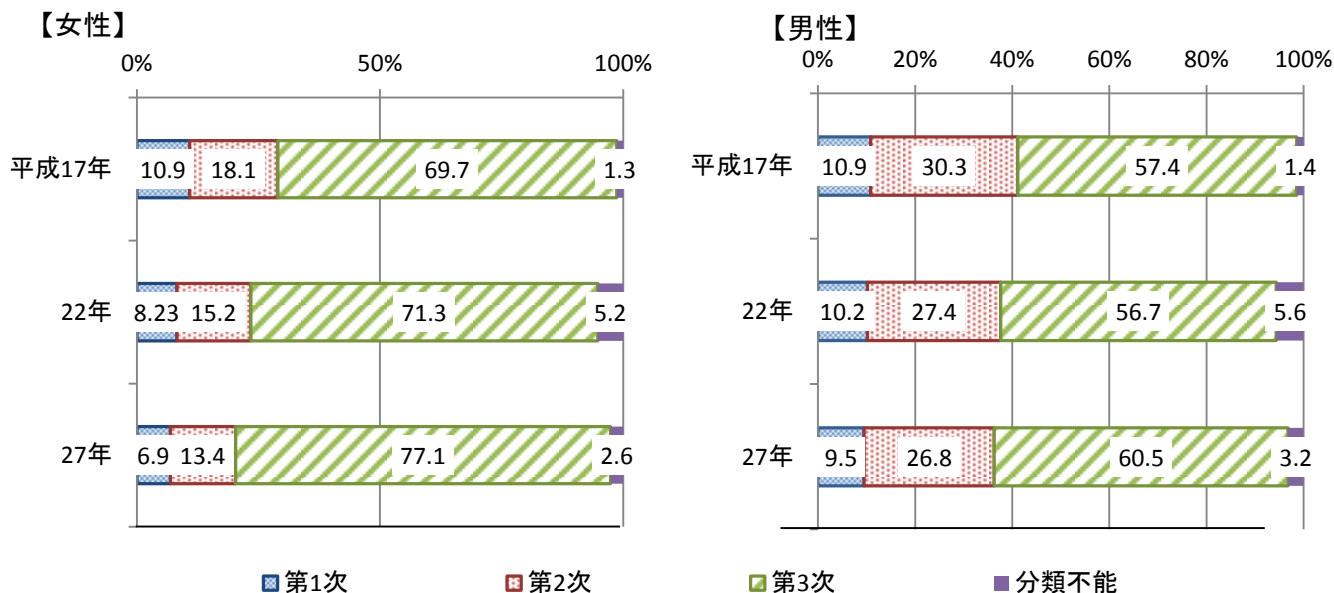
(注) 質問における用語の意味「仕事」：自営業主、家族従業者、雇用者として週1時間以上働いていること  
 同「家庭生活」：家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など  
 同「地域・個人の生活」：ボランティア活動、社会参加活動、交際、つきあい、学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど

資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年）

## 【重点目標7】農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

平成27年の本県の就業者は、男女ともに第1次産業・第2次産業の割合が減少した。第3次産業は、男女ともに増加している。

図B-12 産業大分類別就業者数

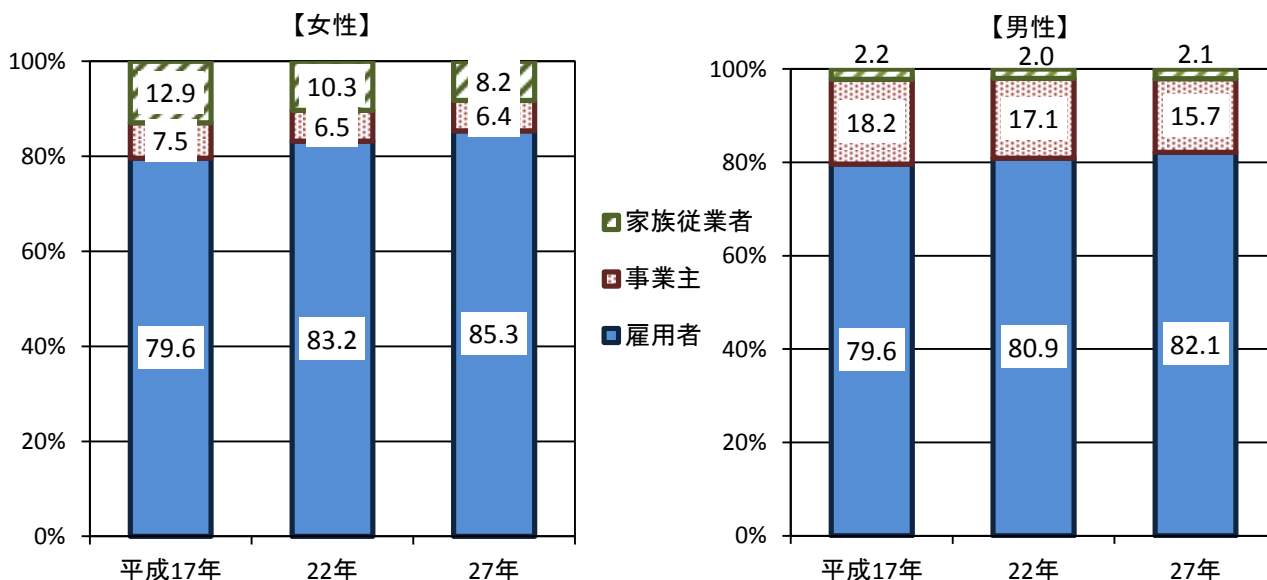


(注) 第1次産業: 農業、林業、漁業 第2次産業: 鉱業、建設業、製造業  
第3次産業: 電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む14項目

資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

平成27年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男性は雇用者が増加。女性も雇用者が2.1%増加し、家族従業者は減少傾向にある。

図B-13 従業上の地位別就業者数の推移

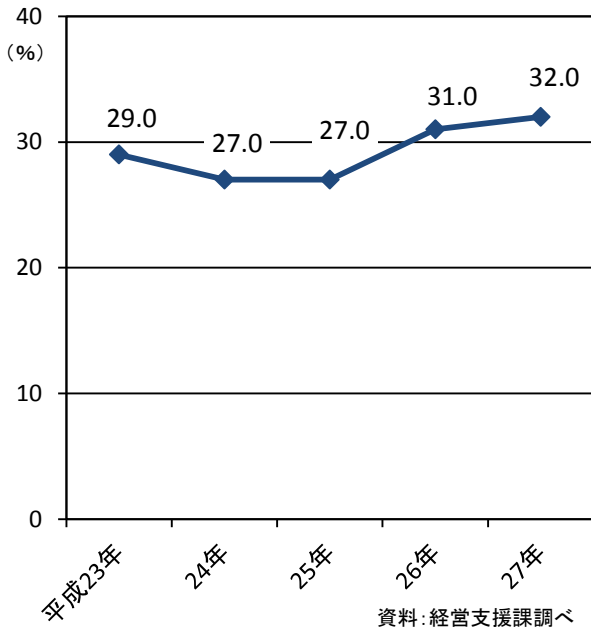


(注) 家族従業者: 農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族  
事業主: 家庭内職者を含む、雇用者: 役員を含む

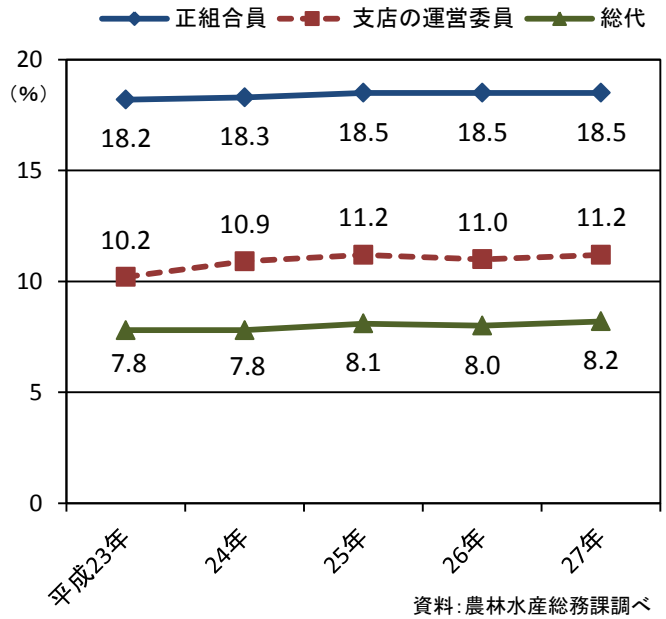
資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

平成27年の農業委員についてみると、選任委員に占める女性の割合は32%で前年より1%増加。農業協同組合における女性の割合は、正組合員、各支店の運営委員、総代ともほぼ横ばいである。

図B-14 選任委員に占める女性農業委員の割合

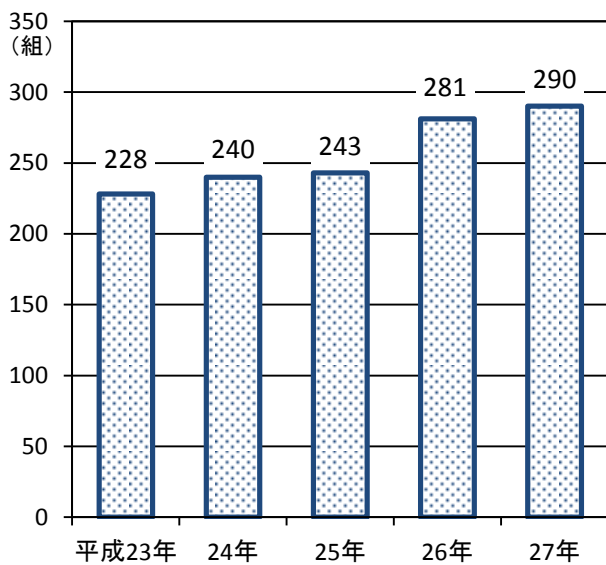


図B-15 農業協同組合における女性割合の推移

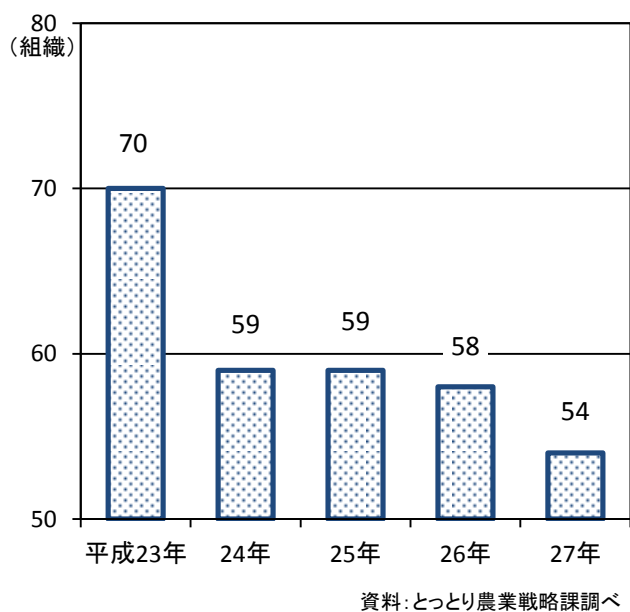


平成27年の家族経営協定の締結状況は290組で、前年より9組増加した。女性起業組織数は、昨年より4組減少し54組織であった。

図B-16 家族経営協定の締結状況



図B-17 女性起業組織の推移

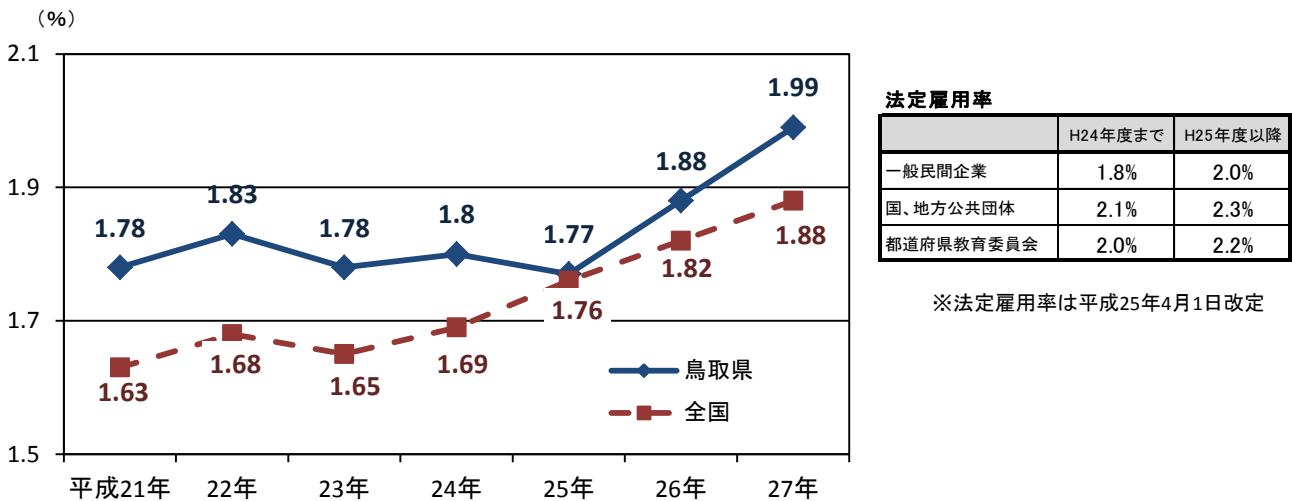


テーマC：人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

【重点目標8】男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

平成27年の調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は1.99%で、昨年に引き続き過去最高を更新した。

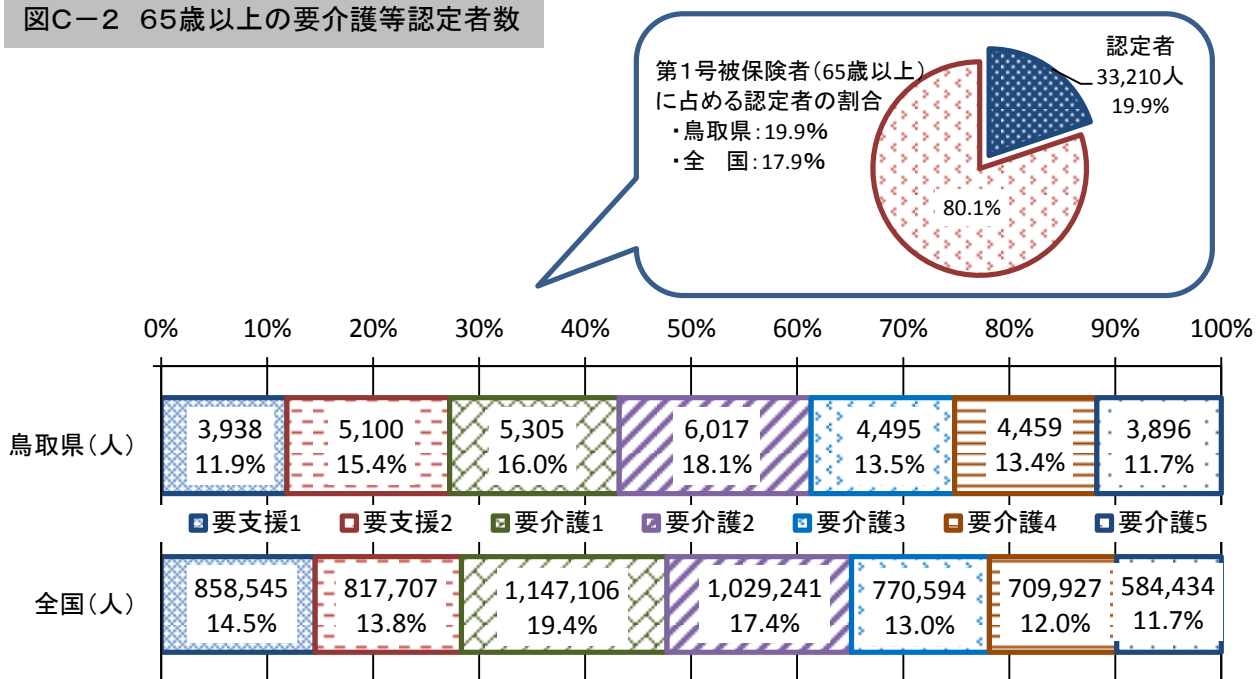
図C-1 一般民間企業における障がい者雇用率の推移



資料：厚生労働省「障害者雇用状況調査」(平成27年)

平成26年の調査によると、県内の65歳以上で要介護または要支援の認定を受けているものは33,210人となり昨年度より844人増加、65歳以上の第1号被保険者数も昨年度より3,849人増加したため、65歳以上第1号被保険者に占める要介護認定者の割合は昨年とほぼ横ばいの19.9%となっている。

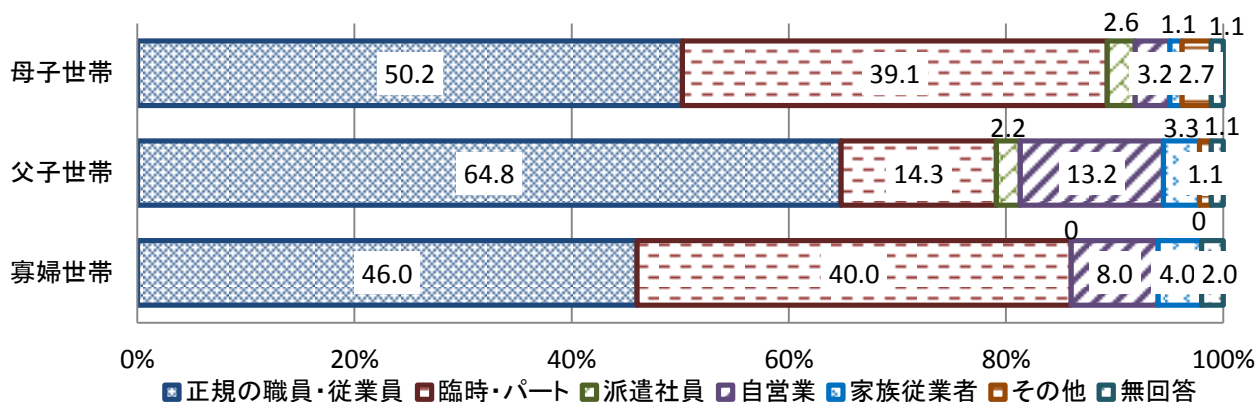
図C-2 65歳以上の要介護等認定者数



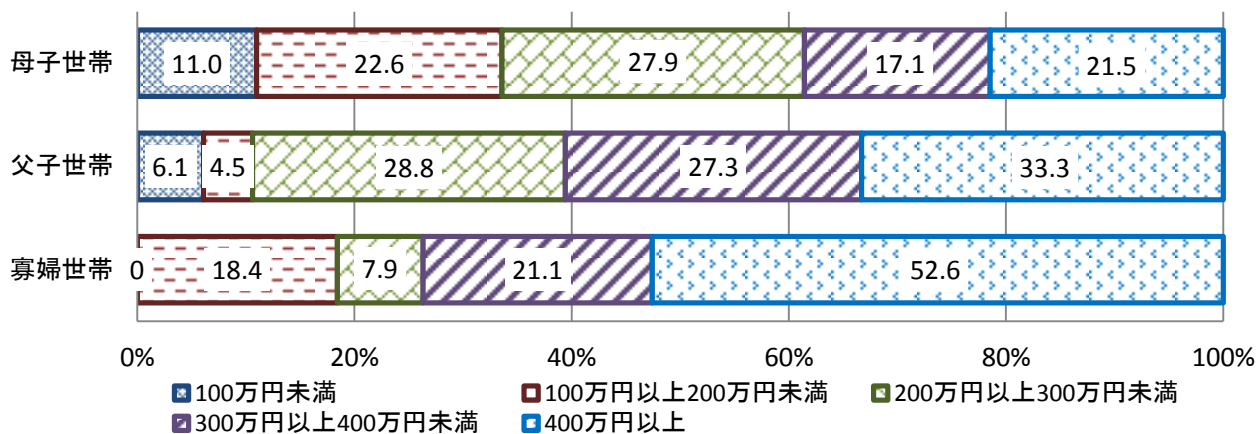
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(平成26年)

平成25年の調査では、就業状態が臨時・パートである割合が、母子世帯で39.1%、寡婦世帯で40.0%である一方、父子世帯の64.8%が正規の職員・従業員である。また、年間総収入が200万円未満の世帯が、母子世帯で33.6%、寡婦世帯でも18.4%となっている。

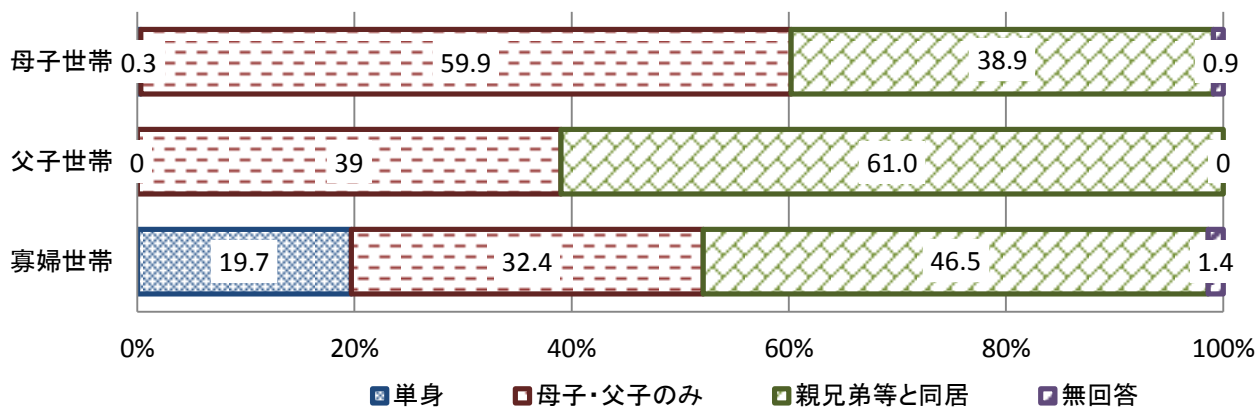
図C-3 ひとり親世帯の就業状況



図C-4 ひとり親世帯の年間収入



図C-5 ひとり親世帯の世帯構成



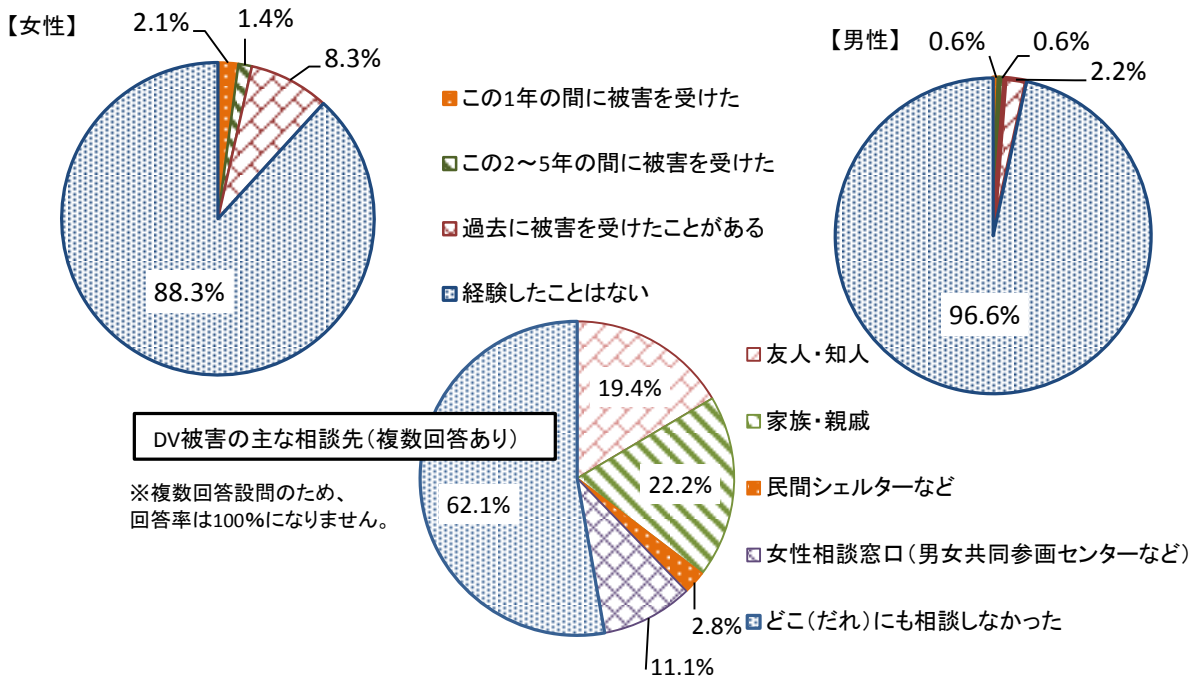
(注) 寡婦世帯: 65歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者からなる世帯

資料: 鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成25年)

## 【重点目標9】男女間におけるあらゆる暴力の根絶

平成26年の調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の29人に1人、男性の81人に1人がこの5年間にDV被害を経験している。またこの5年の間に被害を受けた人の約6割がどこにも相談していない。

図C-6 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験

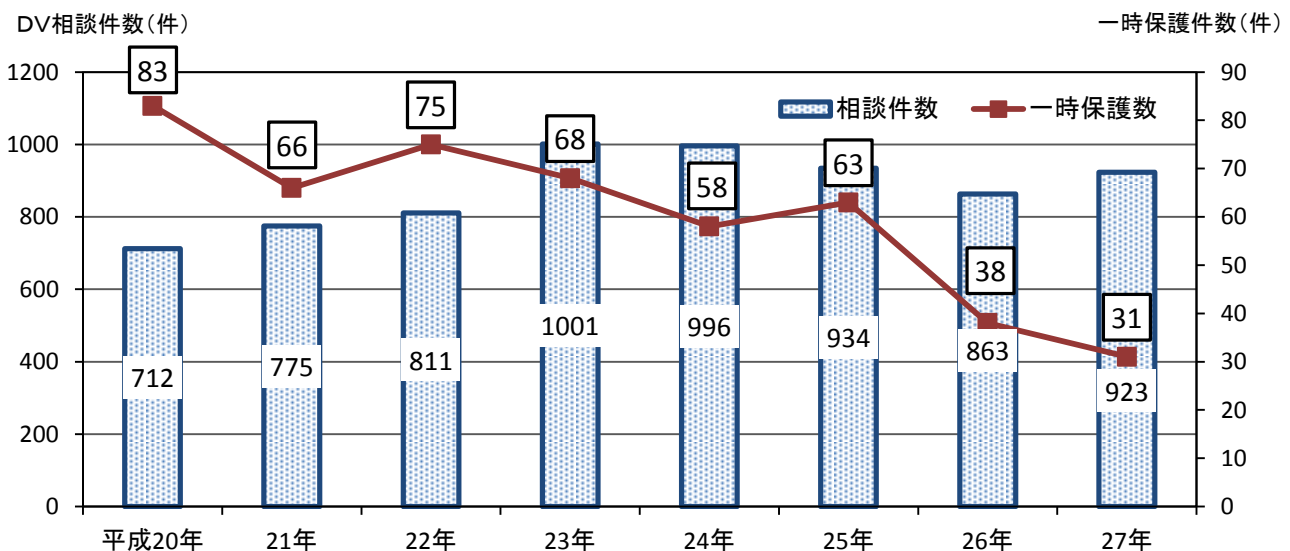


(注) DV(ドメスティック・バイオレンス): 一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のこと。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれる。

資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

平成27年の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は923件で、前年より60件増加している。また、DVを主訴とする一時保護数は31件で、前年より7件減少した。

図C-7 DV相談件数、一時保護数の推移



※DV相談件数: 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員設置市において取扱った件数。

資料: 福祉相談センター調べ

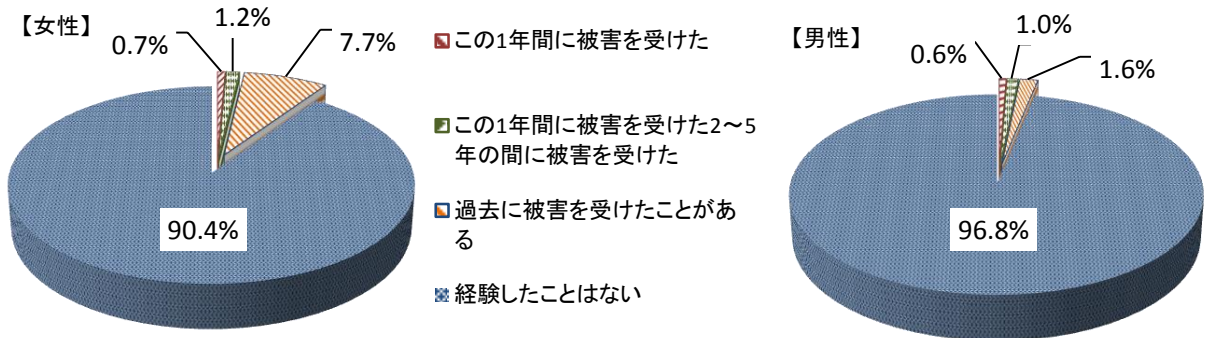
※一時保護件数は、当該年度に婦人相談所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき一時保護した件数(前年度からの繰越件数を含む。)

※平成26年1月より、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含む。

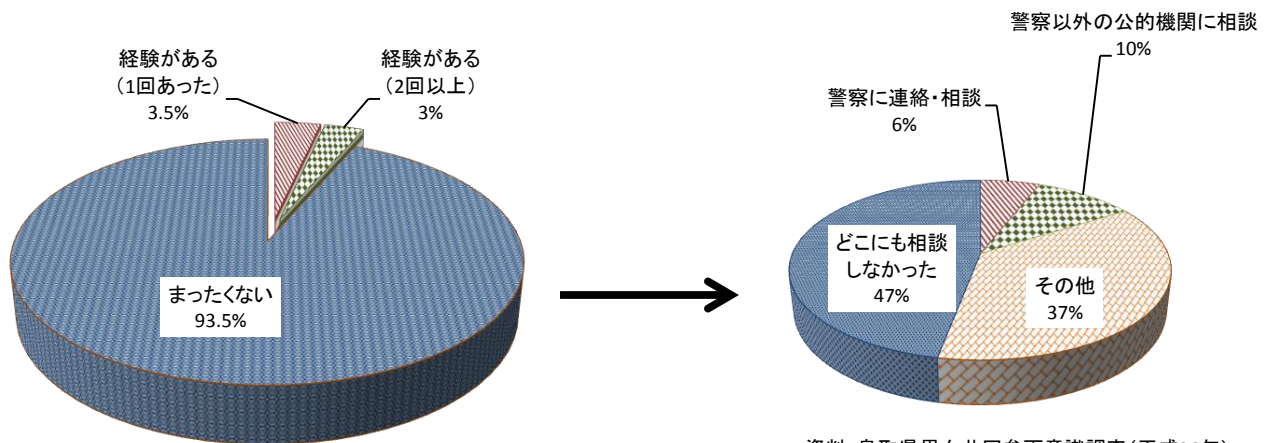


平成26年の意識調査によると、女性の9.6%(10人に1人)、男性の3.2%(31人に1人強)が過去にストーカー被害を受けたことがあると答えている。または性暴力を受けたことがあると回答した女性(7.5%)のうち、半数近くの人はどこにも相談しなかったと答えている。

図C-8 ストーカーの被害経験



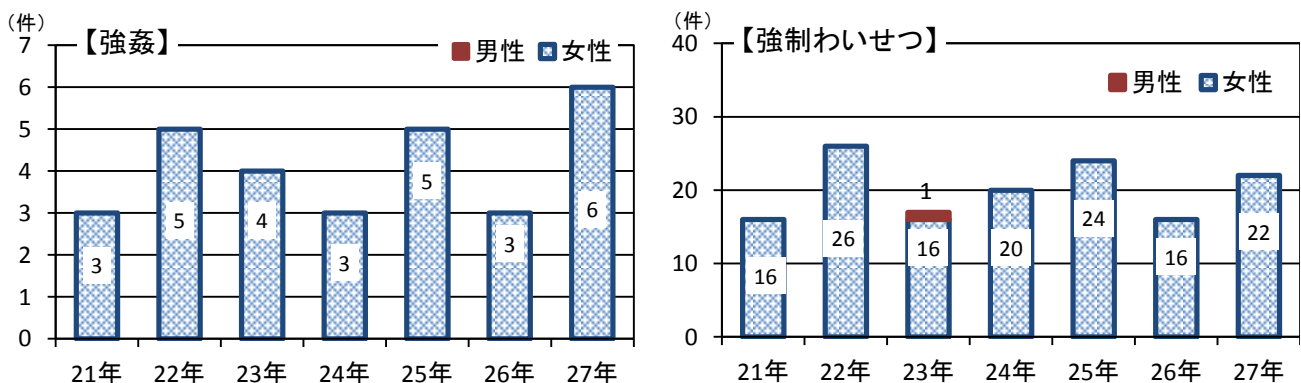
図C-9 性暴力の被害経験 (女性のみ)



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

平成27年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、強姦は6件、強制わいせつは22件であった。

図C-10 性犯罪の認知件数(被害者の性別)

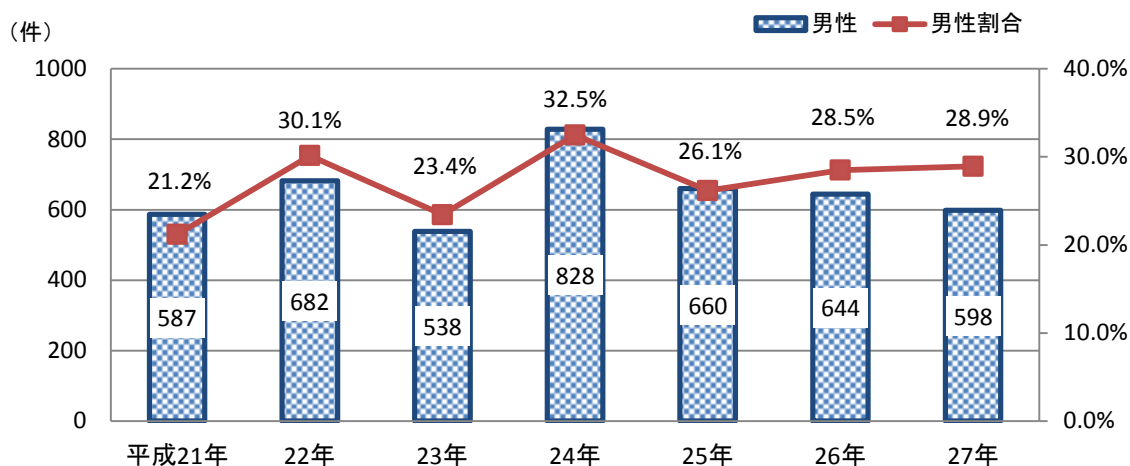


資料：鳥取県警察本部「犯罪統計」(平成27年)

## 【重点目標10】生涯を通じた男女の健康の支援

平成27年の男女共同参画センター(よりん彩)における男性相談件数は598件で、総相談件数の28.9%を占めている。

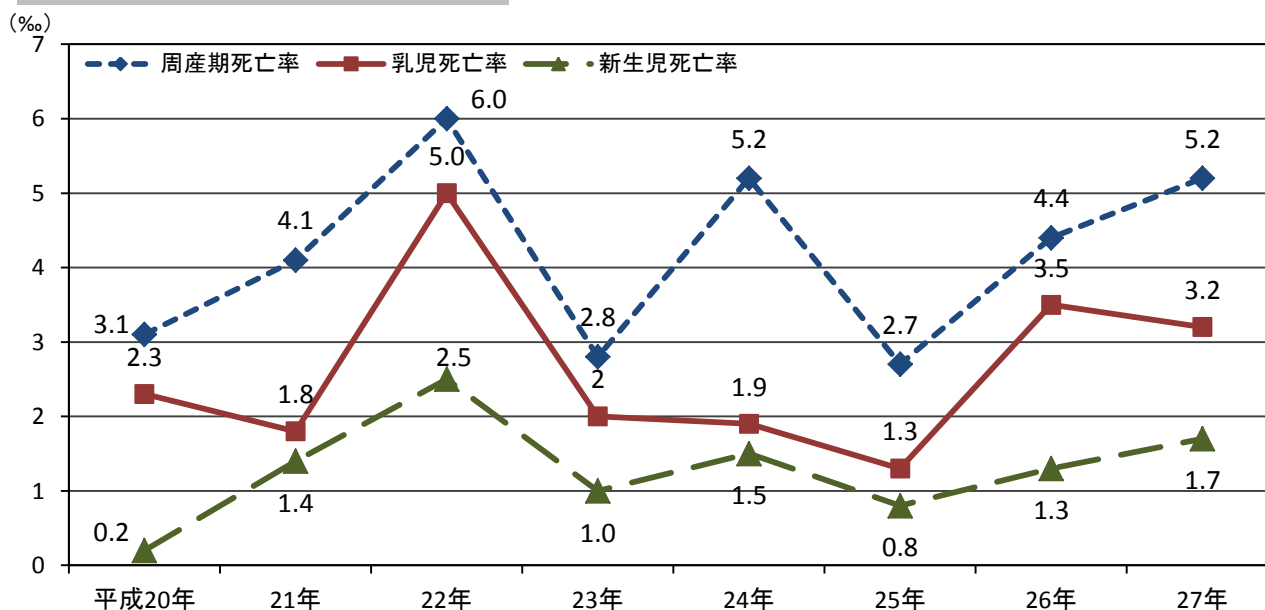
図C-11 男女共同参画センターにおける男性相談の推移



資料:男女共同参画センター調べ

平成27年の本県の周産期死亡率は0.52%、新生児死亡率は0.17%と前年と比べ増加した。乳児死亡率は前年より0.03%減少している。

図C-12 母子保健関係指標の推移



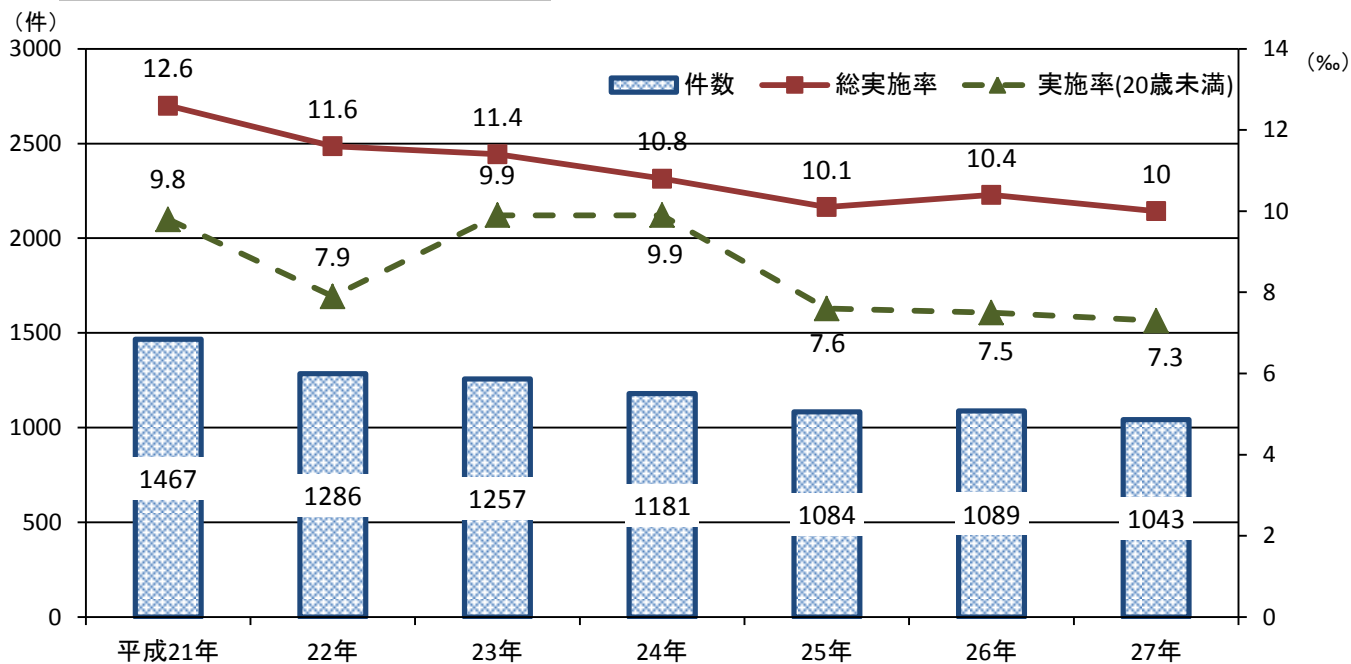
(注)「周産期死亡率」は、(妊婦満22週以後の死産数+早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷出産数×1000  
「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の死亡数÷年間の出生数×1000

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成27年)



平成25年の本県の人工妊娠中絶件数は1,084件で、前年より97件減少。また、総実施率、20歳未満の人工妊娠中絶実施率も、ともに減少した。

図C-13 人工妊娠中絶件数の推移

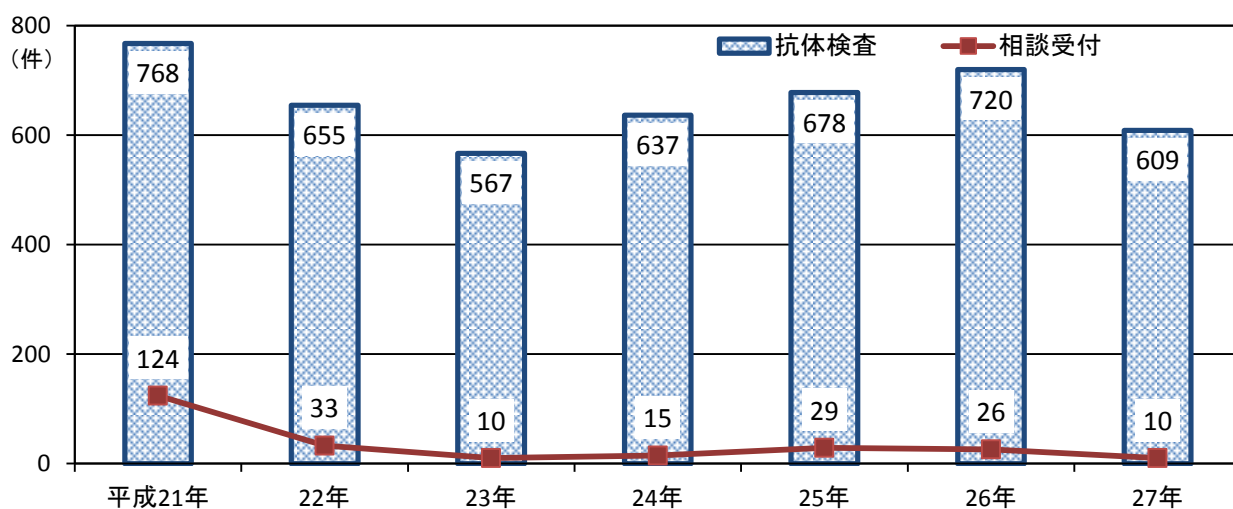


(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数/15歳以上50歳未満女子総人口×1000

資料:厚生労働省「保健・衛生行政業務報告」(平成27年)

平成25年のエイズ患者・感染者情報によると、本県の保健所におけるHIV抗体検査は609件で、前年に比べ111件減少し、相談受付も前年に比べ16件減少し10件であった。

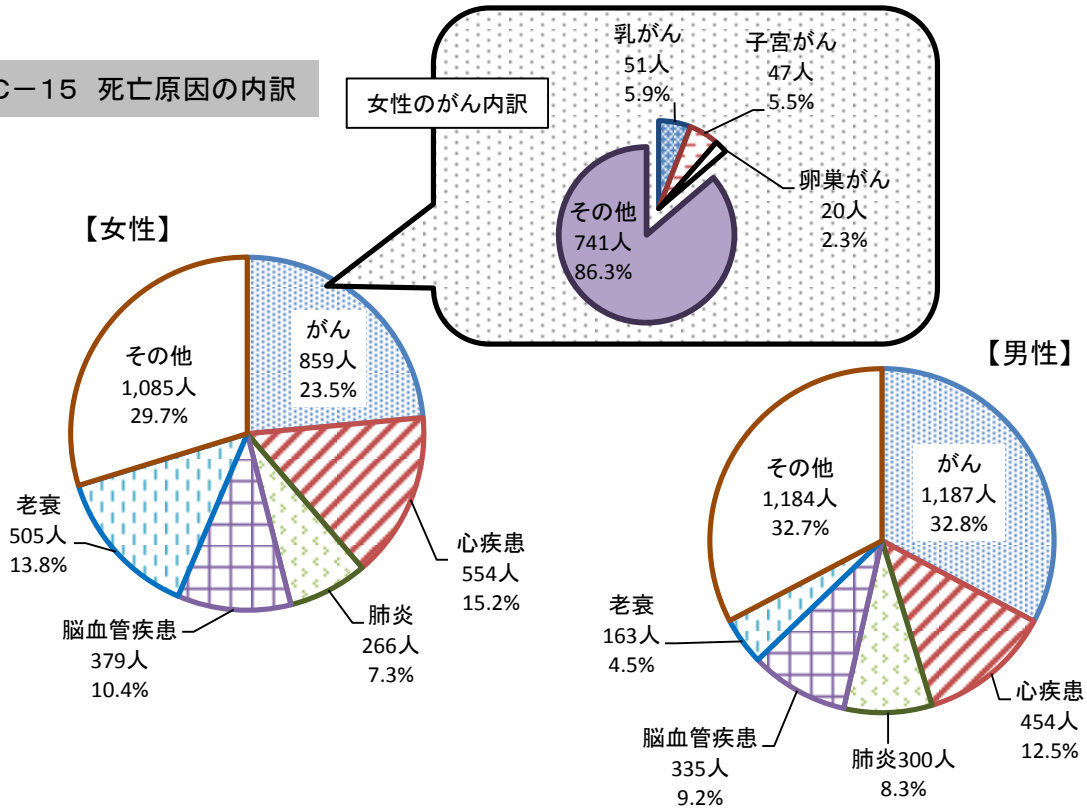
図C-14 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料:厚生労働省「エイズ発生動向年報」(平成27年)

平成27年の本県における死亡原因の1位は男女ともがんであるが、女性では乳がんで51人、子宮がんで47人、卵巣がんで20人の方が亡くなっており、女性のがん死亡原因の13.7%を占めている。

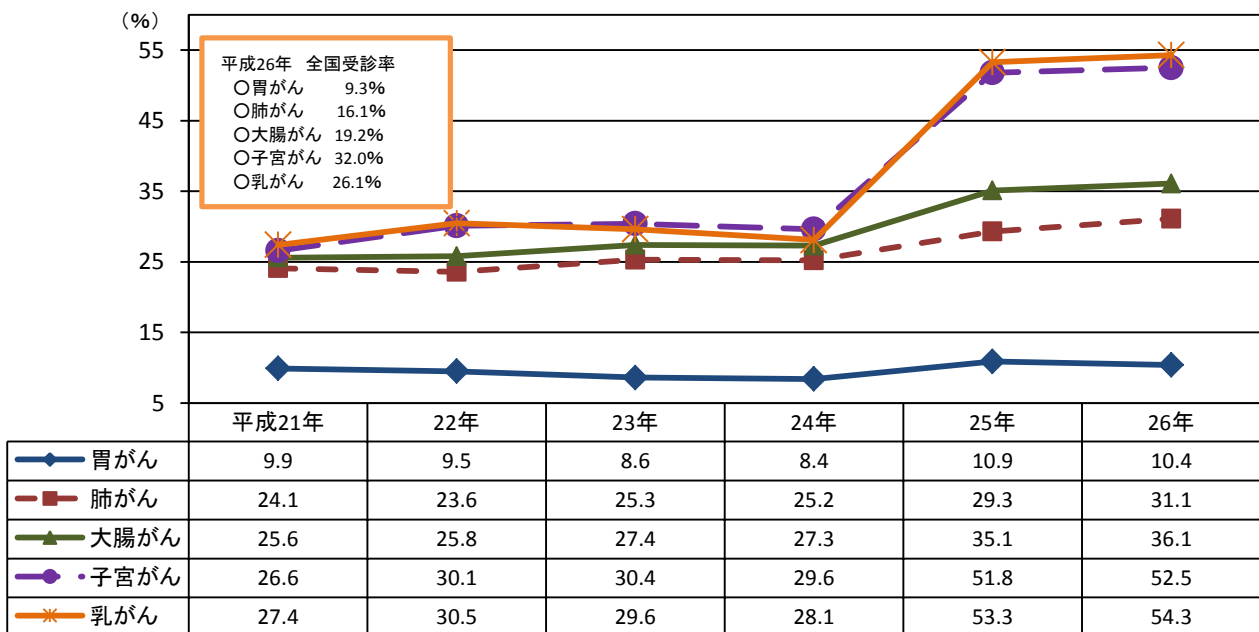
図C-15 死亡原因の内訳



資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成27年)

平成26年の本県のがん検診受診率は、全ての検診で全国を受診率を上回り、特に子宮がん、乳がんの受診率は平成25年から大きく向上し50%を上回っている。

図C-16 がん検診受診率の推移



注：「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢が40歳以上(子宮がんは20歳以上の女性)から40歳～69歳(「子宮頸がん(平成24年度より変更)」は20歳～69歳)に変更。

資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成26年)



鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書

～平成27年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～  
平成29年3月

---

発行／鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局  
女性活躍推進課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電 話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-8196

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

Eメール [danjyo@pref.tottori.jp](mailto:danjyo@pref.tottori.jp)